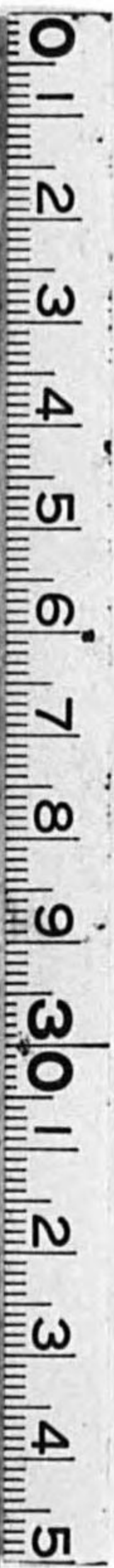


14. 5-375



4.5

375



始





11.5  
375

國民精神文化研究 第三十三册第五年第六册

フ  
ア  
ッ  
シ  
ス  
ト  
イ  
タ  
リ  
ア  
の  
教  
育  
改  
革

助 文 研  
手 學 究  
渡 博 士 囑  
邊 士 託  
誠 吉 田 熊 次

國民精神文化研究所





フ  
ァ  
ッ  
シ  
ス  
ト  
イ  
タ  
リ  
ア  
の  
教  
育  
改  
革

助 女研  
學 究  
博 嚙  
手 士 託

渡 吉

邊 田

熊

誠 次



發行所寄贈本



14.5  
375

ファッション・イタリアの教育改革

- 第一章 ファッション以前のイタリア思想界
- 第二章 ファッション以前のイタリア教育界
- 第三章 国民主義教育運動の擡頭と展開
- 第四章 ジョヴァンニ・ジエンティレの教育思想
- 第五章 ファッション政府の教育行政改革
- 第六章 ファッション政府の学校教育改革
- 第七章 学校教育に於ける宗教教授
- 第八章 社会教育に於けるファッション政府の業績
- 第九章 ファッション・イタリアの教育制度の現状

目次



目次

- 一 中央教育行政
- 二 地方教育行政
- 三 初等教育
- 四 中等教育
- 五 實業教育
- 六 高等教育
- 七 藝術教育
- 八 學校系統圖
- 九 統計

第十章 ファッシスト教育改革の意義  
人名索引

一頁 二頁 三頁 四頁 五頁 六頁 七頁 八頁 九頁 一〇頁 一一頁 一二頁 一三頁 一四頁 一五頁

# ファッシストイタリアの教育改革

吉田熊次  
渡邊誠

## 第一章 ファッシスト以前のイタリア思想界



ファッシスト政府はムッソリニ(Benito Mussolini)の手に依つて成立し、ファッシスト教育改革はムッソリニ政府による教育改革であるが、ファッシスト政府が決行した最初の教育改革はジエンティレ<sup>(1)</sup>(Giovanni Gentile)といふ哲學者の手に依つて遂行せられたのである。ジエンティレの思想が果してファッシスト政府の精神と全く同一なりや否やは暫く問題であるとしても、ファッシストイタリアの最初の教育改革の指導精神を理解する爲には先づジエンティレの哲學思想を究明することが要求せられねばならぬ。その爲には又イタリアの思想界の變遷を瞥見することが要求せられねばならぬ。尤もジエンティレはドイツ理想主義哲學派に屬する思想家と稱せられ、イタリア固有の哲學思潮よりも寧ろ外來思想の系統に屬するもののごとく見えるが、他面に於いては西暦第十九世紀初頭のイタリア哲學の思潮を多分に汲



み取り、或點に於いてはそれの復活とも見られるのである。而して十九世紀初頭に於いてイタリアの知識階級を支配せし哲學説は所謂イタリア實在論と稱せられるもので、イタリアの傳統思想たるカトリック主義と十八世紀の時代思潮たりし自由主義とを融合・調和せるもので、その中には特殊のイタリア國民思想を包含するものである。ジェンティレによつて爲されたフアツシスト教育が、國民主義的であり、理想主義的であり、宗教尊重主義的であつたことの淵源はこゝに存するのではあるまいか。

フアツシスト政府が西暦千九百二十二年の秋に樹立せらるゝや、公教育大臣 (ministro della pubblica istruzione) 即ち我が國でいふ文部大臣に任命せられたジェンティレは有名なる哲學者であり、ローマ (Roma) 大學の教授であつて、かねてから教育上の見識を有つて居た。千八百九十八年にピザ (Pisa) 大學で得た哲學の學位論文は「ロスマニニとジョベルティ (Rosmini e Gioberti)」と題するものであつた。ロスマニニ (Antonio Rosmini) もジョベルティ (Vincenzo Gioberti) も共に十九世紀に於けるイタリア哲學者である。ジェンティレはピザ大學に於いてイヤイヤ (Donato Jaja) 教授に師事し、その師スバヴェンタ (Bertrando Spaventa) を通してロスマニニ及びジョベルティの思想を繼承したのである。ロスマニニ及びジョベルティの哲學は十九世紀の末葉には多く世人に顧みられなかつたが、ジェンティレは之に憤慨し、先づスバヴェンタ全集の刊行を企畫し、千九百一年にその第一巻を出した。又千九百三年からイタリアのヘーゲル派の哲學者クロッチェ (Benedetto Croce) が主宰して發行せる雑誌『批判』(La critica) に協力し、クロッチェ

と共に理想主義哲學の勃興に努めた。千九百二十三年に於けるフアツシズムの教育改革はかくのごときジェンティレの思想を背景として爲されたものなのである。

上代ローマ時代のイタリアは西歐文化の源泉であつたが、中世を経て近世に至つてからは、政治上に於いてオーストリア・フランス・スペイン三國の支配下にありしがごとく、思想上に於いても外國の支配下にあつた。十八世紀末に於いては特にフランスの影響が著しかつた。フランス革命時代の自由主義的思想はイタリアにも浸潤して一部知識階級に自由・獨立の思想を鼓吹した。又ナポレオン一世のイタリア侵入はオーストリアの勢力を驅逐すると共に自ら國民的意識をイタリア人の間に勃興せしめるに至つた。ナポレオン一世の没落後に再びオーストリアの勢力が復活したが、ナポレオン時代に成立した諸共和國は倒れても國民的意識のみは依然としてイタリア人の間に殘存したのである。然るにオーストリアの宰相メッテルニヒは專制政治・舊制度の維持を旨とし、抑壓を事としたので、自由・要望の立場から幾多の祕密結社が發生した。是等の結社の共通目標は外國勢力よりの解放と國民的獨立とであつた。かくして幾多の叛亂と革命運動とが各地に起つた。千八百十五年より同三十一年に至るまでのイタリア獨立運動は皆失敗に終つたが、イタリアの國民的思想は實にこの間に培養せられたのである。唯、是等の運動は地方的・小地域に局限せられた個々別々のものであつて、イタリア全體としての民族的・國家的獨立の思想が缺如して居たために失敗したのであつた。千八百三十一年から千八百四十八年のイタリア獨立戦役の起るまでは、獨立統一思想の



成熟完成といふ方面に愛國者等の關心が集中せられた時代であつて、幾多の哲學者思想家が輩出して國民的思想を鼓舞し、中には國民的運動にも參加したのである。ロスマニといひ、ジヨベルティといひ、實にこの派の人達であつた。

十八世紀末葉から十九世紀初頭に於いてイタリアの教育界に國民的精神の作興に努めた思想家にクオッコ(Vincenzo Cuoco)があつた。彼はミラノ(Milano)に於いて『イタリア新聞(Giornale italiano)』を發刊して國民的精神を鼓吹したり、ナポリ(Napoli)に歸つては政府の教育委員會に列したり、又千八百九年には時のナポリ政府に教育法令に關する報告書を提出したりなどした。而して彼の政治思想、教育思想は一世紀前のイタリア哲學者ヴェッコ(Giovanni Battista Vico)の思想に基くものであり、このヴェッコの哲學思想もスバヴェンタ等を経てジェンティレに傳へられたのである。ヴェッコは近世に於けるイタリア哲學の元祖と稱せられ、又十九世紀に於けるドイツ哲學、即ちカント及びヘーゲルの哲學思想を豫告して居ると言はれて居る。彼はデカルトの哲學よりすれば眞理の規準が主觀に存することとなるのに反對し、之を客觀即ち自然に求むべきを主張する。自然は神の造れるものなるが故に、自然を理解するものは神のみである。デカルトは自我を本とし、それより眞理を規定するが、かくのごときは眞理に接近するに止まり、眞理を示す科學ではない。科學は神にのみ屬するものであると説くのである。尤も彼の晩年の思想は幾分右のごとき懷疑主義を緩和し、歴史的實在を自己形成の過程となし、眞理はデカルトが主張するがごとく主觀の内には在るが、抽象孤立の個人の内には存するので

はなく、歴史的過程にそれ自體を實現する所の人類精神の内には存すると説いた。ヴェッコはデカルトのコギト(cogito)の準則たる精神の自律の原理をかくのごとき意味に於いて肯定したのである。彼は歴史を目して精神の發展の自動過程となし、全人類世界を目して一般と特殊との綜合と見、この綜合はそれ自體が眞の理性即ち神意に従ふものと解した。ヴェッコはカトリック主義と國民主義とをかくのごとく融合し、歴史を正當づける十九世紀思想を包含して居たのである。イタリアに於ける國民的哲學思想の源泉は實にヴェッコに存すると言つてよ

い。クオッコはヴェッコの哲學說そのものよりも寧ろその政治思想を多く受け繼いだ。随つて教育によつて國民的意識を培養し、國家の統一と獨立とを持ち來さんことに努めた。若しも教育にして備はらなければ如何に善良なる法律も無用の長物である。法律は制定せられよう、併し是等を市民の心情に植ゑつけるものは教育である。教育のみがイタリアの昔の偉大性と昔の光榮とを恢復することが出来る。自然は吾人にあらゆる才能を賦與したが、是等を理解し、利用するには、勤勉を必要とする。之を與ふるものは教育である。而して有用なる教育は(一)總ての學術・技藝を包容する一般のものとなければならぬ。(二)教育の門戸は誰にでも開放せられなければならぬ。初等教育は無月謝であり、中等教育は多少の月謝を徴收する。(三)教育は又劃一的でなければならぬ。劃一は効果を挙げ易く、且監督に便利である。是等は皆教育尊重の思想を覺醒したものである。但しクオッコはジェンティレと異なり、學校では文



學的・科學的・道徳的・政治的の教育を施すが、國家は宗教教育に關與してはならぬと説いた。なほクオコは初等教育にあつては初歩の政治的・國民的意識を發達せしむることを目的とすべく、中等教育にあつては社會の指導階級の圓滿なる發達を期すべく、その中で人文諸科と並んで自然科学・歴史及び地理等をも授くべしと説いて居る。ナポレオンの没落と共にクオコの教育意見も放棄せられるに至つたが、彼の教育思想は後の國家復興(risorgimento)運動に傳へられ、イタリア國家の成立に寄與する所があつたと言はれて居る。

クオコはヴェイコより國民的意識を繼承したが、十八世紀のフランス思想の影響を受けて合理主義的であり、反宗教的傾向が強かつた。然るに千八百十五年以後には政治的・反動と共に精神的反動も勃興し、それと共にローマ主義即ちカトリック主義が再興するに至つた。尤もその中には一面に於いてカトリック教義に基き客觀的なる絶對の眞理を信ずると共に、他面に於いては精神の自發性を確信し、外部よりの強制を排撃することに於いて全く十八世紀的革命的なるものがあつた。即ちヴェイコ以來の國民的思想とフランス革命時代の自由主義とを加味せる新カトリック主義は國家復興運動に關與せる哲學思潮であつた。而してその最も著名なる代表者はロスマニニとジョベルテイとであつた。

ロスマニニは牧師であり、哲學者であり、又政治にも關係して居る。ロスマニニは個人的自由意志の權利と幸福本能の權利とに對立して道徳法の絶對性を設立し、經驗主義の哲學に反對してカトリック主義を主張した。彼はカントの十二の範疇の代りに實在觀念唯一つを認め、實

在觀念は思考の孰れの對象にとつても必要なる述語であり、又客觀的なるものと見る。この客觀的觀念は主體によつて直覺的に知覺せられるが主體自身の精神より派生せられるのではないと説く。ロスマニニは又啓蒙時代の原子論的個人主義に反對し、個人意識を超越する權威に服従することによつて各精神を統一にまで持ち來すことの必要を主張する。而して之を成し遂げ得るものはカトリック主義であつて、之を成し遂げることが教育の目標であると説く。ロスマニニは千八百五十七年に匿名を以つて刊行せる教育書「人間教育の最高方法原理とその若干の適用とに就て」(Del supremo principio della metodica e di alcune sue applicazioni in servizio dell' umana educazione)に於いて独自の教育方法原理を説いて居る。彼の信ずる所に從へば、人間の悟性は自然によつて先天的に規定せられた發達行程を持つて居り、この行程によるにあらざれば發展は不可能である。この行程は自然によつて型造せられ、心的事物の必然的秩序である。故に精神的活動の規範は事物の中にあつて主體の中にはない。思考は事物として役立つ所のものか又は他の思想に事物を準備する所のものであるとなし、一定の方法原理を樹立した。要するにロスマニニはローマ法王應よりは喜ばれなかつたけれども、その哲學思想は神學的實在論的理想主義に屬するものであつて、イタリアの國民的勃興に大なる影響を及ぼしたのである。

ジョベルテイはトリノ(Torino)の大學教授であつたが、政治的・革命思想の爲に追放せられ、パリ・ブリュッセル等に漂浪して居る間に愈々愛國的精神を高め、千八百四十二年から三年に互



つて『イタリア人の道徳的・文化的優越に就いて (Del primato morale e civile degli italiani)』と題する著書を公にしてイタリア人を激勵した。彼は又法王廳から排斥せられたるに係らず、新法王黨 (partito neo Guelfo) の創立者と稱せられる。彼の哲學はロスマニのそれと共に現實的理想主義と稱せられるが、その師ロスマニよりも一層多くデカルトに反對的態度を示して居る。ロスマニは實在を寧ろ靜的に把握せるに對し、ジョベルティは之を動的に把握し、現實的具體的實在としての神は人間の意識と歴史とに於いてその存在を示すとなすのである。彼に従へば、絶對的なる神の實在は直接的・純粹精神的直觀の眞の目的物である。その際にもロスマニの考へ方のごとく意識の事實より出發するのではなく、又デカルトのごとく心理的方法によらざるでもない。各哲學は天啓に基くべく、神學より分離せる哲學的認識はないと説く。かくしてジョベルティはカトリックにあらざるものは完全なる哲學者ではあり得ないと極論して居る。彼に従へば、完全なる客觀性は神にのみ存するが故に、總ての認識は人間自身には認識し得ざる神の天啓として把握される他はない。實在は現存在を創造し、現存在は實在にまで還歸するといふことが彼の根本原理であつて、この原理より哲學の分類が生ずる。總ての事物の始と終とは神であり、神の概念は一切の學に表現せられると説くのである。ロスマニとジョベルティとの間には活潑なる論争があつたに係らず、次の四つの點に於いては共通であつた。即ち(一)哲學とドグマと結合すること、(二)知的直覺を出發點とすること、(三)結局に於いては現實的理想主義たること、(四)獨斷的・先驗的方法をとること等である。而してジョベル

ティの興味を中心はクオコと同じく常に政治的・教育的方面にあつた。イタリアの復活の問題は實に若き彼の念頭を占領した所のもので、イタリアの政治的・隸屬の原因と祖國の自由の條件とに就いては夙に彼をして熟慮せしめたのである。彼はクオコと同じくイタリアの政治的救済は國人の精神と意志との奮起を外にして望むべからずとなし、社會的・政治的救済は本質上教育の問題であるとなした。彼は教育に依つてイタリア人をして思考に慣れしめ、進歩の源泉たる思考の創造力に依つてイタリア人を救済せんとした。かくして彼は哲學を尊重し、哲學的思考の自由なる實行は人文の源泉であり、工作であり、最も有效なる拍車であるとなした。併しながら思考は單なる知的練習に止まつてはならぬ。思考は全人を保有し、宗教にまで變ぜられねばならぬ。思考は同時に意志であり、行動であるとなすのである。要するにジョベルティの終生の目的は教育に依つて國民的意識を覺醒することにあつた。彼はカトリック主義を奉じながら神祕主義・禁慾主義を排除し、又教會及び牧師の仕事の靈的職能に限局し、教育は専ら國家の手に委ねべく、哲學も亦教會主義より解放せらるべしと主張した。

イタリアの國家復興はマッツィニ (Giuseppe Mazzini)・カマル (Camillo Benso, conte di Cavour)・ガリバルディ (Giuseppe Garibaldi) 等の努力と活動との結果として成り、千八百六十一年三月十四日にトリノで開かれた議會は正式にヴェットリオ・エマヌエレ二世 (Vittorio Emanuele II) をイタリア國王と宣し、ピエモンテ (Piemonte) 憲法をその儘新領土にも適用することとなつた。後千八百七十一年には、イタリア軍は遂にローマ市の占領を成就してローマ法王の手より之を奪



取し、ローマを新イタリア國家の首都とした。かくして政治上にはイタリア國家統一の大業が成就し、約半世紀に亙る國家復興の目的が達成せられたが、精神的思想的には却つて弛緩退嬰の時期が來り、十九世紀初頭の精神主義理想主義の代りに自然主義實證主義の流行を見るに至つた。その原因の一つは千八百五十二年にジョーベルティが死し、千八百六十一年にカッセルの没せることにあるが、又ローマ占領がイタリア國家とローマ法王とを仇敵視せしめたことにもあると思はれる。なほその他に最大原因として擧ぐべきことは、新國家の經營には所謂理想主義的哲學よりも實證主義的學術を勃興せしむることが急務であつた爲である。孰れにせよ、十九世紀後半のイタリア思想界は實證主義・自然科學主義の全盛時代となつたのである。而してスバヴェンタ及びジエンティレの思想は之に對する限り、イタリアの舊來の思想にまでの反動復歸と見做すべきである。

千八百七十年後に於けるイタリアの實證主義運動はカッタネオ<sup>(9)</sup> (Carlo Cattaneo) 及びフェッラリ<sup>(10)</sup> (Giuseppe Ferrarì) 等の影響の下に起された。これ世俗的勢力の爲に國家と教會との分裂、ローマ法王派のジョーベルティ派及びビロスマニ派の迫害牧師と俗人との完全なる分離等によつて誘致せられたのであるが、統一國家イタリアに必要な支柱と援助とを提供せる自然科學の發達に歸因する所も少なくない。唯物論者モレスコット<sup>(11)</sup> (Jacopo Moleschott)・生理的心理學者モッソ<sup>(12)</sup> (Angelo Mosso)・犯罪人類學者ロンブローゾ<sup>(13)</sup> (Cesare Lombroso) 等皆教育思想にも關係を有する世界的知名の人々である。是等の思想は當時に於ける獨佛英等の學者の影響にもよ

るのであつて、言はゞ十九世紀後半の世界的時代思想とも見るべきものであるが、イタリアにあつてはガベッリ<sup>(14)</sup> (Aristide Gabelli)・アンジュヰッリ<sup>(15)</sup> (Andrea Anguillì)・アルディッヒ<sup>(16)</sup> (Roberto Ardigò) 等に依つて大いに教育思想界に實證主義の普及を見るに至つた。

ガベッリの考に依れば、精神主義理想主義に依つて流布せられたる獨斷主義的・半神學的態度は國民的意識の復興事業に甚大なる障害を與ふるものである。人間の抽象的自由を鼓舞し、事實の實情に無關心なることは架空なる想像を培養し、生活の必然的法則の代りに自己の主觀的判斷を以つてする重大なる害物と見る。アンジュヰッリは實證主義に基く自由主義・民主主義者であり、又反教會的傾向の所有者であつて、半世紀以上に亙つてイタリアの教育界を思想的に支配した。彼は科學的批判は宗教・政治・哲學・經濟等の近代的革命の基礎であり、科學國土の建設はイタリアの歴史の目標であると主張した。彼の科學とは實證哲學のことであつて、經驗科學全體を含むものである。事物の本體とか第一原因とか究極原因とかの探求は形而上學の恣意に委ねる。科學の研究は唯一の眞の現實界たる現象及び經驗の領域に限局する。若しもイタリアが實證哲學・實證科學に於いて後れをとるならば、他國民の歴史の成果を受納することも出來ず、學校と哲學とに依つて國民意識を再興することも出來ず、遂には文化の主潮に参加することが不可能となるであらうとなし、科學的教育を以つて時代の中心問題となしたのである。彼に従へば、宗教上・思想上・社會上の混亂を救済する唯一の途は科學の絶對的支配を確立し、精神の統一を復活し、行動の新しい一致を持ち來すにある。かゝる精神



の科學的統一は學校を通して促進せられねばならぬ。近代國家の最大事業は人民の組織化にある。公立學校は總て世俗的でなければならぬ。國家は客觀的眞理を賦課することは宜しいが主觀的情操を強制してはならぬ。學校を宗派的正教より解放することは必ずしも宗教そのものを除去することを意味しない。かくして總ての宗教の原始的基礎は純粹なる形式に於いて明白に示されるのである。即ち宇宙の秩序の法則は説き示され、それに對する敬虔なる情操は高められるのである。道徳的行動は生活の必然的法則の命令に従はねばならぬ。決して宗教的獨斷的教義に従つてはならぬ。宗教は歴史的事實として又科學の對象として教育に包容せらるべきであるが、教訓として授けらるべきではない。要するにアンジュッリの思想は十八世紀のデイズムの流を汲む實證主義に屬するものと見るべきである。十九世紀末に於けるイタリア實證主義者中最も大膽なる思想家と呼べる、アルデイゴも亦大體アンジュッリと同じ思潮に屬する。彼は千八百九十三年に『教育學(Scienza dell'educazione)』を著し、千九百三年にそれを縮小せる形に於いて刊行して居る。彼は實證主義運動を一つの哲學的原理に依つて統轄し、確固たる思想的基礎を與へた。彼に従へば、教育とは動物及び無生物の場合と同じく一種の自然的發達である。教育の問題は一定の習慣に依つて生徒に第二の天性を創造するにある。學校は從來の教會に代つてこの目的の爲に努力すべきであるといふのである。かくのごとき實證主義的思潮はその反動を誘發せしめたことを看過してはならぬ。

以上説き來れるがごとく、國家復興運動時代の思想界はイタリア實在論が支配的勢力を有し、その思想の中には國粹的、カトリック的傾向を多分に包含して居たが、イタリア國家統一以後に至つては十八世紀以來の英佛思想界の主流たる實證主義哲學の横行を見たのである。けれども國家復興運動時代に培養せられたるイタリア實在論の思潮は全く枯渴せる譯ではない。又ドイツのカント哲學、ヘーゲル哲學がイタリアにも傳來し、十九世紀中葉より二十世紀初頭に互り、その主流を汲むものは絶えなかつた。ヴェラ(Augusto Vera)及びスバヴェンタは共にヘーゲル學派に屬する哲學者として顯著なる代表者である。スバヴェンタの見解に従へば、ロスマニとカント、ジョベルテイとヘーゲルとの間には思想的類似の存することは否定し難いといふのである。十九世紀の中葉にあつては、ナポリはヘーゲル哲學の中心であり、それがヴェラ及びスバヴェンタを通して諸方の大學に傳はつた。ジェンテイルがピザ大學に於いて師事せるイヤイヤも亦スバヴェンタの門下であつたのである。かくしてジェンテイルはドイツ理想主義哲學とイタリア實在論哲學とを綜合して、彼獨自の現實主義哲學を建設せるものと解すべきである。かくのごとくして千九百二十三年のファッシスト教育改革の指導精神は多分にイタリアの傳統的哲學思想とドイツ正統派の哲學思想とに基くことを認むべきであらう。



註

(一) ジョヴァンニジェンティン(Giovanni Gentile)は千八百七十五年五月三十日にトラパニ(Trapani)縣カステルヴェトラノ(Castelvetrano)に生れた。郷里の中學校及び高等中學校を卒業して千八百九十三年十一月一日ピザ高等師範學校に入學し、イヤイヤからヘーゲル哲學の影響を受けた。千八百九十六年即ちピザ高等師範學校卒業の一年前、スパヴェンタの著述を公刊するため、スパヴェンタの甥に當るクロチエを訪問したが、これが現代イタリアの有する二人の偉大なる理想主義哲學者を相結ぶ機縁となつたのである。高等師範學校卒業後は千八百九十八年から一年間カンボッソ(Campobasso)の高等中學校の教授となり、次いでナポリの高等中學校教授として七年間在職し、この間クロチエと親交の度を深めた。千九百六年パレルモ(Palermo)大學の哲學教授に任ぜられ、同十四年恩師にして彼の所謂「第二の精神の父」たるイヤイヤの死後を享けてピザに轉じ、始め哲學史を、次いで哲學を講じた。千九百十七年ローマ大學教授に榮轉、こゝに於いて哲學史の講座を擔當する傍ら教育學を講じて居たが、千九百二十二年十月ムッソリニに組閣の勅命下るや、招かれて同三十一日公教育大臣に就任、爾來教育制度の改革に従ふと共にファッシズムの公式の代表者と見做されるやうになつた。千九百二十四年七月一日桂冠、同時に再びローマ大學教授となつて現在その地位にあり、更にピザ高等師範學校長、その他教育上の幾多の要職を兼ね、千九百二十六年に國立ファッシスト文化研究所の設立と共にその所長に就任した。又千九百二十九年以來、ファッシズム文化のため百科全書の編輯を主宰しつゝ今日に至つて居る。クロチエと共に新ヘーゲル派の哲學者と稱せられるが、ヘーゲルのごとく自己の哲學説を立てて之を終局のものとする考へ方に反對した。彼の著書は頗る多いが、その主要なるものを列挙すれば次のごとくである(但し括弧内の數字は初版發行の年次を示す)。

「論翁」グラツィニの喜劇に就して(Dalle comédie di A. F. Grazzini detto "il Lasciat") (一八九六)  
 史的唯物論の一考察(Una critica del materialismo storico) (一八九七)

- ロズミニとジョヘルチヤ(Rosmini e Giolerti) (一八九八)  
 歴史の概念(Il concetto della storia) (一八九九)  
 マルクスの哲學(La filosofia di Marx) (一八九九)  
 高等中學校に於ける哲學教授(L'insegnamento della filosofia nei licei) (一九〇〇)  
 ヴィンチェンツォジョヘルチヤの誕生百年に際して(Vincenzo Giolerti nel primo centenario della sua nascita) (一九〇一)  
 ヘーゲルに關する論争(Polemica hegeliana) (一九〇一)  
 ジェノヴェジからガッルチヤまで(Dal Genovesi al Galuppi) (一九〇二)  
 理想主義の復興(La rinascita dell'idealismo) (一九〇二)  
 ロートストア哲學の研究(Studi sullo stoicismo romano) (一九〇四)  
 ヴィッコの子息とナポリ大學に於ける最初の教育(Il figlio di G. B. Vico e gli inizi dell'insegnamento nella R. Università di Napoli) (一九〇五)  
 高等中學校の諸改革(Riforme liceali) (一九〇五)  
 中等學校改革論(La riforma della scuola media) (一九〇五)  
 カンパネッラ『事實の認識に就して』に關する諸本(Le varie redazioni del "Sensu rerum" di T. Campanella) (一九〇六)  
 國家の小學校のために(Per la scuola primaria di stato) (一九〇七)  
 教育學者ヴィンチェンツォクオロ(Vincenzo Cuoco pedagogista) (一九〇八)  
 學校と哲學(Scuola e filosofia) (一九〇九)  
 現代主義と宗教及び哲學の諸關係(Il modernismo e i rapporti tra religione e filosofia) (一九〇九)



- ベルナルディノ・テレシオ (Bernardino Tesio) (一九一七)  
 スコラ哲学の諸問題とイタリア思想 (I problemi della scolastica e il pensiero italiano) (一九二二)  
 ヘーゲル辯證法の修正 (La riforma della dialettica hegeliana) (一九二三)  
 哲学としての教育學綱要 (Sommario di pedagogia come scienza filosofica) 第一卷 教育學總論 (Pedagogia generale)・  
 第二卷 教授學 (Didattica) (一九二四)  
 戦争哲学 (La filosofia della guerra) (一九二四)  
 ドナト・イヤイヤ (Donato Jaja) (一九二五)  
 純粹經驗と歴史的實在 (L'esperienza pura e la realtà storica) (一九二五)  
 ヴィニコ研究 (Studi vichiani) (一九二五)  
 哲学教育改革のため (Per la riforma degli insegnamenti filosofici) (一九二六)  
 法律哲学の基礎 (I fondamenti della filosofia del diritto) (一九二六)  
 純粹活動としての精神概説 (Teoria generale dello spirito come atto puro) (一九二六)  
 イタリア現代哲学の源流 (Le origini della filosofia contemporanea in Italia) 第一卷 プラトーン派 (Platonici) (一九二七)・  
 第二卷 實證哲学派 (I positivisti) (一九二七)  
 認識理論としての論理學體系 (Sistema di logica come teoria del conoscere) (一九二七—一九二八)  
 イタリア哲学の歴史的性格 (Il carattere storico della filosofia italiana) (一九二八)  
 イタリア的學校は存在するか (Esiste una scuola italiana?) (一九二八)  
 戦争と信仰 (Guerra e fede) (一九二九)

- シチリア文化の没落 (Il tramonto della cultura siciliana) (一九一九)  
 マッツィニ (Mazzini) (一九一九)  
 戦後の教育問題 (Il problema scolastico del dopo guerra) (一九一九)  
 ジョルダノ・ブルノと文藝復興の思想 (Giordano Bruno e il pensiero del rinascimento) (一九二〇)  
 教育改革論 (La riforma dell'educazione) (一九二〇)  
 宗教論 (Discorsi di religione) (一九二〇)  
 美學及び文學論斷片 (Frammenti di estetica e letteratura) (一九二〇)  
 勝利の後 (Dopo la vittoria) (一九二〇)  
 科學の近代的概念と大學の問題 (Il concetto moderno della scienza e il problema universitario) (一九二二)  
 教育と世俗學校 (Educazione e scuola laica) (一九二二)  
 批判的試論 (Saggi critici) (一九二二)  
 カッポニと十九世紀のトスカナ文化 (G. Capponi e la cultura toscana nel secolo decimonono) (一九二二)  
 以上はゴア著『新イタリアの教育政策 (Henri Goy, La politique scolaire de la nouvelle Italie)』所掲(三二—三三頁)に  
 従ふ。その後の主なる著書は次のとおりである。  
 文藝復興の研究 (Studi sul rinascimento) (一九二三)  
 國家復興の豫言者マッツィニとモンテナルチャー (I profeti del risorgimento. Mazzini e Gioberti) (一九二三)  
 青少年の研究のための前提 (Preliminari allo studio del fanciullo) (一九二四)  
 學校管理に於けるフアッシズム (Il fascismo al governo della scuola) (一九二四)



- ファシズムとは何ぞや (Che cosa è il fascismo?) (一九二四)  
 新しい中等學校 (La nuova scuola media) (一九二五)  
 ヴィットリオ・アルフォンソの後継者 (L'eredità di Vittorio Alfieri) (一九二六)  
 哲學史斷片 (Frammenti di storia della filosofia) (一九二六)  
 新イタリアの黎明 (Gli albori della nuova Italia) (一九二六)  
 マンツォニとマンツォルディ (Manzoni e Leopardi) (一九二八)  
 ファシズムと文化 (Fascismo e cultura) (一九二八)  
 ファシズムの起原と理論 (Origini e dottrina del fascismo) (一九二九)  
 藝術哲學 (La filosofia dell'arte) (一九三二)

(2) アンthonio・ロズミニ (Antonio Rosmini) 又はロズミニ・セルバティ (Rosmini Serbelli) は千七百九十七年三月二十四日にトリエント (Trient) 近郊ロヴェート (Rovereto) の貴族として生れ、パドヴァ (Padova) 大學に學び、千八百二十一年カトリック教會の教職に任ぜられ、翌二十二年にパドヴァ大學を卒業し、千八百二十八年には教職者より成る「愛の團體 (Istituto della carità)」を建てた。イタリア獨立運動には法王を助け、その主權の下に統一國家の建設を試みた。後宗教及び政治上の生活を退いてイタリアの哲學的復興に努力し、千八百五十五年七月一日ストレーザ (Stresa) に於いて逝去。主著に『理念の起原に關する試論 (Nuovo saggio sull'origine delle idee, 1831)』・『道德學の原理 (Principi della scienza morale, 1831)』・『道德意識論 (Della coscienza morale, 3vol., 1839)』・『哲學體系 (Sistema filosofico, 1843)』・『人間教育の最高方法原理とその若干の適用とに就して (Del supremo principio della metodica e di alcune sue applicazioni in servizio dell'umana educazione, 1857)』があり、『教會の五つの缺陷 (Della cinque piaghe della chiesa, 1849)』は教會改革を論じ、た

めにこの書はローマ教會から禁書目録の中に擧げられ、イエズイタ派からの壓迫を受ける機縁となつたものとして注意すべきものである。

(3) ヴィンチェンツォ・ジョルダニ (Vincenzo Gioberti) は千八百一年四月五日トリノに生る。最初オラトリアン派の教育を受け、後サルデニャ (Sardegna) 王の庇護の下に教會史・イタリア古典等を研究、千八百二十五年以來トリノ大學の神學教授であつたが、青年イタリア黨との關係に就いて嫌疑を受け、千八百三十三年捕へられて追放せられ、パリ・ブリュッセル等を漂浪、この間の思想的結晶は『イタリア人の道德的・文化的優越に就して (Del primato morale e civile degli italiani, 1843)』である。後再びトリノに歸還、下院議長・文部大臣等の政治的顯職を歴任、千八百五十二年十月二十六日パリに逝く。『哲學研究序説 (Introduzione allo studio della filosofia, 1839-40)』・『ロズミニの哲學上の誤謬 (Errori filosofici di L. Rosmini, 1841-42)』等の他多くの著述がある。

(4) ドナト・イェイヤ (Donato Jaja) は千八百三十九年ハリ (Bari) 縣コンヴェルサノ (Conversano) に生れ、夙に哲學を研究し、千八百六十年頃ナポリに至り、フイレンティノ (Francesco Fiorentino) に從つて哲學を學び、千八百六十八年まで同地に滞在、この間ヘーゲル派のカミッロ (Angelo Camillo de Meis) 及びスハヴェンタと相知る。千八百八十七年以來ピサ高等師範學校に教授として哲學を講じ、ジャンティレの師として名を傳へられる。千九百十四年三月十五日ピサに逝く。著書に『カントの純粹理性批判の歴史の起源とその解説 (Origine storica ed esposizione della Critica della ragion pura di E. Kant, 1869)』・『判斷論 (Su la teoria del giudizio, 1872)』・『精神及び意識形成に於ける先天的に就して (Dell'apriori nella formazione dell'anima e della coscienza, 1883)』・『カントの綜合的統一と實證的要求 (L'unità sintetica kantiana e l'esigenza positivista, 1885)』・『感覺と知性 (Sentire e pensare, 1886)』・『認識に於ける直覺 (L'intuito nella conoscenza, 1894)』・『認識論 (Teoria del conoscere, 1894)』等がある。



(5) ベルトランゴ・スバンヴェンタ (Bertrando Spaventa) は千八百十七年一月二十六日キエティ (Chieti) 縣ボンバ (Bomba) に生れ、弟のシルヴィオ (Silvio Spaventa) と共にキエティの神學豫備學校に學び、卒業の後はモンテカッシン (Montecassino) の神學豫備學校に教鞭を執り、千八百四十六年に哲學學校を起したが成功せずして閉止し、同四十八年以來ナポリの舊家ピニャチアリ (Pignatelli) 家の家庭教師となる。千八百五十九年モデナ (Modena) 大學に哲學教授として聘せられ、六十年ボローニャ (Bologna) 大學、六十一年ナポリ大學に轉任、共に教授として哲學を講じ、又下院議員に選ばれること四回、千八百八十三年二月二十日ナポリに逝く。主著に『カント哲學とそのイタリア哲學に對する關係 (La filosofia di Kant e la sua relazione colla filosofia italiana, 1860)』、『フーベルトの哲學 (La filosofia di Gioberti, 1863)』、『哲學的・政治的・宗教的批判試論 (Saggi di critica filosofica, politica e religiosa, 1867)』、『觀念論と實在論 (Idealismo e realismo, 1874)』等がある。

(6) ベネデット・クローチエ (Benedetto Croce) は千八百六十六年二月二十五日アタラ (Aquila) 縣バスカセロリ (Pescasseroli) に生る。同地のカトリック學校に於いて教育を受けたが、千八百八十三年の震災で両親を失ひ、伯父スバンヴェンタと共にローマに至り大學に學んだが、中途で退學した。千八百八十六年ナポリに至り歴史研究に従事し、千九百三年雜誌批判 (La critica)』を創刊、當時の實證主義哲學に抗して理想主義哲學の復興に努め、千九百十年上院議員に擧げられ、千九百二十年六月十六日より翌二十一年七月四日までジョリッティ (Giovanni Giolitti) の下に公教育大臣となつた。フアンシメステ革命以後は彼の教養より來る自由主義的傾向の故に兎角不遇の位置にあり、現在は上院議員たる他は學會の會員等に名を列ねて居るに過ぎない。彼はヘーゲル哲學の研究に従ふと共にウィヨの歴史哲學及びデサンクティス (Francesco de Sanctis) の文藝批評に興味を有ち、是等の影響の下に独自の哲學説を唱へた。彼の主著は『精神の科學としての哲學 (Filosofia come scienza dello spirito)』で四部から成る。即ち『美學 (Estetica, 1902)』、『論理學 (Logica, 1905)』、『實踐哲學 (Filosofia pratica, 1908)』、『歴史哲學 (Teoria e storia della storiografia, 1915)』これである。その他『史的唯物論とマルクス經濟學

(Materialismo storico ed economia marxista, 1900)』、『ヘーゲル哲學に於ける生けるものと死せるもの (Cio che è vivo e ciò che è morto di filosofia di Hegel, 1907)』等の著がある。

(7) ウィンチェンツォ・クオコ (Vincenzo Cuoco) は千七百七十年十月一日モリゼ (Molise) 縣ナヴィタカンボマラン (Civita-campomarano) に生る。千七百八十七年當時フランスの影響の下にあつたナポリに赴いて哲學・文學・法律・經濟等を學び、特に政治問題に關心を有つに至つた。千七百九十九年フランス軍がナポリに侵入して共和制を宣言するに及び、クオコも新政權に加はつたが、千八百年ブルボン家の復位と共に財産を沒收せられて二十年間國外追放の刑に處せられ、マルセイユ・パリ等を流浪したが、同年マレンゴ (Marengo) の戦争の後ミラノに入る。千八百一年同地で出版した『千七百九十九年のナポリ革命の歴史的考察 (Saggio storico sulla rivoluzione napoletana del 1799, 3vol.)』は啓蒙思想の政治理念が反歴史的抽象なることを難じ、人間活動の總ての他の表現と同様に政治は常に活々たる形式の獨創性を有すべきことを主張した。千八百四年には『人間の哲學及び歴史に貢獻する言語の研究 (Lo studio delle lingue che serve alla filosofia e alla storia di genere umano)』を公にして先哲ウィヨへの深き敬意を示して居る。一方彼はフランス革命によつて十八世紀の自由思想が政治的に實現せられるのを見て、祖國に自由のないのを慨し、教化による國民主義の實現に努めた。千八百四年に『イタリア新聞 (Giornale italiano)』を發行して國民的感情を鼓舞したり、ミューラー (Giovacchino Murat) の下に公教育委員會の委員となり、千八百九年にはナポリ政府に教育法令に關する報告書即ち『ナポリ王國に於ける教育改革 (La riforma dell'istruzione nel regno di Napoli)』を提出したりして、教化的・政治的活動をなし、千八百二十三年十二月十四日ナポリに逝く。

(8) ジョヴァンニ・バッティスタ・ウィヨ (Giovanni Battista Vico) は千六百六十八年六月二十八日ナポリに生れ、法律・哲學・歴史の諸學を學び、千六百九十七年にナポリ大學の教授となる。後ナポリ王の修史官に任ぜられたが、精神錯亂のため退いて貧困の裡に千七百四十四年一月二十一日ナポリに逝く。プラトン・アリストテレス・ペイコン・グロティウス等の影響の



下に、千七百二十五年『民族の共通性格に關する新しき科學の原理 (Principi di una scienza nuova d'intorno alla comune natura delle nazioni, 1725)』なる名著を公にして歴史哲學に偉大なる貢獻をなしたが、それにも係らず當時はその眞價が十分に認められず、十九世紀以後その名漸く顯れ、今日では近世大思想家の一人に數へられて居る。

(9) カルロ・カッタネオ (Carlo Cattaneo) は千八百一一年六月十五日ミラノに生れ、始め僧侶としての教育を受けたが、十七歳の時に之を去り、千八百二十年サンタ・マルタ (Santa Marta) の公立尋常中學校の教授となる。千八百二十四年パヴィア (Pavia) 大學に於いて法律の學位を受けた。又ローマニヒ (Giovanni Domenico Romagnosi) の私立學校に學び、その感覺論の影響を受けて經驗を哲學の基礎と考へ、愛國心は封建的幻想の瞑夢に過ぎずと見做した。千八百六十九年二月六日ルガノ (Lugano) 近郊のカスタニョラ (Castagnola) に逝く。彼は學は政治・經濟・哲學・科學等の廣きに互り、是等に關する著書を多く殘して居るが、就中特に著名なものは『ピオ九世事件からヴェネツィア放棄までのイタリアに關する三箇年の記録 (Archivio triennale delle cose d'Italia dall'avvicinamento di Pio IX all'abbandono di Venezia. 3 vol., 1855)』なる千八百四十八年のイタリア革命に關する回想録で、當時彼はミラノの臨時政府委員として新政權に参加したのであつた。

(10) ジュゼッペ・フェラリ (Giuseppe Ferrari) は千八百十一年三月七日ミラノに生れ、最初辯護士となり、後パヴィアに於いて歴史哲學を研究し、千八百三十七年以來フランスに移り、同四十二年クーザン (Victor Cousin) の推薦によつてストララスブル (Strasbourg) 大學の教授となつたが、宗教的理由によつて被免せられ、千八百五十九年イタリアに還り、トリノ・ミラノ・ローマ等の大學の教授となり、傍ら下院議員としてカヴールの反對者であつた。千八百七十六年七月一日から二日の間にローマに逝く。『ヴィコとイタリア (Vico et l'Italie, 1839)』、『革命の哲學 (Filosofia della rivoluzione, 1851)』、『イタリア革命史 (Storia della rivoluzione d'Italia. 3 vol., 1870-73)』等の著がある。

(11) ヤコボ・モンスナット (Jacopo Moleschott) は千八百二十二年八月九日オランダのボアル・デック (Bois-le-Duc, Her-

togenbosch) に生れ、その姓名はドイツ流にヤコブ・モレシット (Jacob Moleschott) とも呼ばれ、又名のヤコボをイタリア流に譯してジャコモ (Giacomo) としても知られて居る。ハイデルベルク大學で醫學・自然科學、特に生學物を學び、千八百四十七年に同大學私講師 (Privatdozent) となつたが、唯物思想の故に同五十四年辭職を餘儀なくせられ、同五十六年以來チューリヒ・トリノ・ローマ等で教職に就き、千八百七十六年イタリア政府によつて上院議員に任ぜられ、千八百九十三年五月二十日ローマに逝く。著書に『新陳代謝の生理學 (Physiologie des Stoffwechsels, 1851)』、『生命循環論 (Kreislauf des Lebens, 1852)』等がある。

(12) アンジェロ・モッソ (Angelo Mosso) は千八百四十六年五月三十日トリノに生れ、郷里及びフィレンツェ (Firenze) で醫學・生物學を學んで軍醫となり、獨・佛兩國に留學、千八百七十六年歸國してトリノ大學の藥物學教授、次いで同七十九年生理學教授となり、又上院議員にもなつた。千七百八十二年から『イタリア生物學記錄 (Archives italiennes de biologie)』を編輯、千九百十年十一月二十四日トリノに逝く。『恐怖 (La paura, 1891)』、『疲勞 (La fatica, 1891)』、『腦の感覺 (La temperatura del cervello, 1894)』等の生物學的・心理學的著述が多い。

(13) チェザレ・ロンロン (Cesare Lombroso) は千八百三十六年十一月六日ヴェロナ (Verona) に生れ、トリノ・パヴィア・ウキーン等の諸大學で主として法醫學を修め、この間千八百五十年には僅か十四歳で『ローマ興亡史 (Sulla grandezza e la decadenza di Roma)』を著して秀才の名を恣にす。千八百六十七年パヴィア大學精神病學教授、同七十一年ベザロ精神病院長、同七十六年トリノ大學教授として精神病學及び法醫學を講じ、後彼のために特設せられた刑事人類學の講座を擔當、千九百九年十月九日トリノに逝去。『犯罪人論 (L'uomo delinquente in rapporto alla antropologia, 3 vol., 1876)』、『天才論 (L'uomo di genio, 1894)』その他精神病學及び刑事人類學上の論著多く、精神病學を通して教育學への影響も少なくない。

(14) アリステイデ・ガベリ (Aristide Gabelli) は千八百三十年三月二十二日ベッルノ (Belluno) に生れ、千八百四十九年の



ヴェネツィア攻圍の際は國民軍に加はつた。バヴィア及びウーレンで法律を學ぶ。オーストリア政府によつて追放せられ、フィレンツェ・トリノ等に流浪し、千八百六十一年ミラノの實科學校長に就任、千八百六十九年中央視學として公教育省に招かれ、千八百七十四年から同八十一年までローマの學區長となり、次いで千八百八十六年及び千八百九十年ヴェネツィアから代議士に推され、この間千八百八十八年の初等教育教授委員編纂委員となる。彼の著書は政治及び教育に關するもの多く、『人間と道德學 (L'uomo e le scienze morali, 1869)』、『イタリアに於ける教育 (Istruzione in Italia, 1891)』がある。千八百九十一年十月七日パドヴァに逝く。

(15) アンドレア・アンジニョリ (Andrea Argioli) は千八百三十七年二月十二日バリ縣カステッラナ (Castellana) に生れ、哲學及び教育學を學び、千八百七十二年ボロニヤ大學教育學教授となり、千八百七十六年ナポリ大學教授に轉じて哲學を講ず。千八百九十年一月二日ローマに逝く。彼は形而上學の問題の研究に科學的方法を適用せんと試み、國家が教育を行ふ際も科學的の原理に従ふべきことを主張した。著書に『哲學と實證的研究 (La filosofia e la ricerca positiva, 1868)』、『現代哲學の問題 (Questioni di filosofia contemporanea, 1873)』、『教育學・國家及び家族 (La pedagogia, lo stato e la famiglia, 1876)』、『哲學と學校 (La filosofia e la scuola, 1888)』等の著がある。又千八百八十年以來哲學及び文學に關する雜誌『評論 (Rassegna critica)』を編輯した。

(16) ロベルト・アルティゴ (Roberto Ardigò) は千八百二十八年二月二十八日ロンバルディア (Lombardia) のクレモナ (Cremona) 縣カステルディドノ (Casteldidono) に生れ、カトリックの僧籍に入つたが、教義を批判した廉により、千八百六十九年斥けられ、千八百七十八年にはその哲學説は教育當局の忌避に觸れたが、バッチェリ (Guido Baccelli) が公教育大臣となるに及び、千八百八十一年擧げられてパドヴァ大學哲學教授となり、爾後同大學に於いて實證主義哲學を講じ、當時の思想界を風靡した。千九百二十年九月十五日マントヴァ (Mantova) に逝く。著書は多く、『哲學全集 (Opere filosofiche, II

vol., 1896-1917) があり、教育學關係のものとしては『教育學 (Scienza dell'educazione, 1893)』がある。

(17) アウグスト・ヴェラ (Augusto Vera) は千八百十三年五月四日ウンブリア (Umbria) に生れ、ローマ及びパリで哲學を學び、フランスで哲學を教授して居たが、千八百六十年ミラノに哲學教授として歸國、千八百六十二年ナポリに轉じ、千八百八十五年七月十三日にクレモナに逝く。フランス及びイタリアにヘーゲル哲學を導入したことによつて著名である。著書に『ヘーゲル哲學序説 (Introduzione à la philosophie de Hegel, 1855)』、『ヘーゲルの論理學 (La logique de Hegel, 1859)』、『ヘーゲルの自然哲學 (Philosophie de la nature de Hegel, 3 vol., 1863-65)』、『ヘーゲルの精神哲學 (Philosophie de l'esprit de Hegel, 2 vol., 1867-69)』、『絶對的問題 (Problema dell'assoluto, 4 vol., 1872-82)』等がある。



## 第二章 ファッシスト以前のイタリア教育界

十九世紀の初頭に於けるイタリアの思想界には頗る活潑なるものがあったことは前に述べた通りであるが、教育界そのものに於いては極めて不振の状態にあつたやうに思はれる。當時のイタリアには未だ國家的統一がなく、各都市を中心とする大小の國家が分立し、その北方にあるものはオーストリアの勢力下にあつて完全なる獨立さへも出来て居らず、南方にあつてはフランスの勢力が支配して居たのである。千八百十五年のウキーン會議以後にはオーストリアの宰相メッテルニヒの反動政策の下に一層學校教育の萎靡を來した。千八百六十一年に於ける統一以前のイタリア各地の學校教育は概してイエスイタ教團及びその他の宗教教團の手に委ねられ、主として宗派的宗教教育が行はれた。又その學校教育は民衆教育よりも學者的陶冶に多く力を用ひ、僅かに大都市に於いてのみ公立の小學校の散在する有様であつた。千八百五十九年にピエモンテ (Piemonte) が中心となつて初めて國家的統一の端緒に就く際に、公教育大臣カザテイ (Cesario Casati) はオーストリアに倣つて學校令を制定した。これが次第に各地方にも廣まり、ファッシストの勃興するまでの教育制度の礎石となつたものである。

尤も千八百九九年にクオコはナポレオンの支配下にあるナポリ (Napoli) 政府に教育令の草案を提出した。その内容は大體フランス風のもので、小學教育に依つて政治的國民的意識を發達せしめ、中等學校にあつては狹隘なる宗教的、人文主義的教育を排して圓滿なる調和的發達を旨とする社會の指導階級を作らんとした。然るにナポレオンの没落と共にクオコの草案も實現を見るに至らずして終つたのである。又ピエモンテ政府は千八百四十七年に公教育省 (regia segreteria di stato per l'istruzione pubblica) を設け、千八百四十八年には大臣ボンコンパニ (Carlo Boncompagni) は教育に關する法令を制定した。この法令に依つて、宗教團體の教育に關する特權は廢止せられ、教會が國家の學校に干渉することも禁止せられた。かくて教育の行政と監督とに關して大學、中等學校及び小學校に新生命を吹き込んだのである。中等學校は古典的なるものと實科的なるものとに分たれ、小學校も亦中等學校の豫科的なるものと一般民衆の爲のものとの區別せられた。けれどもこのボンコンパニの事業が完成したのは實にカザテイ法律に於いてであつた。

イタリアの國家復興運動時代の哲學者思想家は多かれ少なかれ宗教的であつたが、國家統一の成就すると共に次第に世俗的實證主義的思想が勢力を得、學校教育も之を基調とするに至つた。殊に千八百七十年に首府をローマに移し、法王廳をヴァティカノ (Vaticano) の地域に限るに至つて、愈々イタリア國家と法王廳との背離を來した。カザテイ法律にあつても、小學校から大學に至るまでの公立の學校教育は皆世俗主義となつて居た。尤も該法律に於いては小學校及び中等學校に於ける宗教教授は保守されて居た。カザテイ法律では小學校を上下兩級に分けて居り、その各々の教科内容を列擧する際最初に宗教を掲げ、それは生徒の父兄



又は保證人が自ら宗教教授を行ふ場合の他は必修とした。一方後からイタリア全國に適用せられた千八百四十八年制定のビエモンテの憲法は、ローマン・カトリック教を以つて國家の唯一の宗教となし、現存する他の宗教は法律によつて黙許せらるべきことを規定したから、公立小學校の宗教教授は當然、ローマン・カトリックを内容とするものでなければならなかつた。公立學校に於ける宗教教授の内容がローマン・カトリックであるべきことは單に小學校のみでなく、中等學校に於いても同様であつた。大學に關しては未だ特別なる規定が設けられて居なかつたから、法學部醫學部理學部數學部博物學部の他に依然として宗教學部が存置されて居た。

その後、左翼が種々の名稱の下に政權に参加するに及び、教育と宗教との分離が決定的に方向づけられることとなつた。千八百七十三年に至り、大學に於ける宗教學部は廢止せられ、僅かにキリスト教史及び宗教史の數講座のみが残存したが、それも専ら歴史的・批判的研究を旨とすることとなつた。又中等教育に關しては、神學豫備學校(*Seminario*)は外來生を禁止して宗教家志望者のみを收容することとなり、その規定を國家の中等學校と一致せしめることとした。更に進んで千八百七十七年にはコッピノ(*Michele Coppino*)法律に依つて中等學校並に小學校に於ける宗教教授は遂に廢止の運命を見るに至つた。即ち中等學校に對しては、同年六月二十三日の法律に依つて宗教教授の廢止を行ひ、又小學校に對しては、同じく七月十五日の法律に依り義務教育制を制定したが、この際義務教育の内容として教科目を列擧せる中に、宗

教教授を除外し、之に置換するに個人並に公民としての義務を教授すべきことを規定した。これ全く一方では衆議院に於ける討議の結果明瞭に表示せられた多數の意志と、特殊信條の教授のごときは古い時代の殘存物に過ぎずとする一般知識階級の實證的・唯物的輿論とを反映したものであつた。然るにコッピノ法律は、宗教教授に關するカザテイ法律の規定條文を明確に廢止することなく、而も市町村自治體は父兄の希望ある時は宗教教授を行ひ得ることさへ認容した。こゝに於いて新法律は果してカザテイ法律を改正したのか、或は單にそれを補充したのかに關して見解の相違を來し、カトリック側では盛にこの問題を論議した。ジェノヴァ(*Genova*)市では、コッピノ法律に依つて小學校に於ける宗教教授は廢止せられたものと決定したが、反對論者は之を公教育省に訴へてその裁定を求めた。公教育省は之を參事院(*consiglio di stato*)の議に附したるに、同參事院は兩者は共に有效であり、互に補充すべきものと決定を與へた。かくて千八百九十五年に公教育省は省令を以つて宗教教授は兩親の要求する場合に之を課すべきことを布告した。千九百二年にミラノ(*Milano*)市でも同様の問題が起り、市長は之を公教育省に訴へ、公教育省は再び參事院に附議したが、同參事院は遂に判然たる裁定を與ふるに至らず、ミラノ市會が宗教教授を廢止せるは違法であるが、千八百九十五年の省令は千八百七十七年の法令と一致しない。但し千八百七十七年の法令が違法であるかどうかは裁判所のみが決定權を有する旨を發表した。然るに裁判所に於いても、單に千八百七十七年の法令と千八百九十五年の法令とは論理的にも法理的にも矛盾すると決定したに



過ぎなかつた。千九百四年の法令に於いては、千八百七十七年の法令と同様に宗教教授を必修科目中より除外し、それに代ふるに法制及び市民道徳の主要を以つてし、之を必修科として授くべきことを規定した。この法令を制定するに當り、公教育省は參事院の意見を求めたが、議員の間にも種々の意見が分れ容易に決定し得なかつた。結局千九百四年の法令に於いては、宗教教授は正課の教授時間中に授けてはならぬこと、それを課外に授くる場合に於いても小學校の最初の四學年に限るべきことを規定した。千九百八年の法令では、地方の學事評議會の決定せる時日と時刻とに於いて、宗教教授を兒童に授くる施設を市町村がなすべきことを規定したが、依然として不徹底なるを免れなかつた。

要するに千八百七十年頃より千九百十年頃に至るイタリアの中産階級の多數は、世俗主義的自由主義的態度をとつて居たことと、社會黨並に民主黨の勢力が強大であつたこととの爲に、反宗教的教育が行はれたのである。然るに他方に於いては、二十世紀に入つて思想界に變動を來し、次第に理想主義運動の物興せること、世界大戰に際してカトリック側が愛國的精神を示したこと、イタリアに於ける反動思想の策源地であつたオーストリアが崩壊したこと等が、イタリア國家とカトリック教との融和を容易ならしめた。これフランス政府がカトリック教と和解し、ジェンティレの教育改革に於いて宗教教授の復活を見るに至つた所以の一つであると思ふ。

イタリアに於ける初等教育は十九世紀の初頭に義務制度が施行せられた。即ち千八百二

年にナポレオン治下に於いて男女兩性に對して小學校教育を義務制とした。けれども間もなくナポレオンの勢力の退却があり、次いで千八百十四年の反動政治の復歸があり、その普及を見るに至らなかつた。ビエモンテに於いては、千八百二十二年に令を發して市町村に小學校を設けしめ、書き方キリスト教義國語初歩算術を教科目と定めたが、未だ文教の獨立が確立せられず、千八百四十八年に至つて漸く公教育省が設けられ、千八百五十九年のカザティ法律に於いて小學校教育の無月謝主義と義務制度との二原則を確立したのである。而も他のイタリア諸國にあつては、未だかゝる制度は存在せず、千八百七十七年のコッピノ法律に於いて初めて滿六歳に達せる兒童に對する義務教育制度が全國に適用せらるゝに至つた。然るに他方、教員の俸給が頗る菲薄にして、千八百八十六年にその改善を見るまでは、義務教育制度もその効果を擧げ得なかつたがごとく思はれる。イタリア國民の文盲者の調査の結果を見るに、千八百七十一年には六十八・八パーセント、千八百八十一年には六十二・八パーセントであつた。十九世紀末に於ける民主主義と自由主義とが政治上思想上に勢力を占めるに至り、小學校教育も漸く普及し、千九百一年には文盲者の數は四十八・五パーセントに減じ、更に千九百十一年には四十三・一パーセント、千九百二十一年には三十一・〇パーセントに遞減した。これ千九百四年のオルランド(Vittorio Emanuele Orlando)の手に成るオルランド法律、千九百十一年のダネオ(Dauno)及びクレダロ(Luigi Credaro)の手に成る所謂ダネオ・クレダロ法律(Leggi Dauno-Credaro)等の結果であつたやうに思はれる。オルランド法律にあつては、小學校は初等



科と高等科とに分れ、初等科は四年の修業年限を有し、總ての國民を入學せしめて共通なる教育を施し、高等科の修業年限は二年であつて、中等學校に進ませざる兒童を收容する。義務教育の年限は都市にあつては滿十二歳までとした。又千九百六年以來、南部イタリア及び諸島に於ける文盲者撲滅の爲に、小學校教育費の三分の二を國庫より村落に對して支出することとした。ダネオクレダロ法律は之を小都市にまで及ぼすこととした。

イタリアの中等學校は一般歐洲諸國と同様に、下級學校の連續として興起せるものではなくして、上級學校即ち大學と連絡して發生したものである。イタリアの大學は夙に中世に於いて發達したもので、その豫科的性質を有する中等學校は古典語の學習を根幹として發達した。且十七八世紀より十九世紀初頭に互つてイエズイタ教團が中等教育を支配して居たので、人文的・宗教的色彩が濃厚であつた。千八百四十八年及び千八百五十九年にイエズイタ教徒が追放せられ、政治的勢力を喪失するに及び、中等學校も亦國家の手に歸するに至つた。けれどもその組織に關しては從來のごとく古典を中心とする制度を繼承した。カザティ法律にあつては、イタリアの古典中等學校は二つの段階に分たれて居る。第一段階は尋常中學校(Gimnasio)と呼び、その修業年限は五年で、四年の小學校を卒つたものを入學させる。この點に關しては獨佛英等の傳統的中等學校のごとく、中等學校獨自の豫科なり、豫備學校なりを有するものとは趣きを異にするのであつて、形式的方面のみから考察すれば、小學校に續く民主的型式のものともいふことが出来る。國語とラテン語とがその主要教科目で、上級ではギリシ

ヤ語及びフランス語をも課して居る。この他に地理・數學・博物等をも授ける。第二の段階は高等中學校(Liceo)と稱し、その修業年限は三年で、尋常中學校の卒業者を收容する。學科目は大體尋常中學校のものを繼續するが、新に哲學と物理及び化學とが加へられる。カザティ法律では宗教科が中等學校でも必修科であつたが、後これが廢止せられたことは前に述べた通りである。

イタリアの中等學校の第二の種類のもは實科中學校(Scuola tecnica)である。これは既にカザティ法律によつて制定せられ、當初は公教育省の所管であつたが、間もなく農工省の所管に移り、千八百七十七年に再び公教育省の管轄下に戻つたものである。その性質は大體ドイツの實科學校(Realschule)に似たものであつたが、それでは實際生活に直接に適合せずとなし、次第に農業科・商業科・工業科等の課程に分化せられることとなつた。修業年限は六箇年であるが、最初の三箇年は共通科で、後の三箇年が農業・商業・工業等の諸科に分化して居る。女子の實科中學校の修業年限は共通科三年、専門科三年である。この他、修業年限四年の實科高等中學校(Istituto tecnico)にして實科専門科を併置して居るものもある。又師範學校(Scuola normale)は修業年限三年で、實科中學校の共通科の卒業者又は師範學校に附設せられた修業年限三年の補習學校(Scuola complementare)の修了者を入學せしめる。

イタリアに於ける女子教育は、中世に於ける修道院にその起原を發して居るが、千八百五十九年のカザティ法律は全く女子教育に言及して居ない。けれども當時既に國立の女學校は



五校あつた。その修業年限は九年又は十年で、専ら主婦たるべき修養を旨とした。しかし總ての中等學校は女子にも入學を許し、後には大學をも女子に開放するに至つた。但し女子教育の多くは私立の宗教學校に於いて行はれて居た。

イタリアの大學は最も古い歴史を有つて居るが、千八百五十九年のカザティ法律は二十世紀の初まで大體に於いて大學の根本規定となつて居た。即ち大學には私立と國立とがあり、國立大學は十七校、私立大學は四校であつた。カザティ法律に於いては、大學には神學部、法學部、醫學部、理學部、文學部の五學部が擧げられて居るが、千八百七十三年に神學部が廢止せられたのは既述のごとくである。その修業年限は通常法學部は四年、醫學部は六年、理學部は四年、文學部も亦四年である。

最後に教育行政に關して述べれば、大體千八百五十九年のカザティ法律が根本となつて居ること、他の學校教育制度と同じい。尤もこれより先、千八百四十八年に公教育省が獨立し、教育制度も出來て居たので、統一後も之を繼承した。爾來内閣の更迭極めて頻繁であつて、教育行政も亦幾多の變更を見たが、その基本は大なる異動を見なかつた。イタリアの教育行政組織は大體に於いてフランス式のもので、中央統制主義である。千八百五十九年のイタリア統一直前には約十三の獨立國があつたが、國家統一以後に全國を六十九の縣(Province)に分ち、中央には公教育省があつて全國の學校教育を統轄して居る。尤も當時のイタリアにはフランスのごとき大學區(Academie)の設けはなく、内務行政區劃たる縣が地方教育行政の單位となり、

各縣知事(prefetto)が地方の中等學校及び小學校を管理して居た。公教育省は公教育大臣(ministro della pubblica istruzione)之を統督し、次官之を補佐する。次官は千八百四十七年より千八百八十八年までは公教育總務長官(segretario generale della pubblica istruzione)の名の下に存置せられたが、千八百八十八年三月一日以來公教育次官(sottosegretario di stato della pubblica istruzione)と改稱し、千九百十九年十一月二十四日には別に美術次官(sottosegretario di stato per le antichità e le belle arti)を並置することとなつた。公教育省は是等大臣、次官に對して官房が設けられ、その下に高等教育局(direzione generale per l'istruzione superiore)・中等教育局(direzione generale per l'istruzione media)・初等教育局(direzione generale per l'istruzione primaria)・美術局(direzione generale per le antichità e le belle arti)の四局と獨立の三課(即ち人事及び圖書館課(divisione per le amministrazioni centrali, i provveditori agli studi, e le biblioteche)・教育研究所課(divisione per gli istituti di educazione)・學校基金・神學豫備學校及び體育課(divisione per le fondazioni scolastiche, i seminari e l'educazione fisica)及び會計課(divisione per la ragioneria)がある。右の四局制は永く續けられたが、フランス改革前には五局制となつた。是等の諸局課の他に公教育高等評議會(consiglio superiore della pubblica istruzione)・美術高等評議會(consiglio superiore delle antichità e le belle arti)・音樂演劇委員會(commissione permanente delle arti musicali e drammatiche)その他が設置せられ、大臣の諮問機關となつて居る。

地方教育行政に關しては、各縣知事が公教育省の命を奉じて縣内の學事を管理する。縣は教育上の一つの單位として學區(proveditorato agli studi)を構成し、縣廳には地方督學官に相當す



る學區長 (provveditore agli studi) が置かれ、その下に中等學校の爲に視學官 (ispettore scolastico)・小學校の爲に視學 (ispettore) が任命せられて居る。又學事評議會 (consiglio scolastico) があつて、縣知事その議長となり、學區長・高等中學校長・中等學校長・男女師範學校長・小學校長・縣醫會・會計官等が委員に任せられることとなつて居た。

註

- (1) ガブリオ・カザティ (Gabrio Casati, conte) は千七百九十八年八月二日ミラノに生る。始め精密科學の研究に従事し、暫くミラノのアレッサンドロ高等中學校 (liceo di S. Alessandro) の副校長の地位にあつたが、千八百三十七年同市の市長 (podestà) となり、千八百四十八年まで在任した。同年三月に第一次對埃叛亂が起り、この運動の首領に推戴せられ、一時オーストリアの將ラデツキ (Joseph Wenzel Anton Franz Karl Radetzky) を斥けて臨時政府の組織に協力したが、間もなく敗れ、クストッツァ (Custoza) 戦争の後、千八百四十八年七月二十九日バルボ (Cesare Balbo, conte) の後を受け、ロンバルディア (Lombardia) の内閣を組織せるも短命にして終り、千八百五十三年上院議員に任ぜらる。ノヴァラ (Novara) 戦争後ビエモンテに歸化し、千八百五十九年七月二十四日から翌六十年一月十五日までラ・マルモラ (Alfonso La Marmora) 内閣の公教育大臣として在任、イタリア教育制度に關する基礎法令を制定した。この法令は彼の名によつて呼ばれ、爾後永くイタリアの教育制度を支配したものとして有名である。千八百六十五年上院議長となり、又伯爵を賜ひ、千八百七十三年十一月十三日ミラノに逝く。

- (2) カルロ・ボンコンパニ (Carlo Boncompagni di Momello) は千八百四十七年七月二十五日サルツァ (Saluggia) に生れ、

名家の出身として早くからイタリア獨立の志を抱き、ビエモンテの大匠として千八百五十九年四月二十七日の革命に參畫、後千八百七十四年上院議員となり、千八百八十年十二月十四日トリノ (Torino) に逝く。千八百四十八年三月十六日より同年七月二十九日までバルボ内閣に、同年八月二十九日より同年十二月十六日までアルフイェリ (Carlo Alfieri, marchese di Sostegno) 内閣に、千八百五十二年五月二十一日より十一月四日までダツェリオ (Massimo Taparelli, marchese d'Azeglio) 内閣に、短期ながらも三度公教育大臣となる。又千八百六十六年以來、トリノ・ローマ等の大學に法律學を講じた。『法律學序説 (Introduzione alla scienza del diritto, 1848)』、『ナポリとイタリア王國 (Napoli e il regno d'Italia, 1860)』、『イタリアの統一 (Unità d'Italia, 1861)』、『フランスとイタリア (Francia e Italia, 1867)』等の著がある。教育に關するものには『幼兒學校 (Scuole infantili, 1839)』、『幼兒教授論 (Saggio di lezioni per l'infanzia, 1851)』、『イタリアに於ける教會と國家 (La chiesa e lo stato in Italia, 1866)』等が挙げられる。

- (3) ミケレ・コッピノ (Michele Coppino) は千八百二十二年四月一日アルバ (Alba) に生れ、文學者・詩人として名聲があつた。トリノ大學の文學部を卒へてデモンテ (Demonte)・パランツァ (Pallanza) 等に教鞭を執り、千八百四十八年ナヴァラ (Navarra) に轉じ、文學の教授となり、同六十五年トリノ大學教授に任ぜらる。千八百六十一年アルバから下院議員に選出せられ、千八百六十七年四月十日乃至同年十月十七日のラッタツィ (Urbano Rattazzi) 内閣、千八百七十六年三月二十五日乃至千八百七十八年三月二十四日、千八百七十八年十二月十九日乃至千八百七十九年七月十三日、千八百八十四年三月三十日乃至千八百八十八年二月十六日の第一次・第二次・第三次デプレティス (Agostino Depretis) 内閣及びクリスピ (Francesco Crispi) 内閣の四回に互つて公教育大臣となり、ガレリイやダンテの偉業の顯揚、その他の文化的・文藝的教育施設に力を致した。又千八百八十年及び千八百八十五年に下院議長に選舉せられ、千九百一年八月二十五日アルバに逝去。

- (4) コロンビア大學 千九百二十九年年度教育年鑑 (International institute of teachers colleges, Columbia University, Edn-



ational yearbook, 1929) 三七八頁

(5) ヴィットリオ・エマヌエレ・オルランド (Vittorio Emanuele Orlando) は千八百六十年五月十九日パレルモ (Palermo) に生る。始め學界に身を立て、モデナ (Modena)・メッシナ (Messina)・パレルモ等の大學教授として法學を講じたが、千八百九十八年シチリア (Sicilia) 島のバルティニコ (Parricco) から選ばれて下院議員となり、千九百三年十一月四日ジョリッティ内閣に公教育大臣となり、千九百五年三月二十七日職を辭し、後司法大臣、内務大臣を歴任、千九百十七年内閣を組織、千九百十九年挂冠したが、この間世界大戰後の媾和會議に全權としてパリに赴いた。千九百十九年下院議長に就任、始めファッシスト黨を支持したが後之に反對し、千九百二十五年以來引退した。

(6) エドアルド・ダネオ (Eduardo D'Amico) は千八百五十一年トリノに生れ、辯護士となり、又下院議員に選出せられ、千九百三年司法次官に任ぜられ、千九百九年十二月十二日乃至千九百十年三月三十一日及び千九百十四年三月二十一日乃至十一月五日の二回に互つてソンニノ (Sidney Sonnino)・サランドラ (Antonio Salandra) 兩内閣に公教育大臣となり、千九百十四年大藏大臣となる。千九百二十二年逝去。

(7) ルイジ・クレグロ (Luigi Cremona) は千八百六十年一月十五日ソンドリオ (Sondrio) に生れ、千八百八十三年バヴィア (Pavia) 大學を卒業、フanno (Fano)・ソンドリオ・ルチェラ (Lucera)・ローマ等の高等中學校に哲學を教授し、千八百八十八年ローマ高等師範學校に哲學及び教育學の教授となる。この間ドイツに留學、千八百八十九年バヴィア大學教授に任ぜられ、哲學史の講座を擔當、千九百一年ローマ大學教授に轉じ教育學を講ず。この間ウントの實驗心理學、ヘルバルトの教育學等の科學的・實證主義的方法を哲學及び教育學に唱道し、千九百七年以來雜誌『イタリア教育學雜誌 (Rivista pedagogica italiana)』の編輯を主宰し、千九百年には『ヘルバルト教育學 (La pedagogia di G. F. Herbart)』を著して多くの讀者を獲得した。その他に『カント哲學の諸問題 (Questioni kantiane, 1885)』、『イタリアに於けるカント哲學 (Il kantismo in

Italia, 1885)』、『ギリシヤ哲學に於ける意欲の自由に関する問題 (Il problema della libertà di volere nella filosofia dei greci, 1892)』、『大學の自由 (La libertà accademica, 1900)』等、哲學及び教育に関する著述少なくなく、又マルティナッツォリ (Antonio Martinazzoli) と共に『圖說教育學辭典 (Dizionario illustrato di pedagogia, 1892-1903)』を編輯した。千八百九十五年以來共和黨所屬の代議士となり、後急進王黨と結ぶ。千九百六年大臣ボゼッリ (Paolo Boselli) の下に公教育次官となり、千九百十年四月一日から千九百十四年三月十九日までルッツァッティ (Luigi Luzzatti) 及びジョリッティの二代の内閣に公教育大臣として歴任、千九百十九年上院議員に推された。一時ファッシスト黨に斥けられたが、現在はローマ大學教授として同大學附屬教育博物館長・圖書館長を兼ねて居る。



## 第三章 國民主義教育運動の擡頭と展開

十九世紀初頭に於いてイタリア思想界を指導したロスマニ・ジョベルティ等の實在論的觀念論は、國家統一の政治的進展にもなつて、國家を絶對的にして且自己の目的を有つものとするヘーゲル哲學にその地位を譲つた。スバッゲンタはこの期の代表的思想家としてその學説は上下より歓迎せられたが十九世紀末期には既に昔日の勢力なく、舞臺は三度展開してカント哲學と實證主義哲學とが思想界學界に登場した。殊に後者はアルデイゴやラブリオラ<sup>(1)</sup> (Antonio Labriola)のごとき有力なる哲學者を擁したことと一般の社會的經濟的情勢とによつて同時代を風靡せるかのごとき感があつた。個人主義自由主義唯物主義は實にこの時代の合言葉であつた。かゝる時代思潮を背景として新理想主義哲學が擡頭したのである。

新理想主義の運動は先づクロチエの周圍から起り、次いでジェンティレの周圍に於いて建設せられた。彼等は千九百三年に雜誌『批判』を創刊し、クロチエはその主筆となり、自然主義と實證主義とに對して挑戦した。この新しき理想主義哲學によつて影響せられた青年は勿論、淫樂的な唯美主義、外面的な享樂主義、蕪雜な物質主義に漸く厭惡を感じつゝあつた當代の人心を獲得し、鼓舞する所が多かつた。かくて清教徒的な態度と精神とは道德問題及び宗教問題を先づ何よりもとりあげた。『批判』は是等の思想運動の先端に立つて指導的役前を果して居た。バピニ<sup>(2)</sup> (Giovanni Papini)とプレッツォリニ<sup>(3)</sup> (Giuseppe Prezzolini)との協力に依り千九

百三年に創刊せられた『レオナルド (Leonardo)』のごとき同じく千九百八年創刊の『聲 (La voce)』のごとき、更にロンバルド・ラディチエ<sup>(4)</sup> (Giuseppe Lombardo-Radicice)に依り千九百七年に創刊せられた『新義務 (I nuovi doveri)』のごとき、孰れもクロチエの影響の下に新理想主義運動に貢獻したのである。クロチエはジェンティレの名著『教育改革論 (La riforma dell'educazione)』が千九百二十二年に英譯せられてニューヨークから出版せられた際、寄せた序の中に當時を回想して次のごとく述べて居る。

本書の著者は二十五年間以上も余と同一の分野に於いて働いて來たのであるが、それは實に我々が——彼が非常に若い時であり、余は幾分彼より年長である——イタリアを自然主義と實證主義との昏睡状態より理想主義哲學、或は若しも哲學は常に理想主義のものであるならばかくいふを適當とするであらうが、純真なる哲學へと引き戻さうと思ひ立つた時からである。

我々は一所に『批判』といふ評論雜誌を創刊し、協力して之を維持したり、又我々は一所に古典著者の文集を刊行したり、雄々しき活氣ある論争を闘はしたりした。かくて我々はイタリアに哲學的研究の傳統を再び確立することが出来、以つて世界大戦及びその餘波なる緊張せる破壊的熱狂を明確に防禦すべき鐵鎖を結び得たかのごとく思はれる。<sup>(5)</sup>

かくのごとく『批判』を中心として發展せしめられた理想主義一派の團體は、その後次第に内部的分解作用が生じて來た。クロチエが同じ所で述べて居るごとく、『批判』及び理想主義



運動は年月と共に著々成功を収めたが、これは最初より確然と豫定的に立てた計畫の結果に依るのではなくて、彼等同志の心の自然的發達と自發的合致とに依つて致された自然の結果であつた。それ故、この協同の仕事も亦彼等の氣質・性向・態度の差異に従つて漸次變化して行つて、彼等の間に一種の分業が成り立つた。クロッチェは主として文學史の研究に従ひ、ジェンティレは哲學史、特にイタリア哲學史と教育學との研究に身を委ねることとなつた。隨つてその後、理想主義の教育運動はジェンティレを理論的指導者として展開して行つた。教育學者・學校教員・教育行政家・教育評論家等、教育分野に於ける多くの理論家及び實際家を擁したこの陣営内に我々は特に二人の大なる存在を認知することが出来るであらう。一人は『新義務』を主宰せるロンバルド・ラ・デイチエであり、他はコディニョラ(Ernesto Codignola)である。

ロンバルド・ラ・デイチエはジェンティレと同じくシチリア(Sicilia)島の出身で、夙に教職に携ると共に文筆に依つてイタリア教育界の改革を意欲した。『新義務』の創刊は實に同誌を通して學校から黨派と宗派とを排除して以つて之を高揚・純化せんとする意圖の下に出たのである。同誌の中に述べられた學校の世俗性、中等教育の改革、試験制度の改革、中等教育の任務等に關する彼の論文は、斯界の注目する所となり、新時代を創造すべき契機となつた。千九百十二年には『新義務』は略・當初の使命を果してその地位を『教育學及び教育政策時報(Rassegna di pedagogia e di politico scolastico)』に譲り、千九百十三年には『教授學講義(Lezioni di didattica)』を刊行してイタリア教育學界に偉大なる貢獻をなしたが、是等を通じて彼が理想主義の政權獲得

に對して果した役割は偉大なるものがあつた。ロンバルド・ラ・デイチエが教職にあつて新理想主義の熱心なる使徒であつたのに對し、コディニョラは在野の教育評論家として之に貢獻することが少なくなかつた。それにも係らず、理想主義の教育政策は未だ明確には決定して居らず、種々の主張が混在し、中には絶對的理想主義者にして社會主義的傾向の認められる者も一二に止まらなかつた。所が客觀的情勢の變化は彼等の態度と主張とを決定するに至つた。それは千九百十五年のイタリアの對境宣戰である。

當時、理想主義者の團體は「行動團體(Gruppi d'azione)」なる名の下に呼ばれて居たが、この年十月十五日には『我等の學校(La nostra scuola)』なる機關雜誌を創刊し、學校を改革すべしと云ふ旗幟を掲げて陣営内の統一強化を圖り、改革の具體案を有ちつゝあつた。ジェンティレ・ロンバルド・ラ・デイチエ・コディニョラ・ファツィオ・アルマイエル(Vito Fazio-Allmayer)・カゾッティ(Mario Casotti)等の名を協力者の中に見出すことが出来る。千九百十七年にはロンバルド・ラ・デイチエは戰線に参加して軍隊内に愛國的感情を宣傳し、休戦後は再び思想戰線に乗り出して、千九百十九年に所謂新教育の雜誌と見做される『國民教育(L'educazione nazionale)』を創刊した。彼はその獨自の仕事を次のごとく説明して居る。

學校に就いて我々の考ふる所は、イタリアの理想主義の教師に對して有効なる著書の出版せられた後は、今や實行すべき行動こそ必要であるといふことである。この小冊子はいかゝる行動に就いての若干の契機を提供するであらう。いかゝる行動の中に私自身も他



の人々と共に、私の生命を打ち込んで進んで行かうと思ふ。僅かではあらうがその価値に就いては十分なる確信を有つて居る。而も縦令僅かな価値とはいへ、それは純粹なる価値であり、その必要と美とを具有して居るのだといふ確信に依つて慰められて進んで行くのである。<sup>(8)</sup>

一方コデイニョラは中等教員聯盟を通して理想主義運動の發展のため全力を注いで居た。然るに千九百十九年のピザ(Pisa)に於ける會議で議論が沸騰し、參會者中彼に對して誤解を抱くものも生じたので、爾來彼はロンバルド・ラ・デイ・チエ等と共に「國民教育團(Fascio di educazione nazionale)」なる絶對的理想主義者の行動團體の組織を企畫した。即ち先づ千九百十九年末にコデイニョラが召集者となり、翌二十年二月一日にこの新なる團體の結成を見ることが出来た。この召集に應じた人々はアニレ<sup>(9)</sup>(Antonio Anile)・チエント(Vincenzo Cento)・コデイニョラ・ファン・チエッロ(F. Fancello)・フエッレツタイ(Giovanni Ferretti)・シエンティレ・ゴベツタイ(P. Gobetti)・ロンバルド・ラ・デイ・チエ・マルキ(Giovanni Marchi)・モミリアノ(F. Monigliano)・ブレツツォリ・ニッアル・ジニリ(Maurra Valginigi)・ヴァリスコ(Bernardino Varisco)等であつた。「國民教育團」の結成と同時に『我等の學校』は公式の機關誌となつて彼等の主張や改革案を掲げて華々しき活動を開始することとなつたが、千九百二十年一月十五日に「國民教育團」のための宣言(Appello per un "Fascio di educazione nazionale")を發表して彼等の學校改革運動の目的を述べて居る。<sup>(10)</sup>その主要點は(一)教師・生徒共に不適當なる者を學校から追放すること、(二)各段階の學校の教員を養成す

る學校を全部革新すること、(三)地方分權主義をとること、(四)教師及び生徒に對し入學試験・就職に關する嚴格なる試験を課すること、(五)學校の精神を改造すること等であつた。

かくて學校改革の一般的具體案は公にせられたが、コデイニョラを中心とする新團體の成員は特に中等教育の改革に興味を有ち、宛もロンバルド・ラ・デイ・チエが後にシエンティレを助けて初等教育の實際的改革の當事者となつたごとく、コデイニョラの主張は中等教育の分野に於いてシエンティレの改革の大部分に貢獻したのである。コデイニョラは初等教育と中等教育との完全なる連絡を確立することを要望したが、この完全なる連絡の目的は將來のよき指導者の養成を批判の基準とした。彼は千九百二十年四月十六日乃至三十日號の『我等の學校』の中に彼がアモロソ(Luigi Amoroso)及びカゾツタイと共に「國民教育團」の代表としてローマに於いて開催せられた國民主義者の會議に列席し、その席上會議に提出した中等教育改革案を發表して居る。その案は、彼等が都合よく之を強調したるがごとく、國家からの教育の自由ではなくして、國家の中に於ける教育の自由の問題を無駄もなく又眞剣に提出したことが非常に機宜を得たものであるとなし、而して謂ふ所の「教育の自由とは次のものを通して獲得せられねばならぬ」とした。<sup>(11)</sup>

- 一、試験は受験者の素性の如何に係らず、完全なる平等の上に行はるべきこと
- 二、教授の任に當るものと試験官とは別人なるべきこと
- 三、學校數も剩餘豫算も共に減少すること



四官立學校の生徒はその實力に従ふ嚴格なる選抜試験に依つて收容人員を減少するこ  
と

是等の具體案はファシスト黨と國民教育團との合流の際に再び提出せられた中等教育  
改革案の基礎をなすものとして注意すべきものである。

迫力ある筆戦に依つて活潑なる動きを見せたのみでなく、國民教育團は彼等の計畫案を實  
現することを意欲した。彼等は既存の政黨政派の中にその支持を求めんとし、先づドンヌツ  
ルツォ(L. don Sturzo)によつて結成せられた「人民黨(Popolari)」の中に之を見出し得たと信じて居  
た。この人民黨とは大衆カトリック黨であつて、一時は社會黨とその得票を二分した程であ  
つた。人民黨は夙に教育に對して深き關心を示し、特に教育の自由は彼等の主張の一つの重  
要條項であつたのである。

千九百十九年一月十八日にドンヌツルツォは人民黨の新綱領十二條を掲げたが、その第二  
條に「あらゆる段階の教育の自由學校改革文盲者の撲滅大衆の教育と教化職業教育の普及」を  
掲げて「國民教育團」への接觸を示した。翌千九百二十年四月にはナポリ(Napoli)に人民黨の大  
會を開催し、席上「國民教育團」の成員アエルの提唱を人民黨の有力なる領袖デ・ロッシ(Don Giulio  
de Rossi)の支持によつて採擇せられた事項は「初等教育より中等教育へ、中等教育より高等教  
育へ進む場合總ての段階に於ける國家試験制度を設くべく、この場合總ての學校(私立小學校  
をも含む)に對して試験委員會を組織し、總ての學校の生徒に、その學校の性質の如何に依らず

平等の保證を與へること、或種の學校の獨占到依る文化的弊害を除去して學校教育の水準と  
價値とを高めること<sup>(13)</sup>であつた。更に宗教教育の必要を力説し、この點に於いても兩者は互に  
接近しつゝあつたのである。こゝに於いて翌五月にコデイニョラは一つの論文を公にして  
聖職至上主義(Clericalismo)よりの非難に對して新黨を擁護し、新黨が發展しつゝあるのを見る  
ことを祝福し、理想主義者の改革案の一部を實現するため、新黨との協力を悦んで受け容れて  
居る。この宣言に於いて、先づ第一に人民黨に對して「大衆と社會黨とをその限度の意味に於  
いて想起すること」<sup>(14)</sup>と、マソン派に徹底的打撃を與ふること<sup>(15)</sup>とを承諾せしめたことを指摘し、次  
いで左のごとく述べて居る。

若しも歴史的條件が宿命的に新黨に課した仕事、而してこの新黨が著手して十分なる成  
功を收めた仕事、が實にかくのごときものであるならば、我々は既に使ひ古したやうな舊  
式な反宗教的イデオロギイは總て之を斷乎として廢棄しなければならぬ。而して決し  
て我々の自律性<sup>Autonomia</sup>を放棄したり、我々と人民黨との合同をなしたりせず、人民黨が純粹な  
る國家的政策へ向つて居る限りは、同情を以つて彼等の努力を尊重し、協力して行かな  
ければならぬ。<sup>(16)</sup>

結論に於いてコデイニョラは次のごとくいふ。

若しも我々が有力に組織せられたる政治的勢力であるならば、國家試験よりもつと組  
織的にして且技術的により勝れたる改革を成功するであらうとの若干の期待を以つて



高調することが出来るであらう。(余がビザ會議に提出したる學校の再組織は國家試験制度より抽出し得る改革よりも遙かに革命的なものであつた)けれども我々は教師としても將又その他のものとしても結社せられて居らぬ以上、既成の政治的勢力とその目的が一致するまで協力を繼續して行くことは斷念しなければならず、又それは重大な問題でもないのである。我々が少しでも爲し得ることは以上のことに過ぎない。この事は元より我々の考へて居る事を斷念して了ふといふ意味でもなく、又は唯單に他人に迷惑をかけるといふ意味でもなく、我々の考を成就するために我々が採用すべき唯一の政治的手段を以つて雄々しく戦つた抽象的な漠然たる野望<sup>アムビツィオニ</sup>を斷念するといふ意味に他ならない。

人民黨に對する理想主義者の團體の同情は次第に高まつて行つた。一方ムッソリニを中心とする國民ファシスト黨 (partito nazionale fascista) の政治的進展に依り、時局は急轉回を豫想せられつゝあつた。コデイニョラの最も親密なる協力者の一人たるカゾツティは千九百二十二年七月に非常に長い論文を『我等の學校』の紙上に公にして客觀的情勢の變遷推移を説き、人民黨に對する同情を公表すると共に、ファシズムの指導者への間接的抱き込みを企てた。この論文はロンドンにある一通信員ベッリツツイ (Camillo Pellizzi) の訴へ言を引用して結んで居る。即ちベッリツツイは教育上のファシズムの彼の友人達に無條件で政治上のファシズムと提携し、『國民教育團』は國民ファシスト黨の特別なる一部門となり協力者とな

るべきことを示唆して居る。

カゾツティの論文が公にせられて二箇月の後には、國民ファシスト黨はその強力なる軍隊と整然たる組織とを以つてイタリア全國を席捲した。黒シャツ黨のローマ進軍が決行せられ、ムッソリニに組閣の大命が降下し、ジエンティレは招かれて公教育大臣に就任した。けれども教育上のファシズムと政治上のファシズムとの合同については尙議論が繼續して居た。コデイニョラは、カゾツティと共同して執筆した論文中に、この間の推移の状態を取り扱ひ戦線の變化を示して居る。<sup>(18)</sup>即ちファシズムの内部に於いて理想主義者の一團が演ぜんとする役割を興味深く指摘し、『ファシズムに我々の學校改革案を受容せしめるのみでなく——本案は既にジョヴァンニジエンティレを公教育の長官に聘し、ランツイッポ (Agostino Lanzillo) ・コデイニョラ・カルリニ (Armando Carlini) ・ベッリツツイ等を國民ファシスト黨の政府の中に加へたことにより、大部分は受け容れられて了つたのである——』<sup>(19)</sup>總てファシズムから舊陋なる要素と分裂の種子とを排除して以つてファシズムを純化革新しなければならぬ』と論じて居る。それゆゑ、國民教育團の人々は勝ち誇れるファシズムの爾後の進展に深大なる影響を與へたのである。

ロンバルド・ラ・デイチエは新政府の招致に應じてカタニア (Catania) 大學教授から初等教育及び民衆教育局長 (direttore generale dell'istruzione primaria e popolare) に就任した。コデイニョラは新政府のための學校改革案を草案した。ジエンティレに政治的權力を委ねたムッソリニは



先づ學校の問題を一般政治問題と切り離した。勿論國民ファッシスト黨も必ずしも「國民教育團」と同じからざる學校改革案を有つて居た。彼等のプログラムに於いては總てのものは國家の權威の下に従屬すべきものとせられて居た。けれどもムッソリニは「我等の學校」の理想主義者の若干が提出した改革案を道德的に調和することに努力した。ジエンティレの一派は獨自の案を實現する時期が到來せるかのごとく感じたのである。「我等の學校」はこの事を簡直に宣示した。

今後は議論は無駄である。實行の時が到來したのである。彼等は互に語り合ふであらう。けれどもジエンティレが新イタリアの人物ベニト・ムッソリニに依つて政府へ招かれたのだといふことを我々は忘れないであらう。勝ちたるファッシズムが民主主義的欺瞞を掃蕩しつゝ、ローマに入るの日は、他のファッシズム即ち我々のファッシズム即ち教育上のファッシズムが政權を得るの日なることを示して居る。かくて人工的努力をなさずして、自然の成り行きによつてこの二種の運動は結合したのである。<sup>(21)</sup>と。サントリ(Vittorio Santrio)は二つのファッシズムの學校改革案の同一性を指摘して次のごとく述べて居る。

教育政策に於いて國民教育團はその成立(千九百十九年)以來、ファッシスト的政策の最も活潑なる點を實現し來つた。國民教育團が學校といふ限られた分野に於ける地位は宛もファッシズムがイタリア人の生活全體の分野に於ける地位と等しき關係にあつた。

即ち民主主義的精神の反對者であり、自由平等主義の反對者であり、無責任に對する反對者であり、又カモラ(Camorra)の反對者である。我々の教育制度の中には、是等のものによつて全く失はされて了つた順柔性と生命とを與へるやうな健康にして嚴格なる改革を我々は宣傳するものである。<sup>(22)</sup>

事實政治上のファッシズムは非常なる勢力と權力を把握した。國民教育團の中に集團せる絶對的理想主義は學校改革に關する限り、その力と主張とを政治上のファッシズムの用に供した。ジエンティレも亦ファッシスト政府の意志を學校教育に反映すべく努力した。而も

自分も又長い間、學校の政治的不可知主義に對しては、反對の態度を持ち續けて來た。といふのは自分はあらゆる不可知主義に反對して居るからである。そして自畫自讚することは無意味であるから避けたいけれども、次のことを想起しておき度いと思ふ。それは、この分野に於ける自分が現在考へて居ることを考へ出すには、必ずしもローマ進軍を待たなかつたといふことである。<sup>(23)</sup>

この自信はこの點を強調したものである。かくてジエンティレは不動の決心と確固たる自信とを以つて、新大臣としての職責の遂行に著手した。彼は毎週土曜日の午後、優れたる教育學者を官邸に召集して私設の評議員となし、彼等との協力によつて就任の後一箇年、所謂ジエンティレ改革(Riforma Gentile)と呼ばれる教



育改革に成功したのである。單なる個人の思ひつきではなく、少なくとも教育學的理論を背景に有つ所に我々はジェンティレ改革の重要な意義を見なければならぬ。

註

- (1) アントニオ・ラブリオラ (Antonio Labriola) は千八百四十三年七月二日カッシノ (Casino) に生る。千八百七十四年ローマ大學教授となり歴史哲學を講じた。最初古典哲學を研究し、次いでヘーゲル哲學から唯物史觀に入り、マルクス主義者として哲學の分野に活躍した。但し人間の自由意志に基く價值ある活動の意義を認めることにより、唯物史觀を主張しつゝもそれに止まることの不可能なるを指摘した。千九百四年二月十二日ローマに逝く。主著に『ヘーゲル辯證法の擁護 (Difesa della dialettica di Hegel, 1862)』、『ソクラテスの理論 (La dottrina di Socrate, 1871)』、『道德と宗教 (Morale e religione, 1873)』、『道德の自由に就て (Della libertà morale, 1873)』、『自由の概念に就て (Del concetto della libertà, 1878)』、『歴史哲學の諸問題 (I problemi della filosofia della storia, 1887)』、『社會主義論 (Del socialismo, 1889)』、『歴史の唯物論的觀念に關する試論 (Saggi intorno alla concezione materialistica della storia, 3 vol., 1896-98)』、『大學と學の自由 (L'università e la libertà della scienza, 1897)』、『社會主義と哲學 (Socialisme et philosophie, 1899)』、『史的唯物論 (Del materialismo storico, 1902)』等がある。

- (2) ジョヴァンニ・パピニ (Giovanni Papini) は千八百八十一年一月九日フィレンツェ (Firenze) に生る。最初は實證主義に傾き、無神論を唱へ、キリスト教主義を猛烈に攻撃した。『日々悲劇 (Il tragico quotidiano, 1903)』その他の多くの著述にこの期の彼の思想を公にして居る。後ジェイムズの實用主義、その他の近代的思想の批判に入り、こゝに内的轉向が齎ら

れ、之を自傳『二人の完成せる人間 (Un uomo finito, 1912)』の中に公然と敘述して居る。その後は特にカトリック的世界觀を信奉するに至つたが、之に關する著として有名なるものに『キリスト傳 (Storia di Cristo, 1921)』、『聖アウグスティヌス傳 (San't Agostino, 1929)』等がある。又千九百三年以來、ブレツォリニ、その他の若干の友人と共に雑誌『レオナルド (Leonardo)』を創刊して哲學及び文學上の實證主義の打倒に熱烈なる論陣を張つたが、同誌は嘗て彼が編輯に従事せるイタリア理想主義運動の先驅とも見るべきコッラディニ (Enrico Corradini) の雑誌『王國 (Il regno)』の影響による所が多い。千九百七年には『レオナルド』に代ふるに『聲 (La voce)』を以つてし、千九百十六年に廢刊せられるまで、イタリア人の道徳的・政治的・藝術的再教育を目的として活躍した。

- (3) ジュゼッペ・プレザジニ (Giuseppe Prezzolini) は千八百八十二年一月二十七日ペルジヤ (Perugia) に生れた。パピニと共に千九百三年以來雑誌『レオナルド』を、千九百八年以來雑誌『聲』を、孰れもフィレンツェに於いて刊行、又千九百三年より同五年までコッラディニの雑誌『王國』の編輯にも協力した。千九百十四年にムッソリニが『イタリア人民 (Il popolo d'Italia)』誌を主宰するや、彼のためにローマからの政治的通信事務を引き受けて活躍した。千九百十五年から十八年までは軍司令部文書課に勤務、千九百二十年以來、パリ國際聯盟知的協働研究所通信部長であつた。主著に『サンディカリズムの理論 (La teoria sindacalista, 1909)』、『ベネデット・クロッチェ (Benedetto Croce, 1909)』、『古き國民主義と新しき國民主義 (Vecchio e nuovo nazionalismo, 1914)』、『パピニとの共著』、『イタリア文化 (La cultura italiana, 1923)』、『フアンスマム (Le fascisme, 1924)』、『マッソリニ (B. Mussolini, 1924)』、『マッキアヴェッリの生涯 (La vita di N. Machiavelli, 1927)』等がある。

- (4) ジュゼッペ・ロンバルド・ラディチエ (Giuseppe Lombardo-Radice) は千八百七十九年六月二十八日カタニアに生れ、ピザの高等師範學校を卒業して、千九百三年以來アデルノ (Aderno)・アルピノ (Alpino)・ナポリ等の中等學校に教鞭を執り、



- 次いでフォッシア (Foggia)・パレルモ (Palermo)・メッシナ (Messina)・カタニア等の師範學校で道徳及び教育學を教授し、千九百十一年カタニア大學に教育學講座を擔當、同十五年以來同大學正教授として教育學を講じた。この間千九百七年には雑誌『新義務 (I nuovi doveri)』を創刊し、從來の社會主義的思想を清算して理想主義運動に投じ、千九百十二年には『教育學及び教育政策時報 (Rassegna di pedagogia e di politica scolastica)』を創刊、千九百十七年には戦線に参加、同十九年雑誌『國民教育 (L'educazione nazionale)』を刊行、同年ジュンティン・ロディニョラ等と共に國民教育團を組織して民主主義的・理想主義的教育運動に携はる。千九百二十三年一月ジュンティンに招かれて初等教育及び民衆教育局長に任ぜられ、千九百二十四年七月辭してピザ大學教授となり、同十月ローマ高等師範學校教授に轉じ、教育學を講じて現在に至る。著書は頗る多いが、その主要なるものを挙げれば『プラトン研究 (Studi platonici, 1906)』・『政治的・教育的宣傳試論 (Saggi di propaganda politica e pedagogica, 1910)』・『トマス研究序説 (Introduzione a Comenius, 1910)』・『教授學講義 (Lezioni di didattica e ricordi di esperienza magistrale, 1913)』・『理想の軍隊 (La milizia dell'ideale, 1914)』・『教育的理想 (I ideali educativi, 1915)』・『教育的宣傳新論 (Nuovi saggi di propaganda pedagogica, 1922)』・『教育と非教育 (Educazione e diseducazione 1922)』・『教師必携書 (Accanto ai maestri, 1925)』・『青少年學園—清明學校の學と詩 (Athena fanciulla: scienza e poesia della scuola serena, 1925)』・『民衆學校の新生活 (Vita nuova de la scuola del popolo, 1925)』・『學校・教師及び圖書 (Scuole, mte tri e libri, 1926)』・『イキ收穫 (La bionna messe, 1926)』・『教授批評 (Saggi di critica didattica, 1927)』・『幼年教育の問題 (Il problema dell'educazione infantile, 1927)』・『青少年教育に於けるイタリア的方法 (I metodi italiani nell'educazione dei fanciulli, 1928)』・『イタリア學校改革 (La riforma escolar italiana, 1928)』・『イタリア學校の教育的指導 (Orientamento pedagogici per la scuola italiana, 1932)』等々。

(5) ジェンティン著・ディノ・ビヨナツィリ英譯 教育改革論 (G. Gentile, The reform of education, translated by Dino

Bigonziari, 1923) 序文七頁

(6) 同書 序文七—九頁

(7) ヘルネスト・ロディニョラ (Ernesto Cediagnola) は千八百八十五年六月二十三日ジェノヴァ (Genova) に生れた。始めピザ大學に教育學を講じ、フィレンツェ女子高等師範學校の講師を兼ね、千九百二十三年メッシナ大學教授となる。千九百十九年以來國民教育團の結成及び發展に努力し、同團とフアンシスト黨との結合のために盡力した。國民教育團の機關雜誌『我等の學校 (La nostra scuola)』の編輯主任となり、又同誌を通して「我等の學校」なる叢書を刊行して理想主義教育學の普及に力を致した。現在はフィレンツェ高等師範學校長であり、兼ねて國民教育高等評議會及び美術高等評議會の評議員である。著書多く『大革命教育學 (La pedagogia rivoluzionaria, 2<sup>a</sup> ed., 1925)』・モンロー (Paul Monroe) との共著に成る『教育史概説 (Breve corso di storia dell'educazione, 2vol.)』を始め、教育史に關する著述多く、又『イタリアに於ける國民教育の問題 (Il problema dell'educazione nazionale in Italia, 2<sup>a</sup> ed., 1925)』は現代イタリアの國民主義的教育運動の展開を知るために必讀の書であり、『教師の教育の革新 (La riforma della cultura magistrale, 1917)』・『學校の自由と權威とのために (Per la libertà e la dignità della scuola, 1919)』・『近代的教育者 (Educatori moderni, 1926)』は師範教育刷新に盡した彼の努力の足跡である。

(8) ロンバルド・ラディチ著 教育的宣傳新論 (G. Lombardo Radice, Nuovi saggi di propaganda pedagogica, 1922) 序文一二頁

(9) アンтониオ・アナニレ (Antonio Anile) は千八百六十九年十一月二十日カラブリア (Calabria) 縣サッツォ (Pizzo) に生れ、ナポリ大學に於いて醫學の研究に従ひ、後アントネッリ (Giovanni Antonelli) の指導の下に解剖學の研究に従事した。第二十五議會以來下院議員となり、千九百二十一年公教育次官となり、千九百二十二年二月二十六日ファクタ (Luigi Facta) 内



閣に公教育大臣として入閣、同年十月三十日辭職、現にローマ・ナポリ等の大學の教授である。教育に關する著書に『國家と學校 (Lo stato e la scuola, 1924)』、『文化と學校とのために (Per la cultura e per la scuola, 1923)』等がある。

(10) コディニョラ著 イタリアに於ける國民教育の問題 (E. Codignola, Il problema dell'educazione nazionale in Italia, 1930) 三三二頁以下

(11) 同書 二〇—二二頁

(12) ゴア著 新イタリアの教育政策 (H. Goa, La politique scolaire de la nouvelle Italie, 1926) 二一七頁

(13) 同書 二二七頁

(14) コディニョラ著 イタリアに於ける國民教育の問題 二六頁

(15) 同書 二七頁

(16) 同書 二七頁

(17) 同書 三〇頁

(18) 我等の學校 (La nostra scuola) 千九百二十二年十一月十五日—三十日號

(19) アゴスティノ・ランツィオ (Agostino Lanzillo) は千八百八十六年十月三十一日レ・ジョ・カランブリア (Reggio Calabria) に生れ、千九百十年より同十二年まで『社會進化 (Divenire sociale)』千九百十五年より同二十二年まで『イタリア人民』の編輯に従事し、又千九百二十年よりボッコニ (Bocconi) 大學の經濟研究所員となり、財政・經濟等の問題に關して華々しい筆論を公にした。その後ローマ大學經濟學部の私講師となり、又下院議員としてロンバルディア (Lombardia) から推された。現在は國民教育高等評議會初等教育部評議員、ミラノ (Milano) 大學の經濟學部私講師、ヴェネツィア高等商業學校 (Istituto superiore di scienze economiche e commerciali di Venezia) の講師である。『社會主義の敗北 (La disfatta del socialismo,

1918)』、『戦後の革命 (La rivoluzione del dopoguerra, 1922)』等の著がある。

(20) アルマンド・カルリニ (Armando Carlini) は千八百七十八年八月九日ナポリに生れ、最初歴史及び文學の研究に従ふ。千九百二十二年以來中等學校に哲學を教授し、千九百二十七年にはピザ大學總長に擧げられ、現にその職に在る。著書に『ロックの哲學 (La filosofia di G. Locke, 1921)』がある。

(21) 我等の學校 千九百二十二年十月號

(22) 我等の學校 千九百二十二年十一月十五日—三十日號

(23) ジェンティレ著 ファシズムとは何ぞや (G. Gentile, Che cosa è il fascismo? 1924) 一六三頁



#### 第四章 ジョヴァンニ・ジェンティレの教育思想

我々は前章に於いて、ジェンティレを指導者とする國民教育團が、政治的ファッシズムの支持と委任とを受けて更新イタリアの教育改革を擔當するに至つた経過を述べた。このことは、ファッシストイタリアの教育改革の、少なくとも當初の指導精神が、公教育大臣に任命せられたジェンティレの思想に基いて行はれたことを暗示するものであつて、若しもファッシストイタリアの教育改革の理念を理解せんとするならば、ジェンティレの教育思想に就いて一應知る所がなければならぬであらう。然るにジェンティレの教育思想は、千九百十二年に『哲學としての教育學綱要(Sommario di pedagogia come scienza filosofica)』なる大著によつて、既に教育學として一先づ體系づけられ、その他多くの著述や論文等によつて自己の教育思想を發表して居るが、特に千九百十九年トリエステ(Trieste)に於ける小學校教員の講習會の講演を内容とする『教育改革論(La riforma dell'educazione)』は、小學校教員の「教化の量を増加せんとするのではなく、その性質を變改せんとする」意圖の下に、彼の教育思想を要約・敘述し、併せて將來の教育改革への指針を示唆して居る點に於いて注目すべきものである。

精神の生命たる具體的にして眞に現實的な統一 (uniti concreti e veramente reale) を目的とする教育は、常に道德的、常に精神的なる教育以外のものではあり得ず、さればそれ故、常に哲學的な教育以外のものではあり得ないのである。

この言葉はジェンティレの教育思想を端的に表明したものと考へられるが、この短き表現に於いても知られるごとく、彼の教育學は本質的に哲學と一であり、徹底せる哲學的教育學の一典型と見られ得る。それ故に彼の教育思想を理解するがためには、先づ彼の哲學に就いての概説を試みる必要があると思はれる。

ジェンティレの哲學は、十九世紀から二十世紀初頭の四半世紀に亙つてイタリア思想界を風靡した實證主義哲學時には唯物論的にまで傾いた實證主義哲學を排撃し、カント以後のドイツ觀念論とイタリア在來の實在論とを批判して、絶對的現實的理想主義 (idealismo assoluto e attuale) と呼ばれる独自の思想を提唱したのである。

ジェンティレの哲學に於ける中心概念は「純粹活動としての思惟 (pensiero come atto puro)」といふことであり、かゝる思惟こそ精神又は自我そのものであるとの命題を確立した。彼の哲學の主著たる『純粹活動としての精神概説 (Teoria generale dello spirito come atto puro)』は彼のこの立場を明示して居る。彼に従へば

我々の思惟に關する各々の活動に於いて、而して一般に我々の思惟に於いて、我々は二つの事實を區別しなければならない。一つは我々の思惟して居る事柄 (quello che pensiamo) であり、他は我々の思惟して居る事柄を思惟する我々 (noi che pensiamo quello che pensiamo) である。随つて後者は思惟の客觀ではなくして主觀である。

認識に關する彼のこの立場は必ずしも嶄新なるものではないが、それにも係らず、ジェンテ



イレ哲學の出發點でなければならぬ。かくて彼は「思惟せられたるもの即ち思惟せられたる思惟 (pensiero pensato)」と「思惟する我即ち思惟する思惟 (pensiero pensante)」即ち現實の思惟活動とを明瞭に區別すべきを主張するのである。而してジェンティレの哲學の方法論は辨證法に立つが、この辨證法に於いても思惟せられたる思惟の辨證法と「思惟する思惟の辨證法」とを嚴密に區別し、これによつてヘーゲルの辨證法哲學を前者から後者へ修正した。即ちヘーゲルに於いては精神現象學を論理學と區別し論理學は未だ思惟せられたる思惟の論理學であつた。然るにジェンティレはヘーゲルに於ける精神現象學と論理學とを合一し、内在の見地に徹した思惟する思惟の辨證法を確立した。この點がジェンティレの哲學史上に於ける偉大なる貢獻であるとせられるが、彼が千九百十三年に刊行し、千九百二十二年に再版せる「ヘーゲル辨證法の修正他數篇 (La riforma della dialettica hegeliana e altri scritti)」なる著述の前篇即ち「ヘーゲル辨證法の修正なる論文は、以上の趣旨を述べて自己の立場を明瞭ならしめたものであつて、不朽の業績といふべきものである。」

ジェンティレ哲學の中心概念たる「純粹活動としての思惟」又は「思惟する思惟」とは我々の思惟を完了せられたるものとして眺めず、現に活動しつゝある過程として把握せんとするので、この過程に於いて始めて精神の具體的なる自己實現が成ると考へる。「我々のいふ精神とは過程 (processo) 又は活動であつて實體 (sostanza) ではなす」とはジェンティレの言葉であるが、かゝる立場は實に自らいふがごとく先驗的見地である。

先驗的觀點とは、我々の思惟なる現實 (realtà) に於いて完了せられたる活動 (atto compiuto) としてではなく、言はゞ活動しつゝある活動 (atto in atto) として思惟を見ることであつて、而も我々はこの活動を絶對に超越することは出来ない。それ故、この活動は我々の主観性そのものであり、換言すれば我々そのものであつて、決して、而して如何にしても之を客観化する事は出来ないのである。<sup>(6)</sup>

かくのごとく思惟の純粹活動を一應定立して、以つて我々は具體的にはかゝる思惟活動を絶對に超越することは出来ないとい説く。

意識 (coscienza) が意識の對象である限り、それは最早意識ではない。統覺せられたる客観 (oggetto apperceptio) である限り、この統覺は最早統覺ではない。否、嚴密に言へば、それは最早主観ではなくして客観である。自我ではなくして非我である。<sup>(7)</sup>

この意味に於いて主観は決して客観化することは出来ないものであるが、然らばかゝる主観性は何によつて認められ得るか。こゝにジェンティレは自己意識又は自覺 (autocoscienza) を精神の本質に認め、これによつてのみ主観が端的に把握せられるとした。

主観としては唯一つの條件によつてのみ認知することが出来る。即ちそれは、唯その客観性が、それを知る主観の眞の活動の中に融解される限りに於いてである。<sup>(8)</sup>

この作用が即ち自己意識又は自覺であり、直観である。この自己意識は、主観に對して與へられた他のものを認識する經驗とは別のものであつて、飽くまで主観の客観化を拒斥するの



である。ジェンティレがバークリー (George Berkeley) の主観的觀念論に於ける主観を客観化せられた主観であるとして排撃した根據はこゝにある。<sup>(9)</sup> ジェンティレに於ける主観はバークリーが有限なる物と對立せしめた主観ではなく、又プラトンのごとく理念界に對立するそれでもなく、ざりとてカントのごとく物自體と對立するものやヘーゲルのごとく超絶的と對立して居るものでもない。ジェンティレが主観といひ、自我といひ、精神といふのは、思惟する自我、思惟に於いて思惟を通して自己を實現する思惟そのものであつて、思惟の前又は背後に存する實體でも所與でもなく、ざりとて又所與や實體と對立し、之を單に受身となつて把握するに過ぎない傍觀者でもない。<sup>(10)</sup> この點に關する批判は『教育改革論』の中に極めて詳細に興味深く敘述せられて居る所であつて、人と自然、主観と客観とを對立せしめて、自然又は客観が之を思惟する主観から離れて獨立して存在するといふ觀點は、結局人も自然の一部と見るものであり、自然主義、唯物主義を結論する。ジェンティレは之を『近代的思惟によつて廢棄せられたる觀點』と貶し、更に巧妙なる比喩を用ゐて自然主義を爆撃して居る。

自然主義とは次のごとく定義せられる。即ち我々は自然を思惟するが我々は存在せず、自然のみが存在する。即ち我々は存在しないが、而も尙思惟する。事實我々は自然を存在すると思惟するのである。然るに我々は存在せず、自然は存在する。我々が我々の思惟以外の判断若しくは證明を有たない自然が存在するとは！ かくのごとき思惟が陰影にして實在ではないとすれば、實在とはそも如何なるものであるか。それは昔の詩人

が言つたごとく陰影のごとき夢想 (sogno di un'onbra) とならねばならぬ。かゝる思惟に満足出來ようか。自ら存在せざるものが存在する他のものの實在を證明し、之を聲明するがごときことはあり得べからざることである。<sup>(11)</sup>

以上敘述するがごとく先驗的觀念論の立場に立つたジェンティレは、その主観主義に徹する獨自の説を切り開いて行く。彼によると精神はその具體性に於いては純粹活動としての思惟活動であつて、決して之を客観化することが出來ないものであつた。換言すれば、純粹精神は決して他によつて限定せられ得ぬものである。<sup>(12)</sup> 眞の思惟活動は限定せられるものではなく、却つてこの思惟は限定する所のものである<sup>(13)</sup> とはこの點を敘述したものであつて、その限りに於いて、精神又は思惟する思惟は無限にして絶對的自由であるといふことが出来る。

自由とは人特有の力を意味するもので、それは人を現實の存在に形成するものであつて、それ故、一切の行動を表現する幾多の事實を創造するものである。<sup>(14)</sup>

といひ、

自由なるものは絶對的でなければならぬ。然らずんば自由は全くないのである。物質 (一切の有形物) が自由でないのは、それが限定せられるからである。然るに精神 (一切の精神的活動) が自由であるのは、それが無限であり、何物に對しても相對して居らぬからであり、即ち絶對的であるからである。<sup>(15)</sup>

と結論せられる。即ち具體的精神とは純粹活動であり、思惟する思惟であり、永遠に活動する



自己實現の過程であつて、それ故に無限であり、絶對的自由である。精神が如何なるものであるかを規定することは既に精神を物として、即ち客觀として見たもので、一種の抽象であり、精神の具體的姿の埒外に出たものである。それ故に精神は無限であり、絶對的自由であつて、永遠に規定し得ざるものである。随つて理想主義の立場からは、精神に嚴密なる意味に於いてあるといふ名辭を使用<sup>(16)</sup>してはならぬこととなる。

精神に關する以上の敘述により、ジェンティレの精神に關する主觀主義の立場を了解することが出来ると思ふが、然らば現實界に於ける物又は客觀は之を如何に解釋するか。而して主觀に對して客觀は如何に關係するのであるか。

元よりジェンティレは物即ち客觀の所與性を否定せんとするものではない。否、この所與性こそは正しく物の屬性である。けれども客觀は彼に於いては、他の理想主義哲學の所説と同じく、飽くまで主觀の所産と見る。客觀は實に主觀が自己に統一すべく創造した所産に過ぎない。客觀が成立するのは、精神の自己實現の過程に於いて、具體的には思惟活動から離れ得ない「思惟せられる思惟が抽象せられ、固定した對象となつた時である。<sup>(17)</sup>」それ故に、客觀は抽象せられたる思惟の對象であり、随つて有限であり、非自由であり、多である。かくのごとく客觀は主觀の所産であるが、この場合、唯單に客觀の世界のみでなく、物の存在形式たる、即ち範疇としての時間及び空間も、現實的、具體的には時間化し、空間化する思惟の所産なのである。即ち「我々が空間及び時間の中にあるのではなく、却つて空間及び時間が「我々の中にある<sup>(18)</sup>」ので

ある。さて客觀は多であるが、その多といふのは

物は實に精神の理論的活動の豫件たるその客觀性に於いて多である。物は本質的に多である。蓋し單なる物は、多くの要素の結合から生ずるものとしてでなければ考へることとは出来ないからである。唯一無限なる物は不可知である。<sup>(19)</sup>

随つてこの多は「我の對象たる限りに於いての物に屬する性質であり、意識の統一の中に纏められる限りに於いて物は多である」と説かれるのである。かくのごとく物の雜多性は規定せられたが、之に對して精神は統一であり、物の多を統一する中心である。ジェンティレにあつては純粹多(pura multiplicitas)といふが、ごときは「不可知なるのみでなく、思惟することさへ出来ない<sup>(21)</sup>」ものである。

以上述べ來つた一と多との關係は、實に精神そのものの動的な生命としての本質上生じ來るものであつて、精神は常に自らかゝる問題を自己の中に創造し、之を解決しつゝ、進み行く。かくして精神が自己活動、自己實現を展開するがためには、多の世界即ち物又は客觀を必要とするもので、これこそ正しく具體的な精神の生命なのである。

生命とは抽象的な統一ではなくして有機體の統一である。即ちそれは種々の要素の調和であり、融合であり、綜合である。かくて多なき統一もなければ、後者なき前者もない。<sup>(22)</sup>

多の中に統一の生命があり、統一の中に多の生命があるのである。これが具體的な生命であり、精神活動である。再言すれば、精神活動は意識内容の深化を意味する。乙なる意識内容は



次いで来る意識内容丙の材料となり、丙は乙の形式となる。又乙は之に先行する意識内容甲の形式である。更に丙は之に繼行する丁なる意識内容に對しては材料となり、丁は丙を自己の中に綜合せる形式となる。かくのごとく材料と形式との相互關係を保持しつつ、次第に深まり行き、若しくは高次の意識内容を創造して行く。かくて無限にこの活動を續けて止まることがない。

ジェンティレの哲學は以上概略する所に依つて知られるごとく、それは純粹思惟活動であり、精神の完全性への無限無終にして不斷の發達であつた。繁冗の嫌ひはあるが、この點に關する彼自身の言葉を援用し、彼の哲學の理解に資し度いと思ふ。

哲學は終止することも完了することもない。蓋し哲學は彼自身の精神であり、彼の自我自體であつて、而も自我は生きて居れば必ず發達し、自己を構成するものであるからである。この故にかゝる哲學が常に實現せられ、而も終止することなき人間の理想となるのは當然である。

こゝに人間の理想として哲學を考察して居るが、この彼の言葉は一見精神は自己の發達であり、生を續ける限り必ず發達するといふから、教育は必ずしも必要でないかのごとく思はれるかも知れない。けれどもこの所論はかくのごとく了解すべきではない。この點に就いては一應先驗的自我と經驗的自我とに關する彼の說に耳を傾ける必要があらうと思ふ。

ジェンティレ哲學の重要概念たる「思惟する思惟」と「思惟せられる思惟」との區分は自我の考

察にも適用せらるべきものであつて、多としての自我はいふまでもなく經驗的自我であり、對象的領域に屬する「思惟せられたる思惟」の範疇に入る。かゝる主觀が眞の主觀でないことは既述のごとくである。之に反して「思惟する思惟」の立場に立つ主觀は先驗的自我であり、經驗的自我が抽象的、特殊的自我たるに對して具體的、全一的自我である。先驗的自我は精神活動の本質に従つて多くの經驗的自我を要求し、之を自己の中に創造しつつ、之を絶對的に融合する。この意味に於いて經驗的自我は自我の活動には必要なる要素であり、否定せらるべきものとしての必須要素である。かくて經驗的自我の止揚に依つて、先驗的自我は次第に深化し、高次の自我を創造することが出来る。いふまでもなく、先驗的自我は「思惟する思惟」の立場に立つ限り、絶對的自由であり、之に反して經驗的自我の自由は相對的である。後者を否定して前者へ融合せしめる所に教育の意義があるのであり、教育の可能性への根據も亦こゝに見出されるのである。

精神は無限なるが故に自由である。教育は生徒の中にこの自由を豫想するであらうか。勿論之を豫想する。何となれば、教育の可能性を豫想するからである。若しも例へば思惟の力がないとすれば、生徒は教育せられない……而して思惟は既述のごとく自由を意味する。<sup>(24)</sup>

かくのごとき經驗的自我と先驗的自我との二つの自我の緊張に依り、教育の問題は不斷に創造せられ、又解決せられて行くものと見る。されば、教育は、精神の生命たる具體的にして眞



に現実的なる統一を目的とする」といひ、随つて「教育は常に道徳的、常に精神的なる教育以外のものではあり得ず、さればそれ故、常に哲學的」である」と結論せられるのである。又いふ、「人間の教育はその内容に常に理想——精神の理想即ち哲學を有つ時、人間の教育なのである」と。それ故にジェンティレに於いては教育學と哲學とは一であり、兩者は動的辨證法的鎖環によつて結合せられて居る。哲學は教育學を産み出すが、それは之を再び自己に包攝するがためにのみ産み出すのである。されば「哲學は常にその胸の中に教育の問題を有つて居ることを發見する」と言はれる所以である。

以上述べたるごとく教育とは自他の對立を否定し、統一して、より深き自我を實現することである。かゝる目的を内在して之を實現して行く教育は必然的に自己教育 (autodidattica) とならねばならぬ。けれどもこの場合謂ふ所の自己教育とは必ずしもルッソーのそれと同一ではなす。ジェンティレは「哲學としての教育學綱要」の中にルッソーの教育説に就いて可成り詳細に批判して居る。彼は教育を一應自己教育即ち消極的教育 (educazione negativa) と他教育 (eterodidattica) 即ち積極的教育 (educazione positiva) とに分類し、ルッソーが外部よりの強制による教育を排撃して自己教育を主張した歴史的意義は之を認めて居るが、飽くまで爲すに任せる (lasciar fare) を爲さしめる (far fare) に對立せしめて前者のみの立場に立つた消極性を批判し、自己教育の積極性を主張した。彼は自己教育とは「生徒が自己の教師である教育で、教師の秘密は自ら身を引くにある (autodidattica e Peducazione, in cui l'educando e proprio educatore, e il segreto

del maestro e quello di non esserci)」と説明して居る。この場合「身を引く」とは如何なる意味であらうか。

改めて述べるまでもなく、ジェンティレに於いては精神は活動であり、經驗的自我を否定して、統一的自我への絶えざる發展に向けられた活動であつた。教育はこの精神の法則に従つて自他の對立を常に一層多く止揚し、同一の共通の生活を營むことに他ならない。それ故に教育は自己實現の教育であり、自己教育であるが、ざりとして教育が他による他を通しての作用である限り、教師を全然不必要とするのではない。ジェンティレとても元よりかくのごとき結論には到達して居ない。唯他が他である限りの他教育即ち抽象的なる他教育は教育でない」と主張するのであつて、自他の統一を實現するこそ眞の教育である。それ故「身を引く」とは教師に於ける經驗的自我的克服と解すべきであつて、そこには教師の一層大なる自己反省と自覺としての倫理的行動とがともなはねばならぬのである。そこでジェンティレに於いては教師と生徒、教育者と被教育者との區別は抽象的、經驗的には認められるにしても、具體的教育に於いては止揚せられなければならぬ。教師は普遍的精神の體現として、この精神に於いて他と一であり、生徒を教育することに依つて自己を教育して行く。生徒は又教師と自己とを對立せしめつゝ、自我の中に之を融合せしめて永遠なる絶對的的自我を實現して行く。そこに眞の自己教育の意義が存するのである。而して教師と生徒、又は一般に自他の精神の統一をジェンティレは愛 (amore) と名付けるが、この場合愛とは「放縱なる甘さ (dolcezza indulgente)」の



のごとき思想と結び付けて考へらるべき愛ではなく、飽くまで教師があらねばならぬ普遍意志を指すのであると述べて居る。<sup>(82)</sup> 而してこの愛は單に教師と生徒とを結び合せるばかりでなく、教師自身の精神的統一をも實現せしめる根本的動機である。愛による合一に依つてこそ始めて人類特有の社會が形成せられるのであり、愛による教育は同時に社會による教育である。この社會による自己教育を認める點にルッソーとの相異を見出し得るのである。

以上に依つて我々は、大略ジェンティレの教育思想を素描し了つたと思ふが、こゝに一言附加すべきは彼の教育思想と國民主義的教育との關聯に就いてである。然るにジェンティレは彼の著『教育改革論』の英譯を公刊するに當つて第一章を特に新に執筆したが、この章に「教育と國民性 (Education and nationality)」なる題名を與へて國民主義的教育を主張して居る。彼は國民性と知識との關係を論じ、知識は畢竟國民的認識に他ならずとする。彼は學問に國境なしといふ論に反對し、學問は國民的認識の他にないと結論する。<sup>(83)</sup> 然らば彼のいふ國民性とは如何なるものであらうか。

國民性を構成するものは共通の地域であるか、共通の言語であるか、共同の政治的生活であるか、又は國民が決して再び生活し得ない一つの過去を國民に顧み知らしむる記念傳統習慣等の一切の遺物にあるか、或は社會の各成員を結合して強固にして緊密なる社會を構成し、之に國民としての天職及び使命の信念を有たしめる血族關係にあるか。凡そ是等の要素中、其の孰れが國民性を構成する最も本質的なものであるか、或は又それらの

總ての結合がさうであるかに就いては齊しく多くの論争があつて未だ決する所がなかつた。<sup>(84)</sup>

と論じ、是等の諸要素は共に「二つの異なる意味があり、その一つの意味は是等要素を國民的意識の單なる偶發的内容となすもので、他は之を必須、主要にして間違ひなき成分と見做すものである。何となれば是等の要素が單に自然的價値を有することもあり、或は道德的精神的價値を有することもあるからである」と述べて次のごとく論を續けて居る。<sup>(85)</sup>

我々の少年時代に我々を育み、今は兩親の死骸を埋めてある我々の生地、それを圍繞してその特色をなして居る山嶽、海濱、是等は、皆自然的存在である。是等は人の作つたものではない。随つて我々は彼等に要求することも出來ず、又彼等に我々の生存を結び付けることも出來ない。否、人の心中に生きて居る我々の言語や宗教そのものすらもなほ一國民の國土に境域を限り隆起を生ずる地理的偶發事故と同様に自然の事實として考へ得る。我々の言語も亦抽象的には、我々の生れない前、我々の祖先が或方法で作らうた精神の遺産であつて、我々が今日之を使用し享樂し得ること、宛も自然から與へられる日光を享樂すると同様であると考へることが出来る。宗教に就いても同じ様に考へる人が尠なくないであらう。否、恐らく多數あるであらう。即ち人は宗教を遺産として受け継いで居るものと見做すから、宗教は我々自身の携みない信仰の成果であり、我々の生ける人格と不可離のものとして考へないのである。總て是等の要素は、それが自然的なものであ



る限り、明かに我々の人格とは無関係である。我々イタリア人はアルプス山脈に圍繞せられたこの半島に居住し、この晴やかな天空と地中海の潮流に洗はれる美しい海濱に生を樂しんで居る。しかしこの懐しい住家から他所へ移住すれば、即ち經濟力の壓迫を受け、大洋を横斷し、我々の相當多數が大西洋の彼方の或地に集合し、其處で同種族といふ自然の東帯で統一せられ、同一の言語で結合せられて共同の利害と特殊の道德的親和力とを以つて一種獨特の社會を維持したとするならば、我々は生地の中島から離れたに係らず、我々の國民性を保有したのである。換言すれば、イタリアが我々の船路を追うて大洋を横斷したのである。我々は管に我々の生地から離れることが出来るのみならず、我々は我々の風習を廢し、その言語を忘れ、又その宗教を棄てることも出来さへする。或は又我々は自國內にあつても、その特殊な歴史的傳統や地方語或は言語の相異や宗教や利害の衝突等から全く孤立することもある。而も同一の名稱を聞き、同一の國旗を見、共同の希望と危急とに向ふときは、同一の感情と精神とを以つて響應するものである。

この時にこそ我々をして一つの國民として感ぜしめるのであり、こゝに於いてこそ我々は正しく一國民である。國民といふ概念そのものに堅實性と實在性とを附與するものは、この概念の中に含まれるもの(内容—筆者)ではなくて、寧ろ精神力の活動であり、この活動に依つて我々が屬すると感ずる(國民といふ—筆者)集團的な人格意識内の一要素又は諸要素と我々とがしつかりと結ばれるのである。即ち國民性なるものは種々に變化す

る内容ではなく、人の意識の一定内容が國民の特性を構成すると我々が感ずる時に生ずる該形式に存するのである。<sup>(36)</sup>

この長い引用文に依つて國民が、自己を肯定し、自己實現を保證する人々の共通意識であり、國民が一體ならんと意欲する時にのみ一つの國民であるとするジエンティレの論理を理解し得るであらう。それ故に國民たるものは「國家の形の中にそれ自身の人格を實現するやうに活動しなければならぬ。國家の外には集合意志はなく、國民の共通人格はない」と説く。例へば「イタリアは、我々にとつては、我々の實現しつゝある複雑にして崇高なる道德的理念として我々の精神の中に生きて居る祖國<sup>(37)</sup>」であり、祖國の中に生きる人格である。それ故に我々はイタリア人として始めて具體的人格たり得ると考へる。かゝる普遍にして、それ故にこそ國民的人格として自己を實現し、かくて始めて具體的人格にまで高まり得るのであつて、こゝに教育の理想をおくのである。ジエンティレが國民主義的教育思想家として、フアッシスト内閣に迎へ入れられた所以はこれに依つて明瞭となるであらう。

註

(1) 第一章「註(1)」参照

(2) ジエンティレ著・ピゴナジアリ英譯 教育改革論 五頁



- (3) ジェンティレ著 教育改革論 (*G. Gentile, La riforma dell'educazione, 3ª ed., 1928*) 1101頁
- (4) ジェンティレ著 純粹活動としての精神概説 (*G. Gentile, Teoria generale dello spirito come atto puro, 4ª ed., 1924*) 五頁
- (5) 同書 二〇頁
- (6) 同書 六頁
- (7) 同書 五―六頁
- (8) 同書 一三頁
- (9) 同書 五頁
- (10) ジェンティレ著 教育改革論 五六―六三頁
- (11) 同書 六三頁
- (12) 同書 六三頁
- (13) ジェンティレ著 純粹活動としての精神概説 六頁
- (14) ジェンティレ著 教育改革論 三七頁
- (15) 同書 四五頁
- (16) ジェンティレ著 純粹活動としての精神概説 一八頁
- (17) 同書 一五頁
- (18) 同書 一〇九頁
- (19) 同書 二九頁

- (20) 同書 三〇頁
- (21) 同書 九八頁
- (22) 同書 三五―三六頁
- (23) ジェンティレ著 教育改革論 二〇二頁
- (24) 同書 四九頁
- (25) 同書 二〇二頁
- (26) 同書 二〇二頁
- (27) 同書 二〇六頁
- (28) ジェンティレ著 哲學としての教育學綱要 (*G. Gentile, Sommario di pedagogia come scienza filosofica, 4ª ed., 1926*) 第一卷一〇七頁
- (29) 同書 第一卷一八六―一八七頁、一八八―一九二頁、一九四―一九六頁
- (30) 同書 第一卷一八五頁
- (31) 同書 第一卷一八五頁
- (32) 同書 第二卷四一頁
- (33) ジェンティレ著・ピゴナジアリ英譯 教育改革論 六一―七頁
- (34) 同書 八頁
- (35) 同書 九頁
- (36) 同書 九―一頁



(37) 同書 一三頁

(38) 同書 一四頁

## 第五章 ファッシスト政府の教育行政改革

ファッシスト以前の行政は個人主義自由主義の極あらゆる分野に甚だしき無統制を馴致して居た。教育行政に於いてもその埒外には出なかつた。第一に強き倫理的動機に依つて振作せらるゝことなき官僚主義に依り、第二に中央官廳に適當なる指導と統制とを缺く結果から現れた地方自治の放逸に依り、義務又は職責が明確に定められて居らぬ官職や官吏、職員との過多に苦しめられて居た。かゝる官僚主義に對する非難や之を改革しようとする企畫は可成り以前から示されて居た。例へば千九百十一年六月四日、時の公教育大臣クレダロは一つの法律を公布して、地方自治體の大部分から教育行政權を剝奪して中央行政權の強化を試みた。即ちこの法律に依り、教育行政上の自治を認めるものを縣廳所在地その他の大都市、住民の文盲者の數が全人口の二十五パーセントを超えざる地方自治體に限ることとした。けれどもかゝる教育行政上の末梢的改革は、官僚主義の本源的革新を條件とせざる限り、所期の目的は達し得ない。クレダロの改革に依り、中央官廳の冗員、冗費を愈々甚だしくしたのは誠に己むを得ぬ次第であつた。千九百二十一年三月十六日、下院に於ける討議の結果、教育制度改革のための調査委員會を任命することとなつたが、この際討論の中でブルネッリ(Brunelli)とスふ代議士が、アゴスティーニ(Agostino Berenini)の公教育大臣の時代から特に行政官の上層部員が徒に過多となつたことを指摘して、千九百十九年四月二十三日の勅令は公教育に歴大なる比



率に於いて官僚主義を馴致した。即ち下層部官吏が八十五名なるに對して指導的地位にある官吏が六十三名も居り、指導者の中には多くの視學官があるが、彼等は一定の職責もなく、又何等有用なる仕事もなく、一年の或期間を過して居る。一定の職場を有たず、中には省にさへ出勤して居ない」と難じて居る。又千九百二十二年の豫算會議の席上で、アゴスティノネ (Agostinone) と云ふ代議士は公教育大臣アニレに對し、世界大戦中不必要なるに係らず創設した五局を廢止すべしとした委員會の報告を無視せることを攻撃した。けれども是等の企圖や輿論も無力にして日和見主義の歴代の内閣に依つては結局何等の結實をも見ずに終つたに過ぎなかつた。ファッシスト政府は教育改革を先づこの分野より著手したのは當然の順序であつた。

千九百二十二年十二月三日、即ちムッソリニが組閣して約一箇月の後、次のごとき有力なる法律が公布せられた。

- 第一條 租税制度ヲ簡單ナラシメテ豫算ノ必要ニ應セシメ課税ノ分配ヲ改善スルノ目的ヲ以テ租税制度ヲ改革スルカタメ及ヒ國家ノ官職ヲ減少シ行政及ヒ公共制度ヲ改革シ以テ其ノ機能ヲ迅速ナラシメ其ノ經費ヲ削減スルカタメ國王ハ其ノ諸大臣ノ責任ノ下ニ千九百二十三年十二月三十一日マテ全權ヲ保有ス
- 第二條 千九百二十四年三月末日以前ニ國王ノ政府ハ本法ニ依リ授與セラレタル權力ヲ行使セル用途ニ就キ議會ニ報告スヘシ

第三條 本法ハ官報掲載ノ日ヲ以テ効力ヲ生ス

千九百二十一年八月十三日ノ法律ハ同日ヲ以テ効力ヲ失フ本法ニ抵觸スル規定モ亦同シ

この法律に明示せられてあるがごとく、ムッソリニの政府は行政改革に偉大なる強権を確保したのであつて、新政府の行政改革の目標はこれに依つて明白である。即ち費用の節減と人事の刷新とを二大眼目とするもので、この目的のために従來の冗官・冗職を廢止し、官吏職員の淘汰を斷行せんとするのである。教育行政に對するファッシストの固有の改革目標も元よりこゝに存するのであるが、この根本原則の公教育への適用は大臣とその協力者との理論に従つた。

ジエンティレは新政府の教育改革の精神を千九百二十三年十一月十六日に公教育高等評議會 (consiglio superiore della pubblica istruzione) に於ける演説の中に述べて居る。この演説は實にジエンティレが彼の教育改革を一先づ遂行した後に輝しき業績を回顧しつゝなされたものであるが、先づ國家及び國民とは何かを説き、國家は何故國民を教育するかの所以を述べて居る。

我々が確信し肯定する所に依れば、國家とは人の總ての内的生命が忌避し得るがごとき外的法的制約又は統制による制度ではない。我々に於いては國家は倫理的實在 (sostanza etica) であり、その歴史的発展を通して社會の中に自己の人格を形成し、自己を肯定し、自己



を主張する個人の意識そのものである。随つて國家は特殊範圍にのみ閉ぢ籠つて居るものではなくして、集合意志としても又純粹個人意志としても廣く擴大するがために齊しく解放せられ、準備せられ、適當して居るものである。國民(nazione)とは自己の歴史的過去に就いて自己を意識する意志であり、我々に向つて我々の意識の中に國家を投影し、追求すべき目的と遂行すべき使命とを提起しつゝ、我々の國民性を描寫し、表象するものである。かゝる國家のためには我々は進んで自己を犠牲にすべきである。何となれば確固たる價値を與へらるゝに値する我々の眞の生命とはかゝる使命の遂行の中にのみ萌芽するものであるからである。<sup>(4)</sup>

かくのごとく國家を動的に解すれば、それは、道徳的生活を實現すべき制度であると考へられ<sup>(5)</sup>、この道徳的生活の實現こそはジエンティレの教育學に於ける教育の目的である。即ちジエンティレの言葉を引用すれば、

かるが故に國家は教育を行ふのであり、又之を行はねばならぬのである。かるが故に國家はこの道徳的生活を昇進せしめる學校、而もこの中に於いて國家がその機能を果し得る道徳的生活を昇進せしめる學校を維持し、保護しなければならぬのである。國家は學校の中に於いて自己を實現するのである。<sup>(6)</sup>

と述べ、國家がかゝる教育を行ふために學校を設置し經營して行かねばならぬ所以を説き、更に續けていふ。

然らずんば、國家と學校との關係に就いて多くの論議を惹き起し來れる點に關して我々は自由を想像することが出來ない。學校は自由であり、自由であるべきであり、我々をして言はしめれば恐らく然らざるべからざるものである。學校は自由である。何となれば、若しも然らずとせば、それは學校ではないからである。學校は精神生活の發展を豫想し、而して若しも學校が自由でないとするならば、學校の中には精神生活は存在しないからである。<sup>(7)</sup>

かくのごとく學校の自由を説いて居るが、學校は精神生活の發展を豫想し、而もそれは純粹活動としての精神は絶対自由であるといふジエンティレの哲學說からの演繹である。而して「自由の客觀的存在は之を國家の中に」<sup>(8)</sup>「求めんとし、自由と國家權力との對立を否定する。ジエンティレの自由の概念に就いてなほ少しく考致して見れば、同じ演說の中に次のごとく述べて居る。

自由には二種がある。一つは個人主義のいふ所の絶対的自由であつて、それは論理的には無政府状態に導く。他は具體的自由であつて、それは國家そのものである。前者の概念では個人が國家に對立して居る。後者では個人は國家の中にあつて自己の價値を認めない。個人は自己の意志を共同意志と一致せしめる。即ち個人は自己の中に普遍的意志を顯現せしめるために、あらゆる利己主義、特殊主義を放棄せんと努める。<sup>(9)</sup>

第一の概念に於ける自由は「人は生れながらにして自由である」といふフランス革命の原理、



に依るもので、生物的又は心理的自由である。この概念に従へば、道徳的生活は存在せず、人も動物も、星も地球も、眞理も誤謬も、總て自然による(per natura)ものである。<sup>(10)</sup>蓋しジェンティレの道徳的生活とは、意識的努力の結果として、價値を有するものであり、勝利であつて、而もこの勝利たるや常により高く且創造的活動隨つて自由なる活動たることを證明する勝利である。<sup>(11)</sup>からである。かゝる第一の自由概念は世界大戦及びその後の客觀的情勢の變化に依つて次第に排除せられ、今や眞にその名に價するがごとき自由が要望せられるやうになつて來たとなし、かゝる自由とは第二の概念に依るものであつて、この自由の理論に従へば、個人は道徳的にも知識的にも高位にある國家の權能を絶對的に信仰してその決定に従ふべく、更に端的に言へば規則的に組織せられた政府に自律的に服従すべきものとする。それ故、かゝる政府は權力を分散してはならない。階級的組織こそイタリアの新制度に適當なる唯一のものとするのである。

ファッシスト的教育改革の理論はかくてジェンティレに依つて代表せられるが、他方ジェンティレの協力者からは分權主義的政策が主張せられた。ロンバルド・ラ・デイチエはそのよき代表者である。ロンバルド・ラ・デイチエは千九百二十一年、カタニア(Catania)大學に於いてなせる講演の中に先づ「我々はフランス革命の政治的理念が實現せられたと同時に崩解して居る歴史的時代」<sup>(12)</sup>に居ることを指摘し、

フランス革命——そのあらゆる偉大さがこゝに存するのだが——は國家の中央集權に

依つて市民生活の組織を創設した。而もそれは貴族的封建的寡頭政治たりしに過ぎなかつた。<sup>(13)</sup>

とフランス革命の政治的形態を批判して居るが、この革命に依つて創造せられた國民的國家(stato nazionale)に於ける市民(civis)の概念に就いて非常な讚意を示して居る。この「市民」とは「法律が法律たる限り恭順なる子孫のごとき純粹意志を以つて之を遵奉し、この法律に對する尊敬の中に、より適當なる新しき文明と法律とを創造する唯一の可能性を見る」<sup>(14)</sup>ものとなし、かゝる市民概念こそ過激なる諸革命を抑壓し「永遠にして平和なる革命(perpetua pacifica rivoluzione)」<sup>(15)</sup>を可能ならしめるものであると考へる。然るに

市民の理念が偉大なる勝利を獲得すると共に、フランス革命はその最初の衝動が遠ざかるに従つて中央集權といふ弊害を我々に與ふるに至つた。革命と共にあらゆる國民生活は中央から統制せられるものであるといふ幻想が生じて來た。この「統制」なる正義は抽象的正義となるものである。こゝに人は何等かの標準——それは役所に於いては一人の大臣にとつて非常に完全なる理想であると思はれ、又議會の討論に照して最も好都合であると思はれるものである——を打ち建て、明確なる規則と何處に於いても平等なる規範とを以つてこの標準を實現せんと決意するのである。文字は精神を征服し、規程は魂の「硬直化」(lignificazione)を齎した。中央の官僚主義は偽善家の軍隊となり、彼等は法律を通牒や註釋に依つて混亂せしめ、イタリアの各地方には、全く人格などを有たぬやうに



させられてしまつた盲従的な機械的な執行者の部隊を送つて居る。<sup>(16)</sup>と論じ中央政府から發せられた法令が一方では官僚主義的繁文褥禮を生ぜしめ、他方では國家機構の機械化を招き、無用の官職が徒に増設せられ、獵官者と中央政府の官吏との私用に供せられるに至つたことを指摘して、この弊害を救ふ途は分權主義を採用して、自由にして豊富なる獨創性<sup>(17)</sup>を發揮せしめるのみと論じて居る。

かくのごとく當初のファッシスト教育當局には、一方にはロンバルド・ラ・デイチエのごとき分權主義と他方にはジエンティレのごとき統制主義との一見矛盾せるがごとき思潮が併立して居た。而もこの兩者が論理的に全く清算せられ、克服せられたことを證明せずして、却つて所謂胸の中に於ける妥協<sup>(18)</sup>に依つて教育改革に著手した。ジエンティレが國民ファッシスト黨と一致し得られたのに反して、ロンバルド・ラ・デイチエは飽くまで自由主義の陣營に立て籠つてファッシスト黨員たり得なかつたのも、その論理的歸結といふべきであらう。唯、ロンバルド・ラ・デイチエとジエンティレとの關係は、人格的崇敬に依つて前者は後者に結び付き、ジエンティレの教育改革に當つても常にその熱心なる使徒たるを得たのである。マッテオッティ (Giacomo Matteotti) 事件<sup>(19)</sup>を契機としてジエンティレは大臣の職を辭し、ロンバルド・ラ・デイチエも亦之に殉じたが、ジエンティレの辭職が偶々、ロンバルド・ラ・デイチエの國民ファッシスト黨との分離の機縁とはなつたものの、然らずとも彼の行政家としての地位は永續すべきではなかつたであらう。<sup>(20)</sup>

以上のごとき條件の下にあつたに係らず、新政府の教育行政改革は一般行政改革と歩調を合せて進行した。そこで先づ第一にとり上げられた問題は官僚主義の弊害に對する改革であつた。この改革の對象は冗官冗職の濫設と人事の澁滯とに關するものであつて、既に述べたる千九百二十二年十二月三日の法律に明記せる費用を節減し、國家の官職の機能を迅速に働かしめんとするファッシスト首腦者の意圖が、この分野に對して明瞭に働いて居るのを觀取することが出来る。即ち政府は從來の弊害を打破し、國家及び政府を敬愛し、秩序及び規律を遵奉し、傳統及び慣例を尊重する眞の意味の官僚主義本然の姿に立ち還らしめんとしたが、これが實行には二つの相異なる時期と手段とが區分せられた。即ち先づ第一は從來の組織の中に暴露しつゝあつた弊害を打破することであつて、千九百二十二年十二月二十一日の勅令に依つて決定せられた。この勅令は

- 一、健康及び能力に於いて任に堪へずと認められたるもの
- 二、千九百二十三年十二月三十一日まで四十一年以上公職に従事したるもの
- 三、同期日まで六十五歳以上に達するもの

以上の三項の孰れか一つに該當する官公吏は之を罷免したが、その手續は縦令局課長若しくはこれと同等の地位にある高級官吏でさへ唯一回の閣議に依つて處分し、事前にその處置を通過するがごとき形式もとらず、又その救済方法をも顧慮しなかつた。

次いで政府は積極的建設的改革に著手したのであるが特に千九百二十三年十一月十一日



の勅令は官吏の階級(gerarchia)を確立したものと注意せらるべきものである。この勅令に依る階級組織は鐵道関係者及び屬吏を除いたあらゆる文官官吏に適用せられるものであつて、群(truppo)及び等級(grado)から成つて居る。群は之をA・B・Cの三種に分けられるがこの區分は地位及び之に對して要求せられる學歷の稱號に依るもので、是等の各群への編入は國家試験に依つて決定せられることとなつて居る。之を教育關係者に就いて表示すれば大略次のごとくである。

群	地	位	所	要	稱	號
A	高	教	博士號若しくは大學又はその他の高等教育諸學校に依つて授與せられる稱號			
B	中	初	中等教育上級段階の修業證書若しくはこれと同等と認められたる修業證書			
C	下	初	中等教育下級段階の修業證書若しくはこれと同等と認められたる修業證書			

それ故CよりB、BよりAへの昇進は、右の表に依つて示されたごとく、それ／＼の群に依つて要求せられる稱號を獲得することを須要とする。各群はそれ／＼若干の等級に分けられる。即ちA群及びB群は十一等級から成り、これは宛も軍隊に於ける十一の等級に相應する。

ものである。C群は更に第十一等級の下に第十二等級及び第十三等級の二等級が加へられる。教育關係の官吏は最高の三等級を缺いて、A群の最高は第四等級、B群は第五等級、C群は第七等級と定められて居る。

官吏の待遇はその屬する群の如何に係らず、官職の配當せられて居る等級に依つて決せられる。各等級は孰れも初任級から始められ、一定年限の後に増俸を受け、特別な罰則を適用せられざる限り、當該等級の最高俸給に進むことが出来る。但しこの年限に就いては等級及び群の相異に依つて一定しない。例へばC群の第十三等級では最初四千二百リラの俸給を受けるが、二年の後は四千五百リラとなり、更に二年を経て四千八百リラに進み、次の二年後には五千二百リラ、更に次の二年後には五千六百リラといふごとく二年毎に増俸せられて行く。又B群の第十一等級の官吏は最初七千リラの俸給を受けるが、二年の後七千六百リラとなり、更に三年の後八千二百リラに進む。次いで四年を経て八千八百リラとなり、次の四年の後九千五百リラとなる。是等は普通の進級であるが、その他に特別進級の制度が定められて居る。それは一つの等級から他の等級へ、例へば第八等級から第七等級へと進級するがごとき場合であつて、この場合には、管理評議會(consiglio di amministrazione)の審議を経て大臣に依つて行はれるか、若しくは試験の結果に依つて決定せられる。次に教育關係の官吏の等級と俸給並びに増俸年限に就いて表示しよう。



加 俸 給	増 俸 年 限												給 俸				等 級	
	群 C			群 B			群 A			初 任 級	第 一 年 限 度 増 俸	第 二 年 限 度 増 俸	第 三 年 限 度 増 俸	第 四 年 限 度 増 俸				
	第 四	第 三	第 二	第 四	第 三	第 二	第 四	第 三	第 二						第 一	第 一		
	年	年	年	年	年	年	年	年	年						年	年		
13,000																		第一等級
11,500																		第二等級
10,500																		第三等級
9,500																		第四等級
8,500																		第五等級
7,500																		第六等級
6,500																		第七等級
5,500																		第八等級
4,500																		第九等級
3,500																		第十等級
2,500																		第十一等級
1,500																		第十二等級
1,100																		第十三等級

教育行政に於ける官僚主義的弊害に就いては、ジェンティレもロンバルド・ラ・デイチエも共にその改革の必要を確認したところであつて、その改革原則は一般行政改革のそれを適用した。冗官及び冗員の淘汰、人事の刷新は教育行政の全般に亘つて断行せられた。中央教育行政官廳たる公教育省 (ministero della pubblica istruzione) に於いては先づ局課の廢合に依つて、局長の數は五人から四人に、課長及び局所屬視學官の數は三十七人から二十一人に減少せられ、その他、中央の行政官吏にして淘汰せられた者は合計二百六十五人に達した。その結果、局は初等教育及び民衆教育局 (direzioe generale per l'istruzione primaria e popolare)・中等教育及び師範教育局 (direzioe generale per l'istruzione media e normale)・高等教育及び圖書館局 (direzioe generale per l'istruzione superiore e le biblioteche)・美術局 (direzioe generale per le antichità e le belle arti) の四局となり、課も随つてその數が激減せられ、苟くも冗官又は冗職と認められる恐れのあるものは之を廢止し、獨立して十分なる機能を果たすに不適當又は不必要と認められるものは他の官職と併合した。之に反して新時代に必要なる施設と考へられるものは之を新設し、若しくは既設の機關を擴張するに躊躇しなかつた。その最もよき例は初等教育及び民衆教育局に於ける統計及び發行課 (divisione di statistiche e pubblicazione) の新設である。この課の新設の理由は實に局長ロンバルド・ラ・デイチエの主張に依るものであつて、即ち彼は既に以前から、公教育省は單にイタリアの教育改革運動を指導するのみでなく、國民の教育及び教化運動の創意をとるべきであつて、それには省内に教育的宣傳の機關を創設し、以つて廣く公私の教育機關をして



國民教育の刷新に有効に活動せしめ、教師には必要なる助言を與へ、科學的發明・發見を獎勵し、學問研究に關する知識を授くべきであるとした。『政治的・教育的宣傳試論(Saggio di propaganda politica e pedagogica)』や『教育的宣傳新論(Nuovi saggi di propaganda pedagogica)』を刊行した彼の意圖もこゝに存するのであつた。この彼の教壇生活に於ける主張が政權獲得に依つて實行に移されることとなつたのである。

官制の改革にともなひ人事の刷新に就いては新政府の特に關心を示した所であるが、ジェンティレは國民教育の指導の任を委ねるために、彼の周圍よりロンバルド・ラヂエチエを擧げて初等教育及び民衆教育局長たらしめて自由に手腕を發揮せしめ、學校教育上多くの困難なる問題を提起して來た中等教育及び師範教育の分野には、夙にこの方面に興味と卓見とを示したコデイニョラの意見を實現することに努力した。大臣の諮問機關として實際的に有力なる機能を保有して來た公教育高等評議會の評議員は二人を除いて全部を更迭せしめた。同評議會の評議員中の元老として永年教育界に牢固不拔の勢力を扶植し來つたクレダロも、この時以來その議席を失ふに至つたのである。

官制の改革と人事の刷新とに依り、フアッシンスト政府の改革原理はかくて中央教育行政上に實現せられたが、ジェンティレの改革として更に重要な意味を有つたのは實に地方教育行政に於いてであつた。元來イタリアは、地方教育行政のため全國を若干の學區(proveditorato agli studi)と稱する地區に分けられ、而もその單位を縣(provincia)に求めたので、全國に六十九

縣隨つて六十九の學區が存在し、世界大戰後ヴェネツィア・ジュリア(Venezia Giulia)・ヴェネツィア・トリデンティナ(Venezia Tridentina)の二地方が縣に編入せられるに及び、七十五學區に増加した。フアッシンスト政府は政治的見地より經費の可及的節減と行政機能の高度の發揚とを要請したが、教育當局は獨自の見地より同じ結論に到達し、こゝに單位を縣より州(regione)に改めて以つて學區制度の根本的改革を斷行することとなつた。その結果、學區數は十九に激減せられたのである。教育當局のこの改革に對する理由はロンバルド・ラヂエチエに依つて次のごとく説明せられて居る。

教育行政當局の改革問題は新政府が政權を獲得した日以來、絶對的至急性を有つものと考えられた。この問題は是等の當局が如何なる状態にあつたかといふ點に於いて注目せられた。即ち王國內地は人種及び學事の方面から見れば殆ど同質であり、又教育及び教授の方面から見れば全く同様なる問題を提出して居るに係らず、餘りに多くの學區に、而してそれ自身が一つの作因として分割せられて居り、而も全く經驗のみを標準として勝手に定められ、各地方の權力の、即ち地方學區の、限定せられた範圍に於ける地方的要求を何等明確に認識して居なかつた。各學區が同一なる機能を有つといふことより、かくのごとき各種の困難が生じたのであるが、而もこの困難は人物が缺如して居たためと、行政上煩雜でありながら特有なる獨創の可能性が本質的に全くなかつたためとに依り一層甚だしかつた。



そこで断乎たる決心を以つて千九百二十二年十二月三十一日の勅令第千八百七十九號に依り(學區はその要求する多様性に従つて祖國の最大の富源たる種々の大さを有する十九に減少せられたのである。<sup>(2)</sup>)

即ち従來政治的及び便宜的理由のために組織せられて居た外部的單位たる縣に置換するに、地勢や人口や地方的文化的要求等の本質的差異に相應した州を以つてした。この結果として、各州當局は自動的組織的形式の下に州の特殊的要求を攷究して地方學校組織に獨自の形相を與ふことが出来るやうになつたのである。

學區の長官は舊制度にあつては、最初縣知事(prefetto)之に當り、他に學區長(proveditore agli studi)なる官職が設けられ、主として學事の視察監督を行ふ規定であり、知事に事故ある時は管轄區内の教育を統督することとなつて居た。地方教育行政の補助機關として各縣に設けられた學事評議會(consiglio scolastico)は知事を議長とし、學區長をその評議員の一人に加へたが、兩者の教育行政上の職權が甚だ不分明であつたため、兎角事務の圓滑を缺く嫌ひがあり、種々の弊害が生じたので、千九百十一年時の公教育大臣クレダロは所謂クレダロ法律と稱せられる法律を公布して、學區長を知事の管轄區とは獨立せる公教育大臣直屬のものとした。爾來學事評議會も學區長の主宰する所となつたが、その權限は主として初等教育關係事項に限り、中等教育に關する諮問機關としては、學區長を議長とする中等教育委員會(Giunta per l'istruzione media)が別に設置せられることとなつた。かくのごとくクレダロ法律に依つて學區長と知事との

地位と權限とは明確に規定せられたのであるが、その結果學區長は權限を自己の學區内の中等教育及び初等教育に關する學事の視察監督に限定せられ、宛もフランスに於ける大學區視學官(Inspecteur d'Académie)に相當する地位に置かれることとなつた。フランス政府は學區長に單に學事の視察監督の任を擔はしめるのみでなく、進んで學區全體の教育行政の統督權を附與することに依り、眞にその全機能を發揮せしめることを期待した。但し之をフランスの大學區總長(recteur)に比すれば、高等教育に關する教育行政權を中央政府に保留せられて居る點に重要な相異點を見出すのである。而も尙管轄區内の初等及び中等教育に關しての全責任を擔ふべき學區長は、イタリアの教育行政上重要な地位を保つものであるとの十分なる自覺の下に、政府はこれが人選をなすに當り、從來のごとき單なる一般官僚たるに満足せず、行政的識見と共に教育學的教養の有無に關心を示したことは、イタリアの地方教育行政の今日の成功を齎した主要原因であると考へられて居る。

註

(一) アゴスティノ・ベネニ(Agostino Benini)は千八百五十八年十月二十二日ローマに生れ、パルマ(Parma)大學に於いて主として法律及び刑事訴訟の研究に従ふ。千八百九十二年下院議員に選舉せられ、社會黨に屬したが、後革新社會黨の黨首となる。千九百十七年十月三十日オランダ内閣に入閣し、同十九年六月二十三日まで、公教育大臣として在任した。千



九百二十一年六月以來上院議員となり、法律特に刑法並に刑事訴訟法に關する著が多い。

- (2) ゴア著 新イタリアの教育政策 六八—六九頁
- (3) 同書 六九頁
- (4) ジェンティレ著 學校管理に於けるファシズム (*G. Gentile, Il fascismo al governo della scuola, 1924*) 二二—二一頁
- (5) 同書 二二—二一頁
- (6) 同書 二二—二一頁
- (7) 同書 二二—二一頁
- (8) 同書 二二—二一頁
- (9) 同書 二二—二七頁
- (10) 同書 二二—二七頁
- (11) 同書 二二—二七頁
- (12) ロンバルド・ラディチェ著 教育的宣傳新論 (*G. Lombardo Radice, Nuovi saggi di propaganda pedagogica, 1922*) 九五頁
- (13) 同書 九五頁
- (14) 同書 九六頁
- (15) 同書 九七頁
- (16) 同書 九七頁
- (17) 同書 九八頁

(18) ゴア著 新イタリアの教育政策 七五頁

(19) ジャコモ・マテオッチェ (*Giacomo Matteotti*) は千八百八十五年フラッタ・ポレジノ (*Fratta Polentino*) の富裕なる家に生れ、恵まれた環境の中に法律を學んで居たに係らず、當時の左翼思想に影響せられて早くから社會主義運動に身を投じ、イタリア社會黨の書記長となつて指導的地位に立つた。千九百十九年以來下院議員となり、ファシスト内閣成立後も下院にあつてムッソリニ派に頑強なる反抗を續けて居たが、千九百二十四年六月十日突如ローマから身を匿し、二箇月の後死骸となつて發見せられた。下手人はファシスト黨員であると考へられ、この事が議會に於ける大問題となり、マテオッチェ事件として一時はファシスト政權の危機を傳へられた程であつた。

(20) ロンバルド・ラディチェはその著『教育的宣傳新論』を千九百二十五年に『教師必携書 (*Accanto ai maestri*)』と改題して出版した序文の中で「余が第一版に附加せる頁を再讀するに當り、余は余のジェンティレに對する尊敬の念の深大となりしを感ずる。千九百二十四年六月以後、道德的・政治的見地からイタリアの代表的人物に對する余の信頼が少なくなればなる程、余はこのことを公言することを欣快とする。」と述べ、又「ジェンティレがファシストであることは彼が教育者であつた時でさへさうであつた。けれども余は政治的にはファシズムに屬して居なかつたので、否、却説ファシズムから余を迎へに來たのであつて、ジェンティレが該黨に入黨した後でさへも余は黨外に止まつて居ることが出來た……余はファシズムの指導者達が唯單に學校のみでなく、イタリア人の生活を道德的に改革することが出來るといふ希望を有つて居る限り省に止まつて居たのである。」と敘して居る。

(21) 従來のイタリアの軍隊の等級は、我が國と等しく九級制であつたが、ファシストの軍隊は十一級制とした。即ち元帥 (*Generale di esercito*)・軍將官 (*Generale di armata*)・軍團長 (*Generale di corpo d'armata*)・師團長 (*Generale di divisione*)・旅團長 (*Generale di brigata*)・大佐 (*colonnello*)・中佐 (*tenente colonnello*)・少佐 (*maggiore*)・大尉 (*capitano*)・中尉 (*tenente*)。



少尉 (sottotenente) であり、空軍・義勇軍・税關軍等は上の三等級又は四等級を缺くこととした。

(22) ロンバルド・ラディチェ著 教育的宣傳新論 四六頁

(23) ダリオールビ編著 ジェンティレ改革と學校の新精神 (*Dario Luipi, La riforma Gentile e la nuova anima della scuola*, 1924) 三一—三二頁

## 第六章 ファッシスト政府の學校教育改革

教育行政の分野に於いてファッシスト政府が敢行した改革の原則が學校教育にも適用せられたことはいふまでもない。ジェンティレが大臣就任後、経費の節減と教育機能の増進との二大方針は元より學校教育改革の大眼目であつた。先づ從來から兎角の非難を受けて居た學校の教職員に關する冗員を淘汰して経費の節減を計り、教職員の機能を最高度に於いて發揮せしめんとした。この方針は常に教職員のみではなく、學生・生徒に對しても適用せられた。在來のイタリアの學校には無能力なる學生・生徒を強ひて收容し、之に反して學力あるも他の條件、例へば社會的條件や經濟的條件等に依つて就學し得ないものが多かつた。このことは新政府が改革を行ふに當つて考慮しなければならぬ點であつた。かくのごとく學校教育の人的要素に對してファッシスト改革の二大方針が適用せられると共に學校組織そのものに就いても幾多の注目すべき改革が行はれたのである。以下制度的改革を中心として、各段階の學校教育が如何に再構成せられたかに就いて敘述して行かうと思ふ。

ファッシスト政府の學校教育改革は先づ初等教育から著手せられた。蓋し初等教育は國民教育の第一にして主要なる段階であり將來の國民が必ず受けねばならぬ教育であり、その教育の成否如何は直ちに國家の發展に重大なる影響を有つこととなるから、これが不備を補修し、缺陷を矯正するのは當然であらう。而して初等教育に關して特にジェンティレを補佐



して新法規の精神を鼓吹したのはロンバルド・ドラディチエであつた。

學校は、若しも近代精神がこゝに於いて形成せられるものであるといふ考へ方に従ふならば、それは進行しつゝある一つの革命 (*una rivoluzione in cammino*) である。

學校は道徳的要求から生れたものである。即ち學校は各人の中に人に對する尊敬の念を與へるために生れたものであり、各々一定の階級に對する最高の義務の觀念から生れたものである。而してその義務の觀念たるや、人間が如何なるものであるにせよ、之を自己の目的のために使用するのではなくて、各人が人間に内在する絶對的目的に従つて發達することが出来るやうに之を使用することにある。<sup>(1)</sup>

これがロンバルド・ドラディチエの學校教育の目的に關する根本的思想であつて、更に學校の機能を具體的に次のごとく述べて居る。

環境——學校——に於いて精神を覺醒すること——學校に於いてはあらゆる社會的差別は解消せられ、單に精神の生命のみが脈動する——即ちそれは平等中の平等である。兒童をして真理の發見に協力せしめること、兒童をして自己信賴の心を興さしめ、諸種の努力を激勵し、あらゆる純粹な小さき勝利へも之を誘導すること、兒童をしてあらゆる存在に就いての價値を感得せしめるやうにし、高慢ならしめず、謙讓なる態度を蔑にしないやうにすること、人を判斷する際、その人の占める地位に依つて之をなすことなく、その人の良心の眞摯なることとその生活の純眞なることに依つて之をなすべく指導すること

と、勞働を生産物品として評價することなく、人の作業として又神聖なる犠牲として評價せしめること、……兒童の精神の中に連帶責任の寛大なる感情を覺醒せしめ、以つて自己に對する愛と總ての人に對する愛とを一致せしめること、兒童の生活に芽生える惡を匿さんとして徒に感傷主義や便宜主義に陥らしめることなく、却つて勇敢にして率直なる精神を以つて、而も高慢なる態度なく、この惡に正面から向ふ習慣を養ふこと、總て是等が學校に於いて新しい教育が意欲する所である。<sup>(2)</sup>

そこで學校が最も嫌忌すべきものとしては第一に「國家のことを考へずして個人の利益のみを考へる指導を誤れる授業 (*classical dirigenti*)」であり、第二に機械化せられた學校であつて、こゝに於いては總ての事物は出來上つた文化の結晶と考へられる。即ち固定してしまつて生命なきプログラム、劃一せる教科用圖書、劃一せる學校<sup>(3)</sup>であり、知識の單なる列擧に止まり、動きのとれぬ教育を行ふ學校である。かくのごとき學校は理想主義教育學者の批判の對象であつたもので、在來の學校教育が餘りにも多くこの弊に陥つて居たことを指摘し、新制度の學校では之が改革に努力した。

初等教育機關の中で最も重要な地位を占めて居るものは言ふまでもなく小學校 (*scuola primaria*) である。小學校の教育はファシストが政權を獲得する以前から五年制の義務教育であつて、この點は單に形式上法規上から言へば何等の變更もないのである。義務教育の年限は革命以前は六歳から十二歳までであつたが、ファシスト政府は之を十四歳まで延長し



た。義務年限の長さ、小學校の學年數との不一致は他の孰れの文化國でも見られる所であつて、小學校の學年の長さに於いて不足する殘餘の年限は之を小學校卒業後の補習教育若しくは上級學校に於いてその義務を果すべきである。而してフランス政府が義務教育に對して特に強調した點は法規の嚴密なる實施にあつた。ロンバルド・ラヂエが説いた學校の目的と機能とは必ず將來のイタリア國民の總てに對して果されなければならないから、義務教育の強制は國家發展のための必須事項でなければならぬ。然るに從來は法規の上には義務教育が明確に掲げられてあるにも係らず、實際的には頗る漫然と適應せられて居たに過ぎなかつた。これは國勢調査の結果、驚くべき文盲者の數量に依り統計的に實證せられて居る。フランス内閣の成立と共に義務教育への出席を嚴重に督促した。イタリア全國を學區に分けて居ることは既述の通りであるが、一つの學區を更に視學區(circoscrizione)に分ち、之を統轄するために視學官(ispettore scolastico)を置き、視學區を更に又若干の小學區(circolo)に分ち、視學(direttore didattico governativo)を置いて各小學區の初等教育の指導の任に當らしめることとした。又或一定の條件の下に教育上の自治を委ねられて居る市町村自治體には市町村視學(direttore didattico comunale)を置くが、この種の自治體は小學區より獨立して居るけれども、その數は全國市町村數の三パーセント以下の少數に過ぎない。以上のごとき視學機構の整備に依つて義務出席の督促の責任を是等視學に委託し、その成績は彼等自身の成績とした。一方夜間小學校を増設し、又不分級學校(scuola non classificata)及び補充學校(scuola sussidiaria)のご

ときを新設したのも義務就學を完成する一つの手段であつた。從來の法規では學校は分級のものゝ原則として居た。即ち分級學校(scuola classificata)であつて、各學年には一名の本科正教員を置いて之を擔當せしめて居たが、ジェンティレの改革以後は不分級學校が公認せられることとなつた。即ち小學區内に於ける學齡兒童數が十五人より少なく、通學兒童數が十人以上あるときは不分級學校の設置が強制せられる。補充學校とは一種の不分級學校であるが、學齡兒童數が十五人以下の邊鄙な土地に於いて教會・工場・農業建築物等、教育を行ふことの出来る場所があれば、出来る限り之を利用して教場たらしめんとするものである。是等の施設に依つて文盲者の撲滅に貢獻した所は頗る著しいものがあつた。<sup>(6)</sup>就學の強制の論理的歸結は無月謝制度を豫想すべきものであつて、イタリアでは千八百五十九年十一月十三日の法律第三千七百二十五號に早くもこの規定を設けて居るが、ジェンティレ法律も、初等教育は總ての市町村に於いて無料を以つて之を授くる旨を規定して居る。更にジェンティレは學校教育後援會(consiglio amministrativo del patronato scolastico)の制度を強化して貧困兒童の就學のための保護を與へることに努力した。

ジェンティレによる小學校教育改革の一つの特色は教育内容に關するものであつて、これは彼獨自の文化價值及び陶冶財の體系に就いての論理的歸結と見らるべきものである。ジェンティレは精神の根本的に異なつた能力や段階を否定した。即ち超越的價值として主觀に對立するあらゆる客觀的價值を否定した。その結果、ジェンティレは陶冶財の分類を行ふ



ことは出来なかつたけれども、別の方面から文化価値及び陶冶財の體系を建設せんと試み、これが教育の内容への聯關を有つこととなるのである。その根據は「精神のリズム (ritmo dello spirito)」の説であつて、精神が自ら分離しつゝ、分離を通して合一する。即ち自我・非我及び自我と非我との綜合、或は主觀が客觀となり、客觀が再び主觀となり、自覺となる辨證的過程を通して内的發展を實現することが精神のリズムであり、これが一切の精神的實現を貫く永遠にして必然の根本的形式であると考へ、このリズムを通して多様な文化価値は精神統一から生ずる延長ある系列を示すものとした。

精神的展開が發展するこの辨證法(主觀・客觀及び主觀と客觀との統一)自己完成を目的とするこの自己客觀化 (oggettivarsi) 若しくは自己離脱 (estraniarsi) それこそ精神の永遠の生活 (eterna vita dello spirito) であり、こゝに精神はその不朽の形式を創造し、あらゆる教育及び文化の財の理想的内容を決定する。精神は主觀・客觀及び主觀・客觀相關の實現である。若しも是等三者(この中第三のものは初めの二つのものの綜合である)の一を缺くならば、精神的實在は存在せざるに至る。<sup>(8)</sup>

と述べ、この精神的生活の根本の三つの形式として藝術・宗教・哲學を對應させて居る。

是等の三つの肢 (tre termini) に就いて三つの精神的生産物(教授に關する三つの教材)として理解せず、に精神の三つの範疇と考へる時、自我・非我・自我の統一としての自我、是等の形式を我々は普通藝術・宗教及び哲學と呼ぶ。<sup>(9)</sup>

即ち純粹主觀性の實現が藝術であり、精神が純粹客觀性として措定せられて居る精神の發展形式が宗教であり、藝術と宗教といふ精神の二大形式の統一が哲學であつて、哲學に於いて精神の自覺は最も完全に實現せられるのである。この三形式に相應して藝術教育・宗教教育・哲學教育が考へ得る譯であるが、藝術教育は藝術の教授に關する理論ではなくして、藝術として精神の發展、或は純粹主觀に關するあらゆる教授形式の理論である。<sup>(10)</sup> 同様に宗教教育は、純粹客觀に關する精神の發展としての理論<sup>(11)</sup>に關するものであり、哲學教育は「最高の教育」であるとして次のごとく述べて居る。

精神は自我でもなく非我でもなくして兩者の統一であり、又主觀でもなく客觀でもなくしてその兩者の根源であるから、眞の教育乃至精神の發展は人格としての自我の形成ではなく、又客觀としての又は世界としての自我の形成でもなくして、世界の人格若しくは人格の世界の形成である。即ち正しく藝術と宗教との統一としての發展であり、哲學である。<sup>(12)</sup>

その他の文化財は是等の三肢の間に展開せられるのであるが、かゝるジェンティレの思想から小學校の前段階としての幼稚園教育が制度化せられることとなつた。この段階の教育は早くも幼兒のための學校の開設と監督と認可とを定めた千八百五十三年八月二十一日のサルデニヤ (Sardagna) 王國の規程に見られるが、千八百五十九年のカザテイ法律はこの點を逸脱した。その後の法律もこの問題に對して若干の教育學的考察をなしたに止まり、直接には



内務大臣管下の福祉事業と見做されて居た。ジェンティレは之に對して初等教育の豫備段階(Grado preparatorio)を法律に依つて規定し、幼稚學校(scuola materna)・保育所(asilo d'infanzia)・幼児の家(casa dei bambini)等を總てこの中に編入した。而してこの段階と小學校の初學年とに於いては唱歌・音樂・圖畫・手工・作業等の藝術教育又は美育を重視し、一方次章に詳述するごとく宗教教育を導入し、以つてジェンティレの所謂哲學的形式へまでの發展の必然的過程として必須なる陶冶財としたのである。

國語は民族的統一のための手段として不可缺のものと考え、この見地から國語の統一のために努力した。元來イタリアは小王公國の集合に依つて一王國を形成したものであつたから、封建的色調が濃厚であつた。隨つてそこに見出される言語の多様性の克服は教育行政上極めて微妙な問題を含んで居た。クレタロは國語の統一を企てて成らず、アルプスの市町村では教授に當つてフランス語を使用すべきことを定めた程であつた。然るに世界大戦後は更にドイツ語を使用する重要地方の併合を見、國語問題に一層の複雑性を加へ來つた。千九百二十三年のファッシスト教育改革は、十月一日の勅令を以つてイタリア王國內の小學校は總て國語に依つて教授せらるべく、そのため國語科に重要な使命を負はしめた。併しながら但書を附して從來の慣習上イタリア語以外の言語を使用して居る市町村に對しては、一時的に是等の使用言語を用ゐることを許したが、間もなくこの條項を削除し、専らイタリア語に依る民族統一の意圖を示して居る。

新教授要目中注意すべき教科目の一つとして庶物示教(Nozioni varie e occupazioni intellettuali)即ち直觀科が擧げられるが、これは兒童の藝術及び宗教の世界から科學の世界への推移のための必須過程と考へられ、これが上級段階に入るに及んで歴史・地理・理科等に次第に分化せられる。歴史及び地理はイタリアを中心とすることは勿論であるが、常に世界史に於ける祖國又はイタリア人の地位に就いて兒童の關心を喚起せしめんと苦心してある所に新しき支配者の見識が見られるのである。歴史に於いては形式的には古代ローマ帝國・文藝復興・國家復興・ファッシスト革命を四つの大きな時代の頂點として構成して居るが、内容的にはイタリア人の優れたる宗教家・藝術家・科學發明家・公共事業家等の文化的事績が世界史に如何なる地位を占め、世界文化に如何に貢獻して來たかを説いて居る。これは結局祖國の偉大性を誇示する所以であつて、是等の分野に優れた業績を有つことはイタリアの幸福と言ふべきである。地理に就いても同じくイタリアの自然的資源と植民地との關係、貿易と世界市場等の問題をとりに上げて、新しき世界に於ける自國の地位の認識に努めて居る。

舊制度の下に於けるイタリアの中等教育は殆ど相反する二つの陣營からの非難に挾撃せられた。一つは世界大戦後の世界思潮であつた民主主義の陣營からである。元來イタリアの中等學校は形式的には小學校とは別の階級のものではなく、小學校と年次的に接續する制度ではあつたが、事實に於いては多く中流以上の子弟を收容して居た。殊に大學への準備的機能を果す尋常中學校及び高等中學校は社會的及び經濟的條件より縱令才能はあつても下



層階級の子弟の入學は阻止せられて居た。民主主義はこの點に主として非難を浴せたのである。この種の見地からイタリア中等教育の現状を批判し、併せて民主主義的教育改革案を示唆した最も優れたものはガッレットティ (Alfredo Galletti)・サルヴェミニ (Gretano Salvemini) 共著の『中等學校改革論 (La riforma della scuola media, 1905)』であつた。之に對して理想主義の陣營よりは中等教育の最も憂ふべき缺陷として指導階級の無知と道徳的無自覺とを齎して居る現状を指摘して居る。ロンバルド・ラ・デイチエは大戰に於いて指導階級の教育に多くの缺陷のあつたことを指摘し、特にカポレット (Caporetto) の敗戦は彼等の責任に對する自覺の不十分なりしに依ると論じて居る<sup>(13)</sup>。事實、當時のイタリアの中等教育は知識内容が淺薄であり、訓練も頗る不行届であつた。卒業に際しての免許狀の授與にも幾多の不正や墮落がありながら、これが學業の習得の證明たるのみならず、社會的に有利な條件を有つて居た。

かゝる實情にあつた中等教育に對して改革の氣運は既にフランス革命の以前から見られた。千九百五年から同九年に互つて中等教育大調査委員會が組織せられ、學者政治家その他教育關係者の有力者が多く委員として任命せられたが、その結果千九百七年には同調査委員會委員フィオリニ (Vittorio Fiorini) が中等教員の現状に關する調査を公にし、千九百九年には同調査委員會が教育の内容と生徒とに關する調査の結果を發表した。是等は改革へのよき資料を提供して居つたにも係らず、政治的混亂は容易に學制改革實現の機を得せしめなかつた。當時中等教育には古典的教育、技術的教育、師範教育の三者があつた。之を表示すれば

次のごとくである。

種類	段階	下	上	級
古典的教育	尋常中學校 (ginnasio)	五年	高等中學校 (liceo)	三年
技術的教育	實科中學校 (scuola tecnica)	三年	實科高等中學校 (istituto tecnico)	四年
師範教育	補習科 (corso complementare)	三年	師範學校 (scuola magistrale)	三年

右は概觀に止まるものであつて、その他種々の形式及び内容を有ち、隨つて種々の名稱を有する中等教育機關が存在して居た。カザテイ法律に於いては中等教育機關として高等教育への準備のための一般的人文教育を授けるものと實際的職業への準備を行ふものとに峻別した。即ち尋常中學校から高等中學校を通じて行はれる教育は古典教育を主として國立大學に於ける學位に導く専門的研究への準備を行ふべき旨を規定せられ、之に對して實科中學校に於いては實業を主とする教育内容を授け、それ自身の目的としては公共生活將來工業商業農業等に向ふべき青年に、その要求に應ずる一般的教育と専門的教育とを併せ授けんとしたのである。それ故に實科中學校は職業への準備教育であつた。然るに千八百六十五年十月十八日の規程第七百十二號及び千八百九十六年七月十二日の法律第二百九十三號に依つて、實科高等中學校の課程を三年から四年に延長するに至つたので、この時から實科中學校は次第に高等教育への準備機關として轉回せんとするの動向が見られるやうになつて來た



のである。これ宛もフランスに於いて特殊中等學校 (école secondaire spéciale) から近代中等學校 (école secondaire moderne) へと展開せるごとく、都市の經濟的發展にともなひ、産業部門の指導者に次第に高き教養を要求するやうになつた當然の結果であつて、學校教育の一つの發展過程と見るべきものであつた。けれども實科中學校を果して高等教育の準備課程に修正すべきか、將又従來のごとく職業のための準備を主とすべきかに就いての解決はファッシスト内閣へ持ち越されたのである。

ジェンティレの中等教育改革の第一著手は舊制度に於ける學校の整理と新なる要求に應ずる施設の考慮とであつた。その結果、實科中學校と各學校に附設せられた師範補習科とを廢し、新しく補習學校 (scuola complementare) ・實科高等中學校下級 (Istituto tecnico inferiore) ・師範學校下級 (Istituto magistrale inferiore) ・理科高等中學校 (liceo scientifico) ・女子高等中學校 (liceo femminile) を設置することとした。千九百二十四年、中等教育局長トリヴェッリ (Luigi Trivelli) は新制度の中等學校を次のごとく説明して居る。

千九百二十三年五月六日の勅令第五十四號は中等教育の大改革といふ主線を簡單な形で畫いたのである。この勅令は中等教育機關をその特有の目的に従つて三つの種類に區分した。

- 一、小學校に於いて十分に與へ得なかつた教育を補充するための學校(補習學校)
- 二、生徒に何等かの職業の準備を與へるための學校(實科中學校)及び初等教員養成のため

めの學校(師範學校)

三、生徒に高等教育への準備を與へるため更に一般文化を授ける學校(尋常及び高等中學校及び理科高等中學校)

右の他に女子高等中學校が加へられるが、これは高等教育や職業證書授與を望まざる女子に一般文化の補習を行ふを目的とするものである。

以上の目的に應じて學科の課程及び内容を定めたが、舊制度との比較に便するために學校の種類と段階とを表示すれば次のごとくである。

種類	段階	級	
		下	上
高等教育への準備教育	尋常中學校 (Ginnasio)	五年	高等中學校 (liceo) 三年 理科高等中學校 (liceo scientifico) 四年
職業への準備教育	實科中學校下級 (Istituto tecnico inferiore) 四年 師範學校下級 (Istituto magistrale inferiore) 四年	四年	實科中學校上級 (Istituto tecnico superiore) 四年 師範學校上級 (Istituto magistrale superiore) 三年
その他	補習學校 (scuola complementare) 四年	四年	女子高等中學校 (liceo femminile) 三年

古典教育の學校たる尋常中學校及び高等中學校は形式的には舊制度と變更はなかつたけれども、將來イタリアの指導者たるべき人物を養成するの機能を果さんことを期し、隨つて嚴格なる選抜試験に依つて眞にその名に値する俊秀 (eletti) を收容することに力を致した。師



範學校は初等教員養成機關であり、初等教育は既述のごとく次の時代の國民の總てに必ず授けられる教育であるが故に、この教育に携る教師が國家の教育理念の傳達に成功するや否やは實に國家の消長に係る重大なる問題である。それ故、フアッシスト政府は初等教員養成機關には重大なる關心を寄せ、初等教育の改革にともなつて師範教育の改革を斷行した。即ち從來の初等教員養成機關たる師範學校の内容の確立を意圖し、將來のフアッシスト即ち新シキイタリア人を養成する任に當るべき教師は徒に高き教養を與ふるよりは寧ろ眞の意味の教育者としての自覺を起さしめることを根本方針とした。この方針に基いて、從來動もすれば他の學校が教員養成の機能を充して居た不統一を改め、師範學校に下級段階を設けて、これと上級段階とを貫く七年間にフアッシスト理念の實現に貢獻すべき教育者を統制的に養成せんとしたのである。

實科中學校の改革はジェンティレの大きな著手の一つであつた。實科中學校がフアッシスト革命以前に次第に高等教育への準備的機能を有つやうになつて來たことは既述した通りである。こゝにジェンティレは實科中學校の本來の使命を想起して、實科中學校の下級段階を新設して將來の産業實地指導者の養成機關となし、在來の上級段階の實科高等中學校の中に含まれた數理部 (*sezione di fisico-matematica*) を獨立せしめて理科高等中學校に改め、理科的高等教育への準備教育をこゝで行はんとしたのである。けれども中等教育の改革の趣旨を徹底せしめ、その本來の目的を確立するには實業教育の改革と相俟たねばならない。ジェン

ティレ改革當時のごとく公教育省以外の各省に實業教育の分散せられて居る時代には、かゝる改革の目的を直ちに實現することは不可能であつた。千九百三十年及び千九百三十一年の法令に依つて始めて各省に分散せる諸實業教育が公教育省に統轄せられ、ジェンティレ以來の懸案であつた國民教育 (*educazione nazionale*) の理念が實現せられることとなつた。公教育省が國民教育省 (*ministero dell'educazione nazionale*) と改められたのは千九百二十九年九月十二日の勅令に依るものであつて、この時既に實業教育統制の成案は確立して居たのである。この時以來、職業的要素の學校は總て實業教育に所屬せられることとなつたが、こゝに一言すべきは補習學校である。補習學校は小學校に接續する初等教育の補習教育機關であり、小學校に於ける義務教育の殘餘の分を充す無月謝教育であつた。實業教育の統制の結果、この種の學校は獨立せる職業補習教育機關たる勤勞補習學校 (*scuola di avviamento al lavoro*)、その他を合せて職業補習學校 (*scuola di avviamento professionale*) となり、小學校教育の補習を行ふと共に實地への準備教育を行ふ機關に改革せられたのである。

大學及びその他の高等教育機關は從來その名稱や内容が頗る雜然として居た。内容がともなはずに單に名稱のみ高等教育機關 (*istituto superiore*) 又は大學 (*università*) と稱するものが少なく、教育當局者との個人的關係等のため形式内容共に不十分なるに係らず高等教育機關として國家からの補助や特權を享けて居るものがあり、教員も實力の證明せられて居らぬものが多く、一年の殆ど大部分は首都ローマに暮し、任地に居らぬものさへあつた。中央政府



へ獵官のために出張するものも亦多く、所謂「ローマへの巡禮 (pellegrinaggio a Roma)」として當時の心ある人々の嚮嚮を買つて居た。高等教育機關に於いて與へられる種々の學位や免許狀は直ちに國家の官吏への就任の證明書となつて居たので、中流以上の無能力なる子弟を過多に高等教育機關に集中したのであつた。ファッシスト政府の最初の高等教育局長フラシエレッリ (Ugo Frascarelli) は高等教育の缺陷を次のごとく報告して居る。

大學は職業戦線へ毎年社會が要求するより遙かに多くの學位所有者を撒き散らして居る。これは知的無職業者の慘害を深化させ刺戟させるもので、實に我が社會團體に對する最も大なる危險の一つである。<sup>(15)</sup>

ジエンティレは右の弊害を除去するため、第一に學位と修業證書とは單にアカデミックな資格としてのみ之を認めることとし、就職の資格は之に應ずる國家試験に依ることを定め、兩者を嚴密に區分し、この國家試験の執行に依つて從來の官學萬能の積弊を打破したのである。第二に教員は必ず任地にあるべきことを嚴重に定め、單に空名を擁するに過ぎないものは教育行政改革の原則に従つて之を苛借なく淘汰した。

大學はその支持する所に従つて之をA・B・Cの三つの型式(型)に分類した。A型式といふのは國家の費用に依つて支持せられるもの、B型式といふのは一部分は國家の費用に依り、一部分は他の團體の費用に依つて支持せられるもの、C型式といふのは國家の費用から何等の補助も受けて居ないものである。この區別は單に大學のみでなく、その他の高等教育の機關

にも適用せられた。ジエンティレは彼の所謂「精神の永遠の發展なる理論に従つて、大學の目的は、絶えざる批判と、決して完成せず又完成することを欲せざる學術の不斷の進歩とを生命とする活動」である。それ故にこの原則を實現するためには圖書館の十分なる設備をなすべく、以つて教授及び學生をして之を利用せしめるやうに命令した。ジエンティレのこの教育方針は大體に於いて今日まで受け繼がれ、ファッシストイタリアの學校教育の潑刺たる活動の源泉となつて居るのである。

註

- (1) ロンバルド・ラディチ著 教育と非教育 (G. Lombardo-Radice, *Educazione e diseducazione*, 1929) 六一頁
- (2) 同書 六二―六三頁
- (3) 同書 六四頁
- (4) 同書 六四頁
- (5) 第二章三一頁參照
- (6) ヴァッリツァティ (Savatore Valitutti) に依れば、千九百二十一―二年度には學齡兒童數四、三〇四、九四八の中國立の小學校への就學者は三、〇〇〇、〇〇〇に過ぎなかつたが、千九百三十二―三年度には學齡兒童數五、一五〇、〇〇〇の中就學者は四、七〇〇、〇〇〇となつた。この十年間に學齡兒童總數に對する就學兒童數は七八パーセントから八十九パー



セントに上つた。小學校數も千九百二十六年から千九百三十六年の十年間に一六、〇〇〇校増加し、千九百二十一年—二十二年には八六、三六六校あつたが、千九百三十五—三十六年には一一〇、〇〇〇以上に達して居る。(The University of London institute of education, The year book of education, 1937, p. 801)

- (7) 初等教育法令集 (Testo unico sull'istruzione elementare, post-elementare e sue opere di integrazione, 1930) 一九頁
- (8) ジェンティレ著 教育改革論 一九四—一九五頁
- (9) ジェンティレ著 哲學としての教育學綱要 第二卷一三六頁
- (10) 同書 一四〇頁
- (11) 同書 一五八頁
- (12) 同書 一九二頁
- (13) ロンバルドラディチェ著 教育的宣傳新論 四六頁
- (14) ルビ編著 ジェンティレ改革と學校の新精神 七三—七四頁
- (15) 同書 一〇九頁
- (16) ジェンティレ著・ビゴナリア英譯 教育改革論 四頁

## 第七章 學校教育に於ける宗教教授

フアッシスト政府が學校教育の分野に於いて遂行した改革の中で最も注意すべきものの一つは宗教教授の導入であつた。改めて述べるまでもなく、學校と教會との分離は十九世紀以來、文明國の教育史に見られる決定的動向であつた。然るにフアッシスト政府が學校教育に宗教教授を再び導入したのは如何なる理由に依るのであらうか。宗教教授の導入はフアッシスト教育改革の指導者たるジェンティレの思想より必然的に演繹せられるのであらうか。宗教教授と國民主義的教育運動とは如何なる關聯を有つのであるか。是等の點に就いて考察を進めることはフアッシスト教育改革を研究する者にとつて必要なことでなければならぬ。

中世以來ヨーロッパの精神界に君臨し來つたローマ教會は、宗教改革以後著しくその世界性を失ひ、一方政治的にはイタリア國土は數世紀に互つて或は諸外國の治權の下にあり、或は分裂せる小王公の支配に屬して居つたので、ローマ法王は巧みに支配國の俗權と結んで教權の維持と確立とに努力した。かゝるネボティズム的政策に依つて法王はイタリア半島内に生命を續け來つたが、却つて被征服民族たるイタリア人に精神的統一の方向を與へた點に重大なる存在意義を有つこととなつた。それ故に、イタリアに於ける國民主義的哲學思想の源泉と考へられるヴェイコは、沒歴史的啓蒙時代にあつて歴史主義を唱へ、國民主義とカトリック



主義との融合に努力したのであつた。イタリアの國家復興時代に、道徳法の絶對性とカトリック主義とを結びつけんと努力したロスマニヤやジョーベルティ等もヴェイコの流を汲み、遙かにジェンティレに傳へられて居ることは既に考察せざるごとくである。

ローマ教會の精神的支配は學校教育の管理といふ一大特權を保有した。十六世紀の反動宗教改革以來、イタリアに於ける學校は教會の管轄下にあり、隨つてその教育内容は決定的にカトリック的色調をとることとなり、特にイエスイタ派が國家の保護の下に強權を以つて學校經營上に支配的勢力を保有したことは教育史上著明なる事實である。多かれ少なかれ十八世紀の啓蒙思想の洗禮を受けたイタリアの開明專制諸王公は、ヤンセン派との提携に依り、僧侶の世俗權との摩擦面たる教育のイエスイタ派の獨占權を破壊し、世俗的教育制度建設への試行を仄めかしたが、而も彼等の世俗性の本質は、フランス革命の國民議會に於ける百科全書家に見るがごとく反カトリック的性格を強く有つても居らず、又國家があらゆる宗派から本質的に中性たるべきや否やに就いての自覺も有つて居なかつた。それ故、中等學校及び大學を國家の手に依つて設立維持せんと試行しつゝ、も實際上の進展を見ることが出來ず、却つて教育内容に於ける宗教教授は依然として優位を保持し續け、遂には文學的・歴史的・哲學的性質を有する教科の教授にさへ宗教的色調を残すこととなつた。然るに十九世紀初頭のナポレオンのイタリアへの侵入と支配とは、この國の教育に對して世俗性を決定し、彼の自由主義的政策の下に世俗的・非宗派的規程が多く、學校に制定せられ、初等教育に於いても宗教問答

に代ふるに公民問答 (catechismo civico) を以つてする試行が見られるに至つた。而してこの頃から教育制度の世俗性を主張しながらも、新しい人間觀から出發する宗教教授が唱道せられて來た。その思想を支持した最初のものはクオコであつた。

宗教は教育の有効なる手段ではあり得るが、決して教育そのものではあり得ない。法律が教育に規範 (norma) を與へることが必要である。何となれば、市民の道徳が如何にあるべきかを決定することは法律に歸屬せられるものであり、又法律にのみ歸屬せられるものであるからである。又哲學が教育に方法 (mezzo) を指示することが必要である。何となれば道徳及び知能を暗示するため、心・人間精神及び生命を認識するのは哲學であるからである。<sup>(1)</sup>

と述べ、宗教は哲學の補助となり、多くの人々により容易にしてより生々しき教訓を與へる點に教育的意義を見出さんとするのである。この意味の宗教教授觀はその後のイタリアの學校教育に於ける宗教教授に一つの方向を與へたものとして注意せらるべきものであつた。

ナポレオンやクオコの方向は直ちに之に次ぐ時代の宗教教育政策を決定し得なかつた。ナポレオンの政治的失脚の後を受けた諸王公の復位はカトリック内容の復興を齎し、特に中等教育は再びイエスイタ派の獨占に歸した。イエスイタ派は中等教育の内容からあらゆる近代的要素を剝奪せんと試みた。初等教育は未だ體系化せられず、僅かに修道院に於いて僧尼の手で行はれて居るに過ぎなかつた。然るにイタリアが近代國家として更生して以後は、



教育政策にクオコの方角を決定した。既述のごとく、法王は俗権を有たずともイタリアの精神界に君臨してイタリア民族の精神的統一に偉大なる貢献をなしたことは争ふことの出来ぬ事實であつた。けれども之を政治的角度から眺める時、法王は自らイタリアを統一する實力なきに係らず、之を統一せんとする俗権にとつては執拗なる妨害となつて現れた。新國家がその領内にローマ教會を包有しなければならなかつたことは、政治的にも教育的にも困難と矛盾とが宿命的に内在するものと言はねばならなかつた。それ故に新國家を擔つた獨立王黨の政策が國家統制上、教育政策に世俗的方向を決定したのは非常な決意の下に行はれたものであつて、普佛戦役の後法王と政府との關係が甚だしく緊張するに至り、宗教と教育との分離は兩權の間の悪化に正比例して拍車を加へられたのである。一方思想的にはこの頃から實證主義的思想が著しく向上し、隨つて學校教育の實際にこれが反映し、各段階に於ける宗教教授の排斥として明瞭な姿をとつて來たことは、既に第二章に於いて説述せしごとくであつた。ジエンティレ一派の實證主義に對する思想的闘争がこの間に展開せられたことも亦既述のごとくであつて、ジエンティレ一派の宗教教授に對する態度は隨つて全く別の角度から考察せられたのである。

ジエンティレに依れば教育の最後の目的は人間を陶冶することであり、人間の陶冶とは即ち精神を陶冶することであつた。而して精神はこの場合思惟作用に於ける絶對的具體性に於いて、即ち内在的實在として把握せられた。かゝる具體的精神觀は歴史主義とならねばな

らぬ。何となれば精神は歴史の中にのみ自己を實現するからである。隨つて之をイタリアの場合に適用すれば、イタリア國民といふ意識そのものを所持することが具體的精神生活であり、このイタリア國民の精神生活はカトリック教を通して如實に顯現せられたと考へる。それ故にジエンティレは國民主義的精神陶冶への必然的過程としてカトリックに依る宗教教授の必要を説いたのである。彼は大臣就任後、公教育高等評議會に於いて彼の教育改革の精神を述べた有名なる演説の中に、彼の宗教教授觀を次のごとく述べて居る。

私は甘んじて言ふ、我が國家は世俗的であると。何となれば、それは至高のものであり、即ち絶對的自由であるからである。けれどもこの世俗性(Daict)といふのは決して不可知的なるものではなく、又肯定と否定との間に立つ中立性(neutralité)でもなく、かゝる意味に於ける世俗的國家は存在し得ない。何となれば、孰れの國家も自己の存在を擁護する爲には——それは國家が爲し得る極小のものである——それは何等かの物(qualche cosa)を常に保有して居らねばならぬからである。而して又含蓄的にこの何等かの物といふ價値を自己の爲に肯定して、その結果一つの教義を有つに至つた。その教義とは即ち信仰である。……イタリア國家も今やその存在、その道德的實在、その過去、その未來、その歴史と國家とを將來崇嚴にして神聖ならしめる神聖なる人格として高き程度に於いて具有して居る。こゝに神聖といふは、祖國が神聖なるが故に神聖なのであり、我々はかゝる理想的なる祖國に住居し、その爲に我々の精神が生存し續けて居るのである。そこでイタ



リア國家は今や次のことを認識する。即ち國家はその國民の利益を増進するとき人格化せられた理念であり、活動する祖國であるが、而も國家が生存し又増大するが爲には何時でも彼等の利益、或はその生命さへも犠牲にする積りで居る。

この犠牲の精神が一種の宗教的精神であり、又それが宗教である。それ自身宗教と關係のない國家は國家ではないからである。けれどもイタリアが今日かくあらんと欲して居る所のものは單にかゝる國家ではないのである。誰かが言つたやうに「宗教然り、けれども或一定の宗教にはあらず」などと言つてはならぬ。かくのごときは無意味な言葉である。それは宛も詩然り、けれどもダンテのものにあらず、ホメロスのものにあらず、シエイクスピアのものにあらず、その他如何なる詩人のものにあらずといふのと同様である。詩は常に詩であり、宗教に於いても同様である。而してイタリアに於いては若しも國家が活潑なる國民的意識であり、過去の機能に透徹せる意識であり、歴史的意識であるならば、それはカトリック的宗教意識である。

かゝる宗教教授に對する見解をジエンティレは是より先既に或は論文に、或は講演に依つて主張したが、實證主義的世界觀、人生觀の風靡して居た當時の思想界、教育界からは白眼視せられ、甚だしきは千九百七年のナポリ(Napoli)に於ける中等教員の會議の席では嘲笑を以つて迎へられさへした。千九百十九年にはピザ(Pisa)の教育會議でコディニョラの發表した同様な論旨は終に笑殺せられるの状況であつた。けれどもジエンティレがその哲學說より演

繹した宗教教授思想は強き信念であつて、後に彼がフアツシスト内閣に教育行政の部門を擔當するに及び、この信念を實行に移すこととなつたのである。

フアツシスト政府が宗教教授に對して執つた態度としては、少なくとも二つの大なる時期を劃して考察することが必要であるごとく思はれる。而してこの異なる二つの時期は異なる二つの段階の學校教育を對象として居た。即ち第一はフアツシスト革命遂行直後に現れた初等教育への宗教教授の復活であつて、これはジエンティレの思想を背景に有つものであつた。第二は千九百二十九年のツァイカノとの間の和親條約(Concordato)を劃期として中等學校へ宗教教授を導入せるもので、ジエンティレは既に臺閣を去つて後の事である。この二つの改革はそれ／＼異なる根據及び動機に基くものである。以下初等及び中等兩段階に於ける宗教教授に就いて順を追うて敘述し、是等の點をも考察しよう。

千九百二十三年十月一日の勅令第二千八百八十五號は初等教育の組織と教授要目との大綱を規定したものである。小學校に於ける宗教教授の大綱はこの勅令に依つて規定せられてある譯であるが、この規定はカザタイ法律の規定の一部を復活したのみならず、その辭句の一部さへも再現して居る。ジエンティレが初等教育に宗教教授を復活したのは元より彼の信念に基くものであつたが、何故に初等教育に於いて之を復活する必然性があるか。これに關して彼の所説を聽かう。

ジエンティレは彼の文化價值及び陶冶財の體系を「精神のリズム」から導き出した。この「精



神のリズム」とは既述のごとく、主観は自己を實現するためには、自己を超越して客観の中に没入し、この客観を新に創造することに依り再び自己に還り、かくて自我と非我との統一が實現せられる過程をいふのであつて、この精神發展の過程たる主観の措定、客観の措定及び二者の綜合に對應した精神の三つの根本形式として藝術、宗教、哲學がとりあげられた。元よりこの三者は各々獨立せる別個のものではなく、三位一體となつて始めて具體的精神が實現される。神を求め、神にまで自己を客觀的に統一しようとするのは宗教の抽象性に於いて把握した姿である。宗教は宗教として止まらず、より高い精神の段階たる哲學にまで止揚せられなければならぬが、哲學にまで高まる過程としての宗教は不可缺のものであり、經驗的自我的誤れる主觀性を眞理と法則とへの絶對服従に導く宗教教授は先驗的自我的實現に對する必然の前提である。この意味に於いて精神の比較的低位の發達段階にある小學校には宗教教授は不可缺である。「宗教は哲學の中に於いて不死である」とジャンティレが述べて居ること、必ず哲學へまで止揚せられねばならぬ過程としての精神形式として小學校の宗教教授を主張したのである。然るに實證的思惟に慣れた多くの教師は、宗教教授の復活は彼等の信念に對する侮辱であり、國家が教會に屈服せる證左であるとした。千九百二十四年一月五日、學區長學校長及び視學に對する訓令は、大臣ジャンティレが右の非難に答へてその所信を説明したものであつて、その中に幼少時代に宗教教授を行ふことは、次の時代により眞摯なる思惟の保證を與ふるものである。抽象的知識を有ら得る人のみが自己の生活を表明し、彼の精神が固守せ

る一つの理想を自己の中に、又他人の中に發見し、之を尊敬することが出来るものである」と述べて居るのは、如上の宗教教授論よりの論理的歸結である。

千九百二十三年の勅令第二百八十五號はその第三條に「初等教育の全段階に於ける基礎と冠頂とはカトリックの傳統に依つて傳へられた形式に於けるキリスト教教義の教授である」と規定して、宗教を國民教育の根柢であり且極致である旨を明かにして居る。けれどもこの宗教教授は飽くまでも之を抽象的客觀として見るべきではなく、必然的に國民主義的具體性へ高まるべき過程として見るべきであることは繰返すまでもない。されば千九百二十二年十一月二十二日に公教育大臣ルビ(Dario Iuppi)の名を以つて學區長及び市町村長に發せられた訓令は、この訓令と共に學校の各教室に耶穌の受難像と國王の肖像とを併せ掲ぐべき義務を課して居る。特に市町村長に對する訓令に於いては、この二つの聖像に依つて、國教と國家の支配者とがイタリア國民の統一の中心なることを表明し、國民的信念と國民的感情とを陶冶せんとするものであると説明せられて居る。

次に宗教教授擔任者に就いて述べれば、宗教教授は規定に依つて定められたる日及び時間に於いて行はるべく、之を教授する者はその職に適當なりと認められ、而もこの任を受諾せる學級擔任教員若しくは學區長が學事評議會の議を経て適當と認めたるものたるべきである。是等宗教教授を擔任する教職員の資格免許狀は、所轄宗教當局の意見を徴したる後、學區長に依つて授與せらるべきことを千九百二十三年十月一日の勅令は規定し、更に學校に於いては



「父兄自ら宗教教授の任に當るべく申し出でたる場合には、それ等の子弟の宗教教授は之を免除することとなつて居る。千九百二十三年十一月十一日の「初等教育の時間表・學科課程教授法に關する規程」には宗教教授の要目を擧げて居る。次に之を揭示しよう。<sup>(7)</sup>

豫備級 (一)簡單なる祈禱 (二)簡易なる聖歌

第一級 (一)簡單なる聖歌——生徒の身體及び教室に關する清潔検査を終つた直後授業の開始前に之を行ふ (二)宗教問答 (三)基本祈禱の練習 (四)聖書特に福音書より選定せる簡明なる格言及び理解し易き物語

第二級 (一)前級に同じ (二)第一級に於いて授けられたる祈禱に關する簡單なる講義 (三)前級に同じ (四)舊約聖書の物語

第三級 (一)前級に同じ (二)前級に同じ (三)ペテロ傳の簡單なる講義 (四)キリストの傳記

第四級 (一)毎日の祈禱——前級に於いて授けし事項の要約 (二)地方の宗教的傳統と聯關せしめてのカトリック教史 (三)十誡に關する講義 (四)本學年間の宗教研究に有用なる聖詩 (五)最も傳統的にして最も平易なるグレゴリアン聖歌の若干

第五級 (一)毎日の祈禱——前級に於いて授けし事項の要約 (二)イタリアの偉大なる聖徒 (三)宗教的生活及び信仰の原理 (四)カトリックの實踐に従ふ聖禮典及び儀式 (五)前級に同じ

更に同じ規程の中に宗教教授の方法に關して次のごとく述べて居る。

法律が初等教育の基礎であり冠頂であると認定せる宗教に對しては、總ての教科目中に重要な地位を割り當てて居る。何となれば、宗教はその精神をあらゆる學科へ鼓吹するからである。唱歌の教授要目には聖歌が含まれ、國語のそれには信仰の英雄を稱揚する機會が屢々與へられて居る。保養的教科の教授要目には教師が「お話をする場合、宗教的動機を暗示するやうにさせて居る。歴史教授が宗教的陶冶に須要なる人と事件とに對して如何なる役割を果すかは改めて述べるまでもない。<sup>(8)</sup>

と述べ、あらゆる教科目の教授に際しても宗教との關聯を常に留意すべきことを諭し、兒童に宗教的動機を暗示するやうに薦めて居るのは、ジェンティレの宗教教授觀よりの必然的歸結といふべきである。

ジェンティレ並びにその一派は宗教教授を精神發展の永遠のリズムの一段階と見て、初等教育の本質よりその教育内容として宗教科を導き入れたが、中等教育に對してはその本質を哲學的・歴史的なるものとし、隨つて宗教教授の導入に反對した。然るに今日の中等教育に宗教科が課せられて居るのは、決してフアンシスト教育指導者の教育理論から演繹せられた結論ではなくして、寧ろ政治的政策の止むを得ざる結果であつた。それはイタリア王國領内に位置するローマ教會との關聯に依つて考へらるべきもので、「自らイタリアを征服し統一するには微力であり、而もイタリアを征服し統一するかも知れないあらゆる者に反對するには十



分強力であるとの法王に對するマキアヴェツリの批判は、今日に於いても、そして強力なる獨裁者ムッソリニに對してさへも妥當する。千九百二十九年二月十一日に調印せられ、同年五月二十七日の法律に依つて公布せられた法王廳とイタリア政府との和親條約は、イタリア政府の政策的收穫の成文化であると評せられ、該條約の結果、宗教教授は總ての中等學校に導入せられることとなつた。尤もジエンティレが公教育大臣であつた千九百二十四年四月三十日の勅令では、宗教のための隨意課程を設置することを得るといふ規程が中等學校に擴張せられ、同年六月十日「公教育省公報(Bollettino del ministro della pubblica istruzione)」に公布せられた訓令は、宗教教授のための免許狀の準備課程として必要な場合には、師範學校の校舍を宗教當局に使用せしめることを許可して居る。而してその後、かゝる政策は次第に色調を増加し、フェデラ(Pietro Fedele)が公教育大臣となつて愈々この政策を強く支持したから、和親條約直前には大部分の中等學校に宗教課程が設置せられて居る状態であつた。随つて和親條約は中等學校の課程に多大の混亂を生ぜしめることなく、現状の成文化に止まる結果に過ぎなかつたやうに思はれるけれども、この條章は中等教育に於ける宗教教授の位置を判然と宣明した點に於いて特別な意義を認めなければならぬ。和親條約はその第三十六條に

イタリアはカトリックの傳統に依つて傳へられた形式に於けるキリスト教教義を教授することを以つて公教育の基礎冠頂なりと見做すものである。それ故にイタリアは今や公立初等學校に於いて與へられて居る宗教教授が、法王廳と國家とに依つて一致して設

定せらるべき教授要目に應じ、中等學校に於いても更に發展せしめらるべきことに同意する。

と宣言し、進んで官公立學校に於ける宗教教授は教會當局に依つて認可せられた教科用圖書に從つて行はるべく、之を擔當する教師も教會當局に依つて指名せられた僧籍のもの、又は俗人教師にして各教區の當局から宗教教授免許狀を授與せられたものたるべきことが定められ、若しも教區長が免許狀を沒收したる時は、直ちに教授資格を失ふものと規定せられて居る。こゝに至つて宗教教授は最早ジエンティレの理論と著しき懸隔あるに氣付かれるのみでなく、恐らく國家復興以前のイデオロギイにさへ逆逆せるがごとく感ぜられる。

次に宗教教授の時間數は各中等學校とも毎學年毎週一時間とし、師範學校のみは最初二年間は毎週二時間と定め、たゞ宗教教授のために特別な學級編制を行つたり、宗教科に關する試験を施行したりはしないこととなつて居る。教授要目は、千九百三十年七月十日の勅令に依つて裁可せられたが、尋常中學校、實業中學校、下級師範學校、下級には次の教授内容が定められて居る。

一、舊約聖書の主要事件の概説、特に教長士師列王豫言者に特別な注意を向けること。  
 イエスキリストの傳記及び教説。各世紀を通してキリスト教發展に關する概要とその文明・文學・藝術への影響、特にイタリアとの關聯を重視すること。

二、主要教理の敘述及び説明。教會とその教説。ローマ法王。



三、神及び教會の戒律に就いての思想。その神學的及び道德的價值。  
 四、聖禮典・祈禱及び禮拜式の思想。聖徒及び宗教作家の著書の講讀及び解釋。  
 高等中學校・理科高等中學校・實業中學校上級・師範學校上級・美術高等中學校等に於ける宗教教授の内容は次のごとくである。

一、舊約聖書の概説、特にモーゼの律法に就いて。キリスト教史概説及びその文明・文學藝術への影響、特にイタリアの宗教文學との關係。舊約聖書と之を完成せる諸經典、その宗教的・歴史的・道德的・文學的價值。新約聖書、その宗教的・歴史的・道德的・文學的價值。

二、教會の教理・會則・手記。教團及び裁判の權威。その教説。組織及び階級。世界への宣教。

三、神及び教會の戒律及び一般キリスト教的道德に就いての思想概説。聖徒の傳記特にイタリア人のそれに就いて。

四、聖禮典・祈禱・禮拜式の思想。聖徒及び宗教作家の著書の講讀及び解釋。

かくのごとく今日イタリアは中等教育にまでも宗教教授を導き入れて居るが、コディニョラが

今や我が中等教育の精神は總ての現代國家に於ける中等教育の一般と同様に歴史的哲學的であつて、教會の教育のごとく獨斷的信仰的ではないのである。この二つの見地は和合し得ざる所であり、それは永久に然るであらう。兩者は精々近隣的關係があるに過

ぎない。<sup>(10)</sup>

と述べて居るのは、國家と教會との關係に於けるファッシスト政府の教育政策を批判したものであり、將來の方向をもトするものといふべきである。國民主義的教育と宗教教授との關係は、背後にある二つの大なる力の動向に従ひ、今後のイタリア教育上最も注意すべき問題の一つであらねばならぬ。

註

- (1) クオコ著 民衆教育 (*L'Uscita, Educazione popolare*) [トナキ (Giovanni Marchi) 編 教育と政治 (*Educazione e politica*, 1925)] 一一六頁
- (2) 同書 一三〇頁
- (3) ジェンティレ著 學校管理に於けるファッシズム 二二二—二二四頁
- (4) ジェンティレ著 宗教論 (*G. Gentile, Discorsi di religione*, 1924) 一〇一頁
- (5) ジェンティレ著 學校管理に於けるファッシズム 二二七頁
- (6) ルビ編著 ジェンティレ改革と學校の新精神 一八五—一八六頁
- (7) 小學校新教授要目 (*Nuovi programmi per le scuole elementari*) 一〇—一一頁
- (8) 同書 九頁



(9) ピエトロ・フェデレ (Pietro Fedele) は千八百七十三年四月十五日フロジノーネ (Frosinone) 縣ミンツルノ (Minturno) に生れ、ローマ大學に中世史及び近世史を講じ、千九百二十四年以來下院議員候補者名簿に登録せられて居たが、千九百二十五年一月六日アレクサンドロ・カザティ (Alessandro Casati) の後を襲うて、ファシスト内閣第三代の公教育大臣となり、千九百二十八年七月九日まで三年半の長期間在任し、ジェンティレの教育改革をファシスト黨化した點に注意せられる。千九百二十八年十二月上院議員となり、現在もその地位にあり、なほ國民教育高等評議會高等教育部長、ローマ大學近代史教授、ベルジア大學名譽教授、その他學會の會員として重要な地位を占めて居る。

(10) コロンビア大學 千九百三十二年教育年鑑 (International institute of teachers college, Columbia University, Educational yearbook, 1932) 三二一頁

## 第八章 社會教育に於けるファシスト政府の業績

文化の創造・維持・發展は、今日苟くも高度の文化を保有する國家に於いては、重大なる關心を有たれて居る。それ故、國家はその文化の維持・發展のための種々の施設を行ふと共に、文化創造のための機關を設置して居る。けれども是等の諸施設は、苟くも國家の手に依つて行はれる限り、その國家所據の理念に逆行するものたることを許されない。この國家的制約が是等諸施設の對象たる文化の内容にも、多かれ少なかれ影響を及ぼすものであることは争ふべからざる事實である。特に一度國家が舊來の理念から急角度の轉回を敢行して新なる理念に立たんとするとき、そこに深大なる矛盾を生ずることとなるから、文化内容に對する國家的制約は顯著なる形をとつて現れて來る。この場合新生の國家は理念的急轉回を行つた限り、必然的に舊理念に對する深刻なる對立・抗争の状態に置かれるから、その國家は自らの手に依つて自らの理念に従ひ、積極及び消極の兩方面から獨自の文化の建設及び發展に邁進しなければならぬ。積極的とは新文化の創造及び發展に貢獻すべき施設を行ふことであり、之に對して消極的とは新文化建設に妨害となるべきあらゆる條件を克服する任務を有つべき機關を設置することである。元より具體的にはこの二つの施設は必ずしも別個のものたることを要しないが、若しもかくのごとく理念的に急轉回を敢行した國家があるとしたならば、積極消極兩方面に於ける何等かの文化的施設を所有しなければならぬであらう。ファシストイ







働大罷業の際、共産青年黨と闘争してファシズムの勝利へと導いた國民ファシスト黨の外廓團體たるファシスト前衛隊 (avanguardisti fascisti) に求められる。當時ファシスト前衛隊の成員は主として中等學校の生徒であつて、これがファシスト内閣成立の年バリツラ團 (Gruppo Balilla) なる一團體に再組織せられ、八歳から十四歳までの男兒を以つて之を構成することとした。バリツラなる名稱はジェノヴァ (Genova) の一愛國少年の綽名からとつたもので、この勇敢なる少年の名を記念して愛國主義を表徴せんとするのである。

バリツラ團は千九百二十六年に國民バリツラ事業として法律に依つて組織を改めて再構成せられることとなり、國民ファシスト黨の支援と内務省からの補助金とを得る半國立の組織を得るに至つた。翌二十七年一月九日の勅令に依つて國民バリツラ事業の目的が定められたが、それに依れば、イタリア人としての生活の新しい理念に應じて若き世代の身體的及び道徳的發達を促進するにある。随つて國民バリツラ事業が國民主義的であり、愛國的であり、ファシスト的であることは言ふまでもなく、ムッソリニは爾後國際的色彩の濃厚なるものとして従來の「貴族の遊戲に過ぎない英國流のボーイスカウト運動を禁止した。

國民バリツラ事業は之を次の四部に分けて居る。

- 一、バリツラ (Balilla) 六歳乃至十四歳の男兒
- 二、アヴァンガードイスタイ (avanguardisti) 十四歳乃至十八歳の男兒
- 三、ピッコレイタリアネ (piccole italiane) 六歳乃至十四歳の女兒

四、ジョヴァニイタリアネ (giovani italiane) 十四歳乃至十八歳の女兒

右の中バリツラは更に之を次の三期に分ける。

- 一、狼子軍 (figli della lupa) 六歳乃至八歳
- 二、バリツラ遊覽隊 (balilla escursionisti) 八歳乃至十二歳
- 三、バリツラ歩兵隊 (balilla moschetteri) 十二歳乃至十四歳

是等の國民バリツラ事業の組織は小隊 (squadrà)・中隊 (manipolo)・大隊 (centuria)・聯隊 (coorte)・軍團 (legione)等の名稱を附する軍隊的組織をとり、小學校及び中等學校の教員並にファシスト軍隊の士官が教官となつて青少年を指導して居る。服装も劃一的で、黒色の襯衣、青色の襟飾、軍隊帽、黄灰色の下袴を著し、之を著て學校に通學が出来るのみでなく、國家的宗教的儀式には公的に參列することが許されて居る。

國民バリツラ事業への加入は任意であり、必ず兩親又は保護者の承諾を得なければならぬ。それにも係らず、次の三つの事實は國民バリツラ事業の教育的價値の如何に偉大なるかを立證して居るやうに思はれる。第一は學校教育と國民バリツラ事業に於ける教育とを支配する教育原理が一貫して居ることである。學校教育に於いて要求せられる指導精神は直ちに國民バリツラ事業の指導精神である。第二は殆ど總ての學校の生徒・兒童は國民バリツラ事業に加入して居るといふ事實である。これに依つてイタリアの青少年教育が如何に國民バリツラ事業に多大なる期待を掛けて居るかを了解することが出来るであらう。第三に



國民バリツラ事業に携はる教師は大部分イタリアの初等教員であり、特別な課程と必要な試験とを経て来たものであることである。随つて學校教育との緊密なる連絡を保つに適切であり、國民バリツラ事業の教育的效果を發揮するに頗る好都合である。バリツラは特に學校教育に代つて青少年の身體的陶冶を擔當し、そのために國民バリツラ事業の一部としてローマに高等體育學校 (scuola superiore fisica) が設立せられ、三年の課程を以つて體育に關する幹部教員をこゝに於いて養成し、之をバリツラに供給することとなつた。かくて在來の國家體育機關 (organizzazione nazionale per l'educazione fisica) の機能は國民バリツラ事業に依つて繼承せられ、今日では學校體操はバリツラの分擔事項となつて居る。身體的訓練として體操の他に修學旅行・キャンプ・夏期植民・集團遊戯・兒童劇等の事業を行ひ、更に映畫・ラヂオ・時事解説・發明發見の獎勵等知識的・身體的及び道德的陶冶に關與し、更に軍事教練はバリツラの一大事業と數へられて居る。

ファッシズムは理想主義であり、信念に呼びかける。それは理想的價值(家庭・祖國・文化人間精神)を他の如何なる價值よりも高きものとして稱揚する。それは又犠牲と軍隊 (militarismo) ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲



的に重要な価値あるものと認知し、進んで軍隊への準備教育は一般教育の重要な一つの内容となつた。かくのごとくして「書物と銃剣 (libro e moschetto)」はファッシストの信條であり、随つてファッシストの教育全般に互つて右の信條を適用しなければならぬ。従来とても兵役前の軍事教育に關する訓令に依つて右の信條は實施せられて來た。それに依れば、八歳から二十一歳までの總ての國民に對し軍事教育を義務とする。國民と軍隊との完全なる融合は青年團體、軍隊及び學校の協力に依つてのみ得られる。軍事教育は道德的に高い價值を有つものと認められるが、それは今や一般教育の本質的要素となりつゝある。更に千九百三十五年二月十六日のファッシスト大評議會 (Gran consiglio del fascismo) は全國の滿六歳乃至五十五歳の男子は毎週土曜日の午後を政治教育と軍事教育とに専心従事すべきことを決定し、更に同年五月には更に二箇年を繰り上げて男子は四歳から必ず軍事教育を受くべき義務ありとした。尤もこの場合、内容は頗る初歩的なものであることは言ふまでもないが、この二箇年の豫備教育の後に六歳からバリツラに入つて組織的訓練に従ひ、國民バリツラ事業の修了者はファッシスト青年黨として政治的軍隊的教養を受けてファッシストイタリアの中堅指導者となるのである。それ故に國民バリツラ事業に於ける軍事教育は頗る嚴格にして徹底せるものであつて、一旦有事の際は直ちに兵器を執つて立つことが出来るまでに訓練せられて居る。

國民バリツラ事業は又各地に職業學校及び各種の講座を設け、會員に對しては無料を以つ

て職業教育を施行して居る。更に會員に對しては保健及び傷害等に關する社會福祉事業を行つて居る。國民バリツラ事業には約七千の專屬醫師が居て、無料を以つて會員の保健の相談に應じ、又治療に當り、或は海濱及び林間療養所や露天病院等の施設を完備し、會員は何時でも是等の施設を利用することが出来る。國家的その他公共事業のために傷害を蒙つた會員に對してはアルナルド・ムッソリニ相互扶助基金 (fondazione di assistenza mutua Arnaldo Mussolini) が千九百三十三年以來、國民バリツラ事業の一つとして設置せられ、この方面に貢獻することである。又多くの都市又は地方の中心地にはバリツラ俱樂部 (casa dei balli) が設立せられ、日曜又は特定日の集會等に充て、兒童、青少年の友誼を厚くすると共に愛國心・ファッシストの義務等に就いてファッシストの上長から教育を受ける機会を與へられて居る。かくのごとく國民バリツラ事業は今や多くの點に於いて學校の影響を超えたる國民的統一のための有力なる教育機關として存在して居る。

國民バリツラ事業が青少年の知識的・身體的並に道德的陶冶を目的とするに對し、一般民衆に關するこの部門を擔當するものは國民ドボラヅォロ事業である。元來ドボラヅォロの事業はイタリア全國に餘りにも過多に示された文盲者を撲滅するの目的を以つて勤勞者の餘暇を利用する知的再教育の機關であつた。所が文盲者の數量が遞減するに従ひ、ドボラヅォロ事業は職業指導及び餘暇利用並に圖書館等の機能を果して以つて成人教育の改善をなさんとする第二の發展段階に入つたのである。即ち元來千九百十九年に私人の創意に依り雇



傭人の福祉の發展のため設けられた組織がこゝに於いて一般の成人の教化及び娛樂機關となつたのである。四年の後即ち千九百二十三年に右の目的を遂行するファッシストシンデケート組合聯盟の一つとなり、千九百二十五年に國民ドボラヴェオロ事業として法制化せられ、クラブ・集會運動・教育・藝術等を通して餘暇利用の社會教育的機關となつたのである。千九百二十九年には國民ドボラヴェオロ事業は國民ファッシスト黨書記長の管轄下に置かれるファッシスト黨及び國家の公共機關となることとなつた。

國民ドボラヴェオロ事業のプログラムの一例を示すと次のごとくである。<sup>(7)</sup>

知育 民衆のための教養、商業に關する知識

美育 劇、音樂及び唱歌、映畫、ラヂオ、傳説

體育 イタリア同覽旅行聯盟、中央スポーツ委員會

社會福祉及び保健 住居、衛生、保險、勤勞各階級の餘暇利用

右の中教育的事業は主として初等教員及び中等教員が之に當つて居る。千九百三十年には國民ドボラヴェオロ事業は全國で一萬二千のクラブ又は集會と百六十二萬二千四百四十名の會員とを有つて居た。<sup>(8)</sup> かくて成人教育はファッシストの國家改革、新イタリア建設のための一つの大なる役割を果して居る。

國民バリツラ事業及び國民ドボラヴェオロ事業に依つて青少年及び一般民衆の知識的・道德的及び身體的向上發展を圖り、著々成功を收めて居るファッシスト政府は、彼等の有する新理

念の確立と反對理念の克服とのために、全國にファッシスト文化研究所なる研究機關を設置して國家理念の確立への方向を與へて居る。是等の研究所の活動の中心となつて居るものはローマに於ける國立ファッシスト文化研究所 (Istituto nazionale fascista di cultura) である。

國立ファッシスト文化研究所の設立の動機は之を千九百二十五年三月ボロニヤ (Bologna) に於いて開催せられたファッシスト知的指導階級會議 (congresso degli intellettuali fascisti) に求めることが出来る。この會議は實に彼等の指導者の言葉を借りれば「我が國家の歴史に於いて一つの重要な行程を示す所のものであつて、心と感情とに依つて得たるファッシズムの第一の勝利の後、眞に悦んでファッシズムの第二の勝利とも言ふべき國民の精神の勝利への第一通路を形成することの出來た意義あるものとせられて居る。當會議の席上、新しき理念に基いて國民を指導するには、先づその知的指導者たるべき彼等の信條を確立しなければならぬとし、論點をこれが具體化に集中したが、その時に彼等が明確に認めたことは、從來無意識的に對立的名辭と考へられて居た「ファッシズム」と「文化」との間の完全なる調和を關係者全體に明徴ならしめることの必要であつた。その結果として、ムッソリニの希望に依り千九百二十五年十二月十九日に國立ファッシスト文化研究所がローマに設立せられることとなつたのである。

ファッシスト文化研究所の設立に當り、政府は文化に對して深大なる敬意を公然と且明確に表示してファッシストに對する誤解を一掃するに努力した。かくて現代イタリア學界の



幾多の著名なる學者思想家の自發的協力を得ることに成功し、その所長としてジェンティレが任命せられたのである。而して所長は法規上ファッシスト大評議會の評議員たることになつて居る。ファッシスト大評議會が今日イタリアの國政上如何に偉大なる存在であるかは改めて説くまでもないが、思想的指導者として同評議會に於ける最も有力なる成員が即ちこのファッシスト文化研究所長なのである。

千九百二十六年八月六日の勅令第千四百八號は研究所を法人として認め、同時に研究所の目的を確立した。即ち本研究所はイタリア王國內外に於いてイタリア國民文化及びファッシスト理念の擁護と普及とを目的とするものであつて、この目的を達成するが爲、研究所に圖書館を設立し、講習會を開催し、又定期刊行物及び圖書の編輯刊行を行ふ。即ち研究所の公の機關誌は雑誌『ファッシスト教育 (Educazione fascista)』であるが、今日は之を擴大して『ファッシスト文化 (Civiltà fascista)』を刊行して居る。これはジェンティレを主幹として毎月刊行せられて居り、内容はイタリアに於ける政治的・文化的に最も興味ある問題に關する研究並に特記すべき近刊の著作に就いての紹介が主要なるものである。右雑誌の他に本研究所は『ファッシズム文獻年鑑 (Annuario bibliografico del fascismo)』を毎年刊行し、その他政治關係の著作當面の問題に就き黒シヤツ革命に由來するイデオロギイの效果的宣傳を目的とする小冊子、一般的文化又は國民意識の陶冶に貢獻すべき歴史的若しくは科學的問題に關する論文等を公にして、その使命を果さんことを期して居る。

国立ファッシスト文化研究所は所長を理事長 (presidente) とし、一名の副理事長 (vice-presidente) 理事長を補佐し、他に若干名の理事 (consigliere) から成る理事會 (consiglio di amministrazione) があり、是等に依つて管理せられる會員組織を執つて居る。會員は寄附若しくは定期會費を以つて法人の目的遂行に協力する人々から成る。かくて會員を分けて三種とする。五千リラより少なからざる金額を支出したものを名譽會員 (benemerito) とし、一時に一千リラの金額を寄附したものを終身會員 (perpetuo) とし、普通會員 (temporaneo) は豫約に依つて六箇年以内を一期とし、毎年一百リラ宛の會費を支拂ふべき義務を負ふものとする。會員はその學的活動の分野から、(一) 道徳學及び政治學 (scienze morali e politiche) (二) 文學及び藝術 (lettere ed arti) (三) 數理・博物及び工學 (scienze fisico-matematiche, naturali e tecniche) の三つの級 (classe) に分けられ、その各々について相互研究を行ふ。

本研究所の最高監督機關は内閣總理大臣で、總理大臣は理事會の構成員にして職責を果し得ざるものは之を罷免するの權利を有し、又理事會が法律又は規則に違反せりと考へられる審議を行はんとする場合、職責上これが取消を命ずることが出来る。

国立ファッシスト文化研究所はイタリア王國內の諸都市及び海外諸國に支部又は附屬研究機關を有つことが出来ることを法規に依つて定められて居る。若しも是等の支部又は附屬研究機關が法人として設立せられない場合には、會員の資格で加入する權利を有することが認められて居る。この場合は會員としての總ての特權を保有するものたることは言ふま



でもなし。

以上のごとく本所の目的及び組織が決定せられてから、研究所は政府の文化事業の目的と協力し、ファッシズムの理論的研究とその普及とに努めた。研究所の目的は著々實現せられた。ローマに於ける研究所には立派な圖書館が附設せられ、講習會は政治・歴史・藝術等の諸問題に就いて行はれて居るが、聴講者の數は頗る多い。研究所は所内の機能をよく働かせ、次いで中央から順次全國にその活動を擴大した。即ち當時存続して居た諸研究所と密接なる接觸を計り、又或ものは之を改造し、諸地方に新しい支部が順次設立せられた。かくてイタリア全國の文化的活動の中心となり、又その總括者としての業績を顯揚しつゝある。特に千九百二十九年十二月に、當時の國民ファッシスト黨の幹事長ツラティ(Augusto Turati)の名に依つて發せられた一つの命令は各地方に於ける若干の文化研究所、その他之に類する機關の聯盟、その協力之に對するファッシストの適當なる監督等を記述して居るが、この時以來、本研究所は是等諸機關の創意を統制することとなつた。なほ右の命令は、この命令の故に、種々の團體、研究所、文化協會等の有する特殊の性質や特殊の組織を失ふべからざることを明白に述べてある。その後、イタリア研究所(Istituto Italiano)を併合し、該研究所の有せる目的たる海外へのイタリア文化を普及する任務をも國立ファッシスト文化研究所の一つの使命となすに至り、今やファッシスト文化研究所はファッシスト文化を内外に宣揚するための偉大なる存在となつて居る。

註

(1) ルビ編著 ジェンティレ改革と學校の新精神 一三一—一四頁

(2) 『イタリア大百科辭典(Enciclopedia italiana di scienze, lettere ed arti)』は「パリッラに就いて大要次のごとき解説を加へて居る(第五卷九六五—九六六頁)。

パリッラとは千七百四十六年ジェノヴァからオーストリア軍を驅逐すべく起された叛亂に眞先に口火を切つた少年の名であると傳へられる。恰もオーストリア王位繼承戦役の最中に於いてこの事件は、ジェノヴァ共和國政府を震慄させた。ジェノヴァ市に駐屯して居たオーストリア軍が砲兵隊の徵發を行ひつゝあつた時に、千七百四十六年十二月五日の騒亂が勃發したのであつた。オーストリア軍の一小隊はジェノヴァ市の非常に狹隘な道路を通つて大きな白砲を運搬して來た。折柄雨期であつたので、この白砲はポルトリア(Portofino)區の道路にはまり込んでしまつた。小隊を指揮して居た軍曹は群集して居た民衆に對し、作業中の兵士を手傳へと權柄に命令した。之に對し二つ三つ皮肉な言語が應酬されたので、軍曹は怒つて民衆を棒で擲打して兵士の作業の援助を強行させた。その時ジェノヴァ市民の群衆の中から一人の少年が飛び出して、仲間に向つて「何をやるのか」と叫んで小石をとりあげて件の軍曹に投げつけた。これがオーストリアに對する叛亂の機縁となり、五日間の後にオーストリア軍をジェノヴァ及びリグリア(Liguria)から追放したのであつた。

この時代の歴史や記録の中には何處にもこのポルトリアの勇敢なる少年の姓名を語つて居ない。それが千八百四十五年頃、パリッラと呼ばれるベラッソ(Giovanni Battista Perusso)なる名の少年と混同して考へられるやうになつて了つた。ベラッソ少年はプラトロロンゴ(Pratolungo)のモンタッジョ(Monteggio)といふ所に千七百二十九年四月八日に生れ、彼の生地で尊敬を得て居た僧正ミラリア(Giovanni Battista Miraglia di Monteggio)が千七百四十六年十二月五日の夕



刻の最初の投石者はベラッソであることを肯定するまゝに、ベラッソ自身もかく信じ、又屢々之を自供した。この混同は早くもジェノヴァ市に擴つた。マメリ (Goffredo Mameli) は彼の有名なる詩『イタリアの兄弟 (Eratelli d'Italia, 1847)』一筆者の中でバリッラなる綽名を不朽のものとしたのである。けれどもポルトリアの聖ステファノ (Santo Stefano) 教區長は千八百八十一年にベラッソなる少年は千七百三十五年十月二十六日に同教區に生れたのだと生年月日に就いての所信を發表した。自治體に依つて任命せられた委員會はバリッラはジェノヴァ生れのベラッソと同一人であるとの判決を與へた。この問題は千九百四年に至り再び提出せられた様であるが、この時はジェノヴァの辯護士カベッラ (Eduardo Cabella) が一つの文書を自治體に提出した。この文書は明瞭にニコレッタ・ペラッソ (Nicoletta Perasso) なる婦人の保有せる所のもので、この中にバリッラのベラッソは千七百四十六年十二月五日に眞先に投石したのだといふことを記述してあつた。彼女はこの記録が彼女の祖父の自傳であり、彼女の家に保管して傳へられたものであることを肯定した。けれどもこの新しい文書の公正と價值とは當局者の多くの者から猛烈に抗議せられ、問題はなほ後まで残されることとなつた。

千七百四十六・七年のジェノヴァ事件の際勇氣を證明したバリッラの存在は、ガスタルディ (G. Agostino Gastaldi) がイェルサレム・リベラタ (Gerusalemme liberata) をジェノヴァ語に翻譯した中にも肯定せられて居るが、尙投石した少年がバリッラであつたことは結論されない。更に之に就いて不一致のあることは、千九百二十六年にヴィッラ (Umberto Villa) によつて新に提出された。即ち彼はこの有名なるオーストリア軍の驅逐に就いて正確に取扱つて居るベルム・ジェヌエンヤ (Bellum Genuense) と題するマケロニコ (ラテン語に近代語を加へた混合詩—筆者) の小篇を公表した。この詩の作者は誰か解らないが、恐らくはこの時代の牧師であり、該事件に關係があるものと推定せられて居るが、この詩の中で眞先に投石した少年の名を様々に呼びなして居る。縱令この記録が今日までの所、ポルトリアの少年を命名する唯一の記

録であるとしても今や勇敢なる少年は傳統的に力強くバリッラの名に結びつけられてしまつてゐる。かくてマメリの詩から今日までイタリアの少年の勇氣をこの名と共に傳へ又之によつて象徴してゐるのである。

- (3) ジェンティレ著 ファシズムの起源と理論 (G. Gentile, Origini e dottrina del fascismo, 1929) 五九頁
- (4) ルビ編著 ジェンティレの改革と學校の新精神 三五七頁
- (5) 同書 二〇八頁
- (6) 同書 二〇九頁
- (7) トマゾ・シッラニ編著 ファシズムの本質と由来 (Tomaso Sillani, What is fascism and why? 1931) 二二二頁
- (8) レオン・キャンデル著 比較教育 (Isaac Leon Kandel, Comparative education, 1933) 一七一頁
- (9) コディニョラ著 イタリアに於ける國民教育の問題 二二五頁



## 第九章 ファッシストイタリアの教育制度の現状

以上數章に互つてファッシスト政権の確立以來、特に最初の公教育大臣ジエンティレの改革を中心として、如何なる理論に従つて如何なる方面に教育改革が行はれたかを敘述し來つた。ジエンティレが臺閣を去つてから既に十三年の年月を閲し、その間なほ幾多の改革が實現せられて居るけれども、その精神と根本形式とは大體に於いて今なほ繼承せられて居る。但し是等の諸改革の結果として、現在のイタリアの教育制度が如何にあるかを概観することは、ファッシスト教育改革の理解に資するに必要であると思ふ。この意味に於いて、縦令既述の諸章との多少の重複の嫌ひはあるにせよ、次に今日のイタリアの教育制度を概説することにしよう。

### 一 中央教育行政

#### 國民教育省

イタリアの中央教育行政官廳は之を國民教育省(*ministero dell'educazione nazionale*)と稱し、その長官は國民教育大臣(*ministro segretario di stato per l'educazione nazionale*)と稱せられる。大臣は公教育及び國民教育を統督指導し、國家公共機關、法人團體及び文化機關の補助を受ける私立學校を監督し、美術の獎勵、國寶の保護等の責に任ずる。又所轄官廳相互の法規關係を定め、是等

官廳相互の間に生ずる繋争を裁決し、若しも法律及び規則に適從せざるものある時には之を改革若しくは廢止する。大臣の下に一名の次官を置く。國民教育次官(*sottosegretario di stato per l'educazione nazionale*)と稱し、大臣を補佐して教育行政事務に携はる。

國民教育省には大臣官房(*gabinetto del ministro*)と次官官房(*segreteria del sottosegretario di stato*)との他に六局二部を置いて省務を分掌せしめて居る。局及び部は孰れも若干の課(*divisione*)に分れ、課は更に若干の掛(*sezione*)に分れて事務を分擔して居る。六局二部の名稱及び分掌事務の概略は次のごとくである。

(一)學藝院圖書館庶務及び人事局(*direzione generale delle accademie, delle biblioteche, degli affari generali e del personale*) 省内の庶務、國民教育高等評議會に關する事項、中央官廳及び學區の人事、國民教育省及び學區の管理、學藝院研究所、學術諸團體等に關する事項、公私立の圖書館に關する事項等を掌り、局内を三課に分ける。

(二)美術局(*direzione generale delle antichità e delle belle arti*) 博物館、美術館、美術展覽會、劇場等に關する事項、考古學的資料の發掘、美術史跡及び天然記念物等の保護、美術學校及び美術研究所、音樂研究所、その他の美術教育機關に關する事項を掌り、局内を三課に分けて居る。

(三)高等教育局(*direzione generale dell'istruzione superiore*) 綜合大學、工業大學、高等建築工業學校、高等師範學校、農業及び商業に關する實業專門諸學校等の人事組織管理に關する事項を取扱ひ、局内を三課に分けて居る。



(四)中等教育局 (direzione generale dell'istruzione media classica, scientifica e magistrale e degli istituti di educazione) 尋常中學校・高等中學校・理科中學校・師範學校及び教育研究所の人事組織管理に關する事項を取扱ひ、局内を四課に分けて居る。

(五)實業教育局 (direzione generale dell'istruzione media tecnica) 中等程度の農業・工業・商業の諸學校の人事組織管理に關する事項を掌り、局内を三課に分ち、他に商船學校及び試験に關する事項を掌る掛を置く。

(六)初等教育局 (direzione generale dell'istruzione elementare) 小學校・幼稚園・盲聾啞諸學校の人事組織管理、國定教科用圖書・視學等に關する事項を掌り、局内を四課に分けて居る。

(七)職業補習教育部 (ispettorato generale dell'istruzione secondaria di avviamento professionale) 小學校を終了せる兒童の職業指導に關する事項、中等職業補習學校の人事組織管理に關する事項等を掌り、部内を二課に分けて居る。

(八)中央會計部 (ragioneria centrale) 國民教育省所管の經費及び諸收入の豫算・決算、その他の會計の事務を掌り、部内を二課に分けて居る。

諮問機關

國民教育大臣は省内に若干の常設諮問機關を有つて居る。その主要なるものは次のごとくである。

(一)國民教育高等評議會 (consiglio superiore dell'educazione nazionale) 教育行政上の重要事項

に關して國民教育大臣の諮問に應へ、大學その他の高等諸學校を監督し、公教育の狀況に關する報告を作製する。大臣を議長とし、六十二名の評議員 (consigliere) より成る。評議員は大臣の推舉に基いて勅任せられ、その任期は七年、重任を妨げない。管掌事項に従ひ、評議員を高等教育(十八名)、中等教育及び師範教育(八名)、實業教育(十名)、初等教育(八名)、美術教育(八名)、商船教育(十名)の六部に分屬せしめ、各委員中には必ず關係局長を加へ、又評議員中から一名副議長を選任する。評議會には國民教育高等評議會 (giunta del consiglio superiore dell'educazione nazionale) と稱する常任委員會を置き、評議員中から大臣の任命せる一名の副議長と八名の常任委員 (membro permanente) とを以つて該委員會を構成し、時事の教育事項の監督と評議會開催に對する準備とを行ふ。

(二)美術高等評議會 (consiglio superiore dell'antichità e belle arti) 美術行政に關する大臣の諮問機關で、大臣を議長とし、十八名の評議員より成り、管掌事項に従ひ、之を古代(三名)、中世及び近世(五名)、現代(五名)、音樂及び劇(五名)の四部に分屬せしめて居る。

(三)圖書館中央委員會 (commissione centrale per le biblioteche) 圖書館行政に關する大臣の諮問機關で、大臣を議長とし、七名の委員から成つて居る。

(四)第一委員會 (prima commissione) 及び第二委員會 (seconda commissione) 第一委員會は初等教育關係の教職員に關する懲戒又は繋争の處理を掌り、初等教育局長・初等教育局第一課長・高等師範學校長・初等教育關係者等七名の委員より成る。第二委員會は二部に分れ、第一部は尋



常中學校・高等中學校・師範學校關係の教職員に關する懲戒・裁判を掌り、中等教育局長・中等教育關係者その他合計九名の委員より、第二部は中等程度の實業學校關係者に關するもので、實業教育局長・實業教育關係者その他合計九名の委員より成る。

視學官

國民教育省内の各局には大臣の選任にかゝる二名乃至三名の局所屬視學官 (*ispettore addetto alla direzione generale*) を置き、局長の指示の下に局所轄の教育行政上實際的活動をなして居る。是等の視學官は等級に依り總視學官 (*ispettore generale*) と高等視學官 (*ispettore superiore*) との二種があり、前者の員數は三名、後者の員數は十七名とする。なほ他に圖書館局には圖書館高等視學官 (*ispettore superiore bibliografico*) 二名が所屬し、又無任所の課長や官立學校長にして視學官として局に所屬する者も居る。局所屬視學官の他に中等教育局・實業教育局及び初等教育局には中央視學官 (*ispettore centrale*) が置かれ、地方視學官と協力して視學事務に携はり、又局長の命を受けて所轄教育行政上の諸事項に關する研究調査等を行ふ。國民教育大臣の任命にかゝり、員數は初等教育九名、中等教育七名、實業教育三名、他に職業補習教育部に所屬するもの一名がある。

二 地方教育行政

學區及び學區長

教育行政上、イタリア本國を十九の地區に分けて之を學區 (*provveditorato agli studi*) と稱し、各學區の所定地に學區内の學事を掌るため學務部 (*ufficio scolastico*) を置き、學區の名稱は學務部所在地の名稱を以つて呼ばれて居る。學務部の長官を學區長 (*provveditore agli studi*) と稱し、所屬學區内の中等・實業・初等の諸學校の設置及び廢止、その教職員の任免、昇・降・懲戒、教科用圖書の檢定、教育狀態の視察、會計の監督等の責に任ずる。學區長は中央若しくは地方の教育行政官、中等學校の校長若しくは職員、その他學歷及び人格に於いて適當と認められたる者の中から國民教育大臣之を選任する。

學區長はその駐在地に左記の補佐機關を置く。

(一) 學事評議會 (*consiglio scolastico per gli affari dell'istruzione elementare*) 初等教育に關する學區長の諮問機關で、初等諸學校の設立・配置・改廢・設備等に關する事項を審議し、及び學校基金收入等會計に關する事項を管理する。毎月二回通常會議を開催し、學區長を議長として他に六名の評議員を以つて構成せられる。評議員は官立中等學校長一名、學校衛生官一名、初等教育關係者四名、孰れも國民教育大臣に依つて選任せられ、任期は二年、再任を妨げない。

(二) 懲戒評議會 (*consiglio di disciplina per i maestri elementari*) 初等教員及び視學に對する懲戒事項を審議・裁判するを以つてその任務とする。學區長を議長とし、他に四名の評議員を以つて構成せられる。即ち學事評議會評議員二名、官立中等學校教授一名、並に被告の資格に從つて視學被告が視學の場合若しくは小學校正教員被告が初等教員の場合の孰れか一名、孰れ



も國民教育大臣に依つて選任せられ、任期は二年、再任を妨げない。

(三)中等教育委員會(Giunta per l'istruzione media classica, scientifica e magistrale)及び實業教育委員會(Giunta per l'istruzione media tecnica) 孰れも學區長を議長とし、毎月一回通常會議を開催し、必要に應じて學區長は臨時會議を開催することが出来る。中等教育委員會は八年制高等中學校・尋常中學校・高等中學校・理科高等中學校・師範學校に關する實業教育委員會は中等程度の農業・工業・商業諸學校に關する事項に就いて學區長よりの諮問事項を審議し、それ／＼その分野に屬する學校の教職員に關する懲戒裁判を行ふ。委員は前者は高等教育及び中等教育關係者より五名、後者は高等教育及び實業教育關係者より十二名、孰れも勅任せられる。

#### 視學區及び小學區

學區は一つ若しくは數個の縣(provincia)から成るが、縣は教育行政上の意味を有たず、却つて學區は一般に縣に比してより多數の若干の地區に分けられて居り、教育行政上の一つの單位とし、之を視學區(circoscrizione ispettivo)と名付け、視學區は更に若干の小學區(circolo didattico)と名付ける小地區に分けられる。各視學區には一名の視學官(regio ispettore scolastico)を、各小學區には一名の視學(direttore didattico governativo)を配置して居る。右の他、ミラノ・トリノ・フィレンツェ・ローマ・ナポリ・ベルジャ・パレルモ等の大都市には特に學區長に直屬する學區長附視學官(ispettore scolastico a disposizione del provveditore agli studi)が置かれ、その員數はローマが二名、その他は各々一名である。視學官及び視學は學區長の所轄に屬し、官立高等師範學校の講習を

受けてそれ／＼の適任證を授與せられた者の中から選抜試験の後任命せられる。視學官はその管轄下の公私の教育を監督・視察し、私立小學校の開設の是非を定め、小學校長に缺員の生じた場合には之を補充し、小學校教員の免許狀を授與し、視學の處置に對する訴訟を審判する。視學は所屬小學區内の初等教育の狀況を視察し、之に就いての報告を作製し、小學校教員の學級への配當、學校の時間表行事の豫定試験の日取及びその委員等を決定し、必要ある場合には學級の改造・分合を行ふ。

#### 特定市町村

視學區及び小學區は學區長の監督の下に統轄せられて居るが、別に小學區とは獨立して教育上自治を許されて居る若干の市町村がある。千九百二十八年年度では全國の市町村中、この權利を保有するものは僅かに二百五、全數の三パーセントに過ぎないが、かゝる市町村は市町村長(podestà)の管轄下に置かれ、その設置せる小學校の管理・指導は一名の市町村視學(direttore didattico comunale)に委ねられ、その下に若干名の地方視學(direttore sezione)を置く。地方視學は擔任教員を有つ學級數三十毎に一名の割合で配置せられるが、三十以上の學級でも一學校内に包含せられる場合にはこの原則は適用せられない。擔任教員を有つ學級數が二百を超える場合には、毎二百に一名の割で更に中央視學(direttore centrale)を置いて居る。地方視學は當該市町村の小學校教員中から選任せられるのが普通である。

最後に學務部所在地州名、所屬縣名、視學區數を表示すれば次のごとくである。







### 三 初等教育

#### 設立及び管理

イタリアの初等教育は豫備段階 (Grado preparatorio)・下級段階 (Grado inferiore)・上級段階 (Grado superiore) の三段階に分けられる。所謂小學校 (scuola primaria) は下級段階と上級段階とを總稱し、この兩段階は原則として分級學校 (scuola classificata) であつて、勅令に依り地方學務當局又は市町村に依つて設立維持せられて居るが、私立學校をも認可する。都市及び地方の中心町村では一般に下級及び上級の兩段階を有する分級學校が設置せらるべく、地方の小町村では下級段階のみの學校が多い。學齡兒童數が四十人未滿の村落では不分級學校 (scuola non classificata) を設置することが出来る。不分級學校は特殊團體の手に依つて設立せられ、地方自治體の管理に屬し、一般に下級段階を有するに過ぎない。若しもその小學區内に於ける學齡兒童數が十五人より少なく、通學可能の兒童數が十人以上のときは、不分級學校は必ず設立せられねばならぬ。學齡兒童數が十五人以下の邊鄙な村落で、他に小學校の設けのない場合には、教會・工場・農業建築物等を利用して私人の經營する不分級學校を認可することが出来る。かゝる不分級學校を補充學校 (scuola sussidiata) と名付ける。補充學校の教科課程は學區長の認可を要し、維持費の一部は國家に依つて負擔せられる。豫備段階は幼稚學校 (scuola materna)・幼稚園 (giardino d'infanzia)・保育所 (asilo d'infanzia)・幼児の

家 (casa dei bambini) 及び小學校附設の幼稚科 (sezione d'infanzia) 等の教育を含む。是等の學校は直接には國家に依つて管理せられることはないが、國家は私立の團體・委員會・私人等に依つて指導せられる兒童の活動を監督することが法律に依つて定められて居る。

#### 義務教育

六歳から十四歳までの兒童の教育は之を義務とする。この就學の義務は學齡兒童がその住する市町村内に所在する學校の教育を修了することに依つて果される。小學校の下級段階には六歳以上の男女兒童を收容するから、下級段階の第一學年は學齡の初期と一致する。就學の義務を怠つたものには罰則が規定せられて居るが、父兄又はその代理者が一定の證明書に依つて技術的若しくは經濟的能力を保證せられた場合には、その子弟の就學を免除することも出来る。但しかゝる兒童は十四歳に達した時、必ず修業のための保證試験に合格しなければならぬ。義務教育は總て無月謝である。尤も小學校を卒業して中等學校に入つた場合には、その後の教育はこの限りではない。貧困兒童のためには各市町村自治體に依つて學校教育後援會 (consiglio amministrativo dal patronato scolastico) が設けられ、是等の兒童が公立學校に在籍する限り、彼等に對して學校給食・奨學金・補助金・學用品の給與等の事業を行ひ、義務教育に便宜を與へて居る。又兒童の保健のためには、後援事業財團 (ente opere assistenziale) に依り、毎年數多くの海濱學校組織に補助金を與へて居り、義務教育修了のために貢獻する所が多く、現に千九百三十六年には七十萬の兒童がこの施設を利用したのである。



教科課程

代表型式の學校は下級段階三年、上級段階二年の課程から成り、豫備段階は下級段階の前階梯を構成する。その内容を表示すれば次のごとくである。職業科の設置は自由とする。

教科目	豫備	級				
		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
宗教	一	一・五	一・五	二	二	二
唱歌・自由畫	四	二・五	二・五	四	五	五
書方・暗誦				四	五	五
國語		七	六	五	五	四
綴字・法			二	二		
算術・用器畫		四	四	四		
簿記			四	四	三	三
直觀科	六	四	四	四	一	一
園藝・手工・畜産・遊藝・衛生	二・四	六	五	四	四	四
理科					二	二
歴史・地理					二	二
法制・經濟					三	三
職業科						一
計	三五	二五	二五	二五	二五	二五

體育は總て國民パロッラ事業 (Opera nazionale bulilla) に委ねられ、殆ど大部分の小學校兒童はパロッラ團員として身體的・道德的訓練をこゝで受けて居る。

初等教員

初等教員には見習教員 (maestro straordinario o maestra straordinaria) と正教員 (maestro ordinario o maestra ordinaria) との二種がある。見習教員たるためには、男子ならば十八歳以上、女子ならば十七歳以上、三十五歳以下のイタリア人にして所定の選抜試験 (concorso pubblico) に合格しなければならぬ。選抜試験は學區長駐在地又は教育上自治を許されて居る特定市町村に於いて、學區長又は特定市町村長より任命せられる委員會の手に依つて二年毎に行はれ、時期は原則として四月と定められて居る。試験科目は教育問題に關する筆記試験と師範學校の教授要目に基く口述試験とより成り、筆記試験に合格しなければ口述試験を受けることは出来ない。なほ試験の成績には軍隊生活に於ける成績も考慮に加へられる。學事評議會は試験の結果の成績に基いて候補者名簿を作製し、學區長の下に之を保管し、學區長はその後視學その他より致されたる報告に基いて時々その成績に修正を加へ、缺員の生じた場合にはこの名簿に従つて見習教員として採用する。この名簿は試験の行はれた年の八月一日より翌々年の七月三十一日まで、即ち滿二箇年有効とする。

見習教員として三箇年實地經驗を経たる後、視學の報告に基き、適當と認められたる者は學區長又は特定市町村長より正教員に任命される。但し特定市町村長の任命の場合には、豫め學



區長の意見を徴し、その承認を経なければならぬ。かくて一旦奉職した正教員は、同一學校に少なくとも二箇年勤務しなければ轉任することを得ない。但し健康上の理由又は家庭の事情に依るものはこの限りでない。

教員の任命と配當とは一般に九月十五日以前に、候補者の成績順に従ひ學校の要求と候補者の希望とを斟酌して學區長に依り行はれる。學年の途中で任命せられた者は臨時的性質のもので、決定的任命は九月の定期異動を俟つて決せられる。教員は男子學校女子學校男女混合學校の三者に分屬されるが、男子學校には男教員、女子學校には女教員を配當し、是等の中の一つの部類より他へ轉任することは出来ない。但し混合學校の男教員が男子學校に、同じく女教員が女子學校に轉ずることは可能である。一旦正教員として任命せられたものは原則として終身在職出来るが、無能なる者又は重大なる過失を犯したものは、懲戒評議會の審議を経て學區長より退職を命ぜられることがある。この場合、この判決に對して第一委員會に上訴することが出来るが、同委員會の判決には必ず従ふべきものとせられる。

#### 四 中等教育

##### 設立及び管理

イタリアに於いて中等教育 (*Istruzione media*) と呼ばれるものは初等教育と高等教育との中間に存在するあらゆる教育を意味するが、一般的には實業教育を之より區分し、具體的に言へ

ば尋常中學校 (*Scuola media*)・尋常高等中學校 (*liceo-ginnasio*)・高等中學校 (*liceo classico*)・理科高等中學校 (*liceo scientifico*) 及び師範學校 (*istituto magistrale*) に於て行はれる教育を總稱する。是等の學校は勅令若しくは法律に依つて設立せられるが、校舎の維持は地方費を以つて充てられる。各學校は校長 (*preside*) の管理の下に教員會 (*collegio dei professori*) があつて教授、訓育、圖書の購入、教科用圖書の選定等を審議する。但し教科用圖書の選定は國民教育大臣檢定濟教科用圖書目錄中より行はれる。

中等學校の設置は私人及び公認學校組合 (*ente morale*) の手に依つて行ふことも出来る。中等學校を設立し得る私人は公教育に於ける教員と同等以上の資格を有する三十歳以上のイタリア人にして學區長の許可を得たものに限る。是等の學校の教員の資格、學科課程等は總て公教育に於けると同様なるべきことが要求せられ、學區長の監督視察を受けねばならぬ。

##### 尋常中學校

小學校の卒業者で高等教育へ志す生徒のための準備教育を行ひ、課程は五年で、之を下級三年と上級二年とに分ち、上級は教科内容の中にギリシヤ語を加へる。男女共學で、多くの場合八年制の尋常高等中學校として高等中學校と同一場所に設立せられて居る。教科内容は尋常中學校も八年制高等中學校尋常科と同一の法規に依つて律せられる。

##### 高等中學校

尋常中學校に繼續して大學、その他の高等諸學校への準備教育を與ふるを目的とし、課程は



三年で、殆ど總ての高等中學校は尋常中學校と同一場所に設立せられて居る。次に八年制の尋常高等中學校の各學年に於ける各教科内容に對する配當時間數を表示しよう。

計	美術史	博物及學	物理學	數學	法學及經濟	地學	歷史	外國語	ギリシャ語	ラテン語	國語	宗教	學科					
													學年	學年	學年	學年	學年	下級
一三二				一		五				八	七	一	學第一年	下級	中			
二五				二		五	三			七	七	一	學第二年	下級	等			
二五				二		四	四			七	七	一	學第三年	下級	等			
二五				二		三	四	四	六	五	一		學第四年	上級	科			
一五				二		三	四	四	六	五	一		學第五年	上級	科			
二七	一	三		四	三		三		四	四	四	一	學第一年	高等	科			
二七	一	三	二	二	三		三		四	四	四	一	學第二年	高等	科			
二七	二	一	三	二	三	三	三		三	三	三	一	學第三年	高等	科			

外國語は佛語、英語、獨語、西語、スロヴェニ語の孰れか一つを課し、上級では下級で學習した語學を繼續する。

理科高等中學校

尋常中學校若しくはこれと同程度の學校の修了者を入學せしめ、大學の理學部及び醫學部、その他の理科的高等諸學校への準備教育を目的とする。各學年に於ける各學科目の配當時間數は左表のごとく、外國語は英語又は獨語とするが佛語を課するものもある。女子の入學も許可する。

學科	學年	學科目										
		宗教	國語	ラテン語	外國語	歷史	地理	地學	法學及經濟	數學	物理學	博物及學
學科目	第一學年	一	四	五	四	二				五		
	第二學年	一	四	四	四	二			二	三		二
	第三學年	一	三	四	三	三			三	三		三
	第四學年	一	三	三	三	三			三	三		三







の下級より上級へ並びに八年制高等中學校の尋常科から高等科への進級は入學試験に依つて決定する。私立學校から公立學校へ轉ずる場合には學力認定試験 (*esame di idoneità*) に合格しなければならぬ。師範學校の生徒は卒業に當つて資格認定試験 (*esame di abilitazione*) を受け、之に合格すれば教員たる資格を得る。該試験は學區長の具申に基いて國民教育大臣の任命せる試験檢定委員の手に依つて行はれる。高等中學校の生徒は卒業に當つて修業試験 (*esame di maturità*) を受け、之に合格せるものは高等教育を受ける資格を認定される。該試験は國民教育大臣の任命にかゝる試験檢定委員に依つて行はれるが委員は大學教授又は講師中等教員私立學校教員教育に係りなき者等より成る。若しも委員にして某受験者に對し公私に係らず教育の任に當りたることある場合には、該委員はその受験者の檢定に對しては採決に加はることが出来ない。

#### 中等教員

中等學校に於いて正教授 (*professore ordinario di ruolo*) たるためには必ず見習教授 (*professore straordinario*) として三箇年間の見習を経て學區長より適當と認定せられなければならぬ。見習教授たるものは、年齢十八歳以上四十歳以下の身心共に健全なるイタリア國民たるべく、而も隔年國民教育高等評議會に依つて任命せられる委員の手に依つて行はれる試験に合格しなければならぬ。試験は筆記及び口述の兩試験があり、筆記試験に總計點の六割以上を獲得しなければ口述試験を受けることは出来ない。口述試験に總計點の六割以上を獲得せる者

に資格免許狀が授與せられるが、任用は缺員數を充すのみである。受験者の資格は學校と學科とに依つて異なるが、専門的陶冶に對する必要條件は高等教育機關に於ける専科修業證書から學士號 (*laurea*) までである。

### 五 實業教育

#### 種類

實業教育 (*istruzione tecnica*) は農業工業商業商船家政等の諸學校で行はれ、之に中等程度のもので専門學校とがある。後者は大學に準ずるものとして取扱はれて、高等教育の範疇に加へられる。中等程度の學校は一般中等學校と同じく上級段階と下級段階とに分けられる。下級段階のものは小學校に直接接続し、二年乃至四年の課程であつて、之に屬する學校は多様である。農工商及び商船の實業高等中學校 (*istituto tecnico*) の下級 (*corso inferiore*)、中等職業補習學校 (*scuola secondaria di avviamento professionale*)、各種の名稱を有する實業中學校等之に屬し、上級段階のものは實業高等中學校の上級 (*corso superiore*) で、課程は四年、豫科 (*corso preparatorio*) を附設するものもある。是等の學校は二種以上が同一學校内に設置せられる場合もあり、又實業高等中學校の上級と下級とは必ずしも同一學校に設けられるものではなく、上級のものも下級のものもある。

#### 農業學校



農業高等中學校 (istituto tecnico agrario) は一般に下級段階の農業中學校卒業程度以上のものを入學せしめる四年の課程であるが、小學校修了者のために豫科を設置するものもある。葡萄栽培及び葡萄酒製造科・オリヅ栽培及びオリヅ油製造科・果實栽培及び造園科・煙草栽培及び煙草製造科・動物飼養及び搾乳科・山林經濟科・植林地農業科等の諸學科が土地の情況と國家の經濟的要求に應じて設置せられて居る。下級段階のものには農業中學校 (scuola agraria o scuola di agricoltura)・女子農業中學校 (scuola femminile di agricoltura)・農業實科中學校 (scuola pratica di agricoltura)・女子農業實科中學校 (scuola pratica agraria femminile)・農民中學校 (scuola per i contadini)・農業指導中學校 (scuola tecnica ad indirizzo agrario) 等種々の名稱を有するものがある。

#### 工業學校

工業高等中學校 (istituto tecnico industriale) は一般に下級段階の工業中學校卒業程度以上のものを入學せしめる四年の課程で、之に小學校修了者のための豫科を附設する。電気科・機械科・鑛山科・染織科・建築科・應用化學科・無線電信科等の諸學科がある。下級段階の學校には工業指導中學校 (scuola tecnica ad indirizzo industriale)・徒弟中學校 (scuola di tirocinio)・實驗室中學校 (laboratorio scuola) 等がある。

#### 商業學校

商業高等中學校 (istituto tecnica commerciale) は一般に下級四年と上級四年との課程より成る。その他下級段階のものには商業指導中學校 (scuola tecnica ad indirizzo commerciale)・商業夜間中學校 (scuola serale di commercio) 等がある。

#### 商船學校

商船高等中學校 (istituto tecnico nautico) は下級四年と上級四年との課程より成り、船長養成科・機關士養成科・造船士養成科の諸學科がある。

#### 中等職業補習學校

小學校に接続し、上級學校へ進まざる者のため、職業の準備教育を行ふもので、二年乃至三年の課程、農業・工業・商業・商船等の各種の學校がある。又實業學校等に附設せられる中等職業補習學級 (corso secondario di avviamento professionale) もあり、是亦二年又は三年の課程で、農業・工業・商業・商船のそれ々の學科に對して設置せられて居る。

#### 女子職業學校

特に女子の職業のために設けられたものに女子職業中學校 (scuola professionale femminile) と女子職業師範學校 (scuola di magistero professionale per la donna) とがあり、前者は三年の課程で婦人の職業の實習を與ふるを目的とし、後者は二年の課程で婦人の技藝・家庭經濟等を教授するに必要な理論及び應用を與ふるを目的とする。共に下級段階の實業學校に屬する。

#### 實業專門學校

中等實業學校の上級段階の修了者若しくはこれと同等以上の學力ありと認められたる者を收容し、農・工・商各方面の實際的指導者を養成するを目的とする。高等農業學校には高等農



業學校 (istituto superiore agrario)・高等農林學校 (istituto superiore agrario e forestale)・高等獸醫學校 (istituto superiore di medicina veterinaria)等の諸學校を數へることが出来る。その課程は四年を普通とする。高等工業學校の中には高等工業學校 (istituto superiore d'ingegneria)・高等海事工業學校 (istituto superiore d'ingegneria navale)・高等建築學校 (istituto superiore d'architettura)・高等化學工業學校 (istituto superiore di chimica industriale)等がある。課程に従つて修業年限を異にするが、高等工業學校は三年以上、高等建築學校は五年である。高等商業學校には高等經濟及び商業學校 (istituto superiore di scienze economiche e commerciali)あり、課程は四年、他にトリエスタには官立の經濟及び商業大學 (università degli studi economici e commerciali)がある。

## 六 高等教育

### 設立及び管理

イタリアの高等教育は綜合大學 (università)・高等師範學校 (istituto superiore di magistero)・農・工・商業の高等諸學校、その他に於いて行はれ、公私共に之を設置することが出来る。管理上A・B・Cの三つの型式(tipo)に分けられるが、A型式とは國家の費用に依つて維持せられるもの、B型式とは一部分は國家の費用に依り、一部分は他の團體の費用に依つて維持せられるもの、C型式とは國家の費用からは何等の支持も受けて居らぬものである。是等の高等教育諸機關は孰れも独自の會計を有つて居り、形式上の自治を認められて居る。總長・學長又は學校長を議長

とし、學校の職員を評議員とする管理評議會 (consiglio d'amministrazione)が設置せられ、學内又は校内の管理・懲戒・教授訓育等に關する重要事項を審議するが、會計上の事項に關しては縣會計官 (intendente di finanza della provincia)も評議員として評議會に参加する。

### 綜合大學

イタリアの傳統的なる綜合大學は四つの學部 (facoltà) 即ち法學部 (facoltà di giurisprudenza)・醫學部 (facoltà di medicina e chirurgia)・文學部 (facoltà di filosofie e di lettere)・理學部 (facoltà di scienze fisiche, matematiche e naturali)より成り、一人の總長 (rettore) 全學を總理し、各學部には職員中より選任せられた學部長 (direttore) があり、その下に一定數の正教授 (professore ordinario) 及び助教授 (professore straordinario) があつて講座を擔當する。教授はイタリア國民にして選拔に依つて任命せられるのを通例とするが、講座が國際的性質のものなる時は外國人に擔任せしめることが出来る。但しこの場合には任期を一年とする。教授の他に私講師 (libera docente) があつて特殊學科を擔任する。正規の課程は法學部四年、醫學部六年、文學部四年、理學部四年とし、是等は學士號 (laurea) に導くが、卒業後特殊研究者の必要を充すために研究科 (corso post lauream) が設けられて居る。尙大學には通常藥學校 (scuola di farmacia) が附設せられる。課程は化學及び藥學の學士號を得るためには四年と一年間の實習とを必要とし、藥學の免許證 (diploma) のための課程は三年と二年間の實習とを必要とする。

### 高等師範學校



中等學校下級段階の國語及びラテン語の教員總ての中等學校の歴史及び地理の教員・師範學校の教育及び哲學の教員・視學官・小學校長等の養成を目的とし、選抜試験に依り男女の生徒の入學を許し、課程は四年である。學科課程の内容をフイレンツェ高等師範學校に就いて示せば次のごとくである。

學科	學年	
	第一學年	第二學年
文學科	國語及び國文學 ラテン語及びラテン文學 ドイツ語及びドイツ文學 歴史	國語及び國文學(二年間) ラテン語及びラテン文學 歴史(二年間) 地理
教育及び哲學科	國語及び國文學 ラテン語及びラテン文學 哲學及び哲學史 教育	國語及び國文學(二年間) 哲學及び哲學史(二年間又は二年間) 教育(同右) ドイツ語及びドイツ文學 イギリス語及びイギリス文學(二年間) 歴史(同右) 地理(同右) 公法及び教育法規(同右) 學校衛生(同右)
第三學年及び第四學年	國語及び國文學(二年間) ラテン語及びラテン文學 歴史(二年間) 地理(二年間)	國語及び國文學(二年間) 哲學及び哲學史(二年間) 教育(二年間)

備考	備
	國語歴史地理哲學及び哲學史教育一つの外國語及び外國文學の中間修了の講義を二種以上修業すること。第一學年及び第二學年の教育及び哲學の中孰れか一つは一年間他は二年間を修業することを得。イギリス語及びイギリス文學は第一學年及び第二學年又は第三學年及び第四學年の孰れに於いて修業するも差支へなし。
	同上 イギリス語及びイギリス文學公法及び教育法規學校衛生の講義は第一學年及び第二學年又は第三學年及び第四學年の孰れに於いて修業するも差支へなし。

その他の高等教育機關

綜合大學及び高等師範學校の他に實業高等教育以外の高等教育機關としてナポリの東方語學校 (Istituto orientale)・フイレンツェの高等法學校 (Istituto superiore di scienze sociali e politiche) 等を數へる。前者はB型式の學校で、日本語・支那語・トルコ語・ベルンツァ語・アラビア語・アルバニア語・イスラエル語・ロシア語等の東方諸國の語學及びイギリス・ドイツ・フランス・スペイン等の語學及び文學等の諸科及びアフリカ土語・植民政策・植民地理等の諸科があり、修業年限はロシア語・ドイツ語・スペイン語の各科は四年、その他は三年である。フイレンツェ高等法學校はチエザレアルフイェリ (Cesare Alfieri) の名に依つて設立せられたC型式の學校で四年の課程を経て學士號に導く。



七 藝術教育

種類

イタリアは由來芳香豊かな美術の國、藝術の國として高き矜誇を持して居る。随つて藝術教育には傳統的に關心と重點とを置き、全國に公私のこの方面の施設を多數數へることが出来るが、之を教育内容より工藝・美術・音樂及び演劇の諸學校に分ける。是等の學校は美術學院を除けば總て中等教育と同程度のもので、下級段階に屬するものと上級段階に屬するものがあり、入學資格もそれ／＼の段階に應ずべきこと猶他の中等學校の場合と同様である。

工藝學校

下級段階の工藝學校は教育内容に依つて工藝實務中學校 (scuola d'arti e mestieri)・工藝職業中學校 (scuola professionale per le arti)・美術工業中學校 (scuola per industriale artistiche)・工業美術中學校 (scuola d'arte industriale)・圖案中學校 (scuola di disegno professionale)・陶器工藝中學校 (scuola per l'arte della ceramica)・家具製作中學校 (scuola professionale del mobile)・木材工藝中學校 (scuola per tarsia e l'ebanisteria)・珊瑚細工及び裝飾工藝中學校 (scuola d'incisione sul corallo e di arti decorative affini)・建築鐵工徒弟中學校 (scuola di tirocinio per arti edili e fabbrili)等がある。是等の學校は大部分は技術者の指導に依る工作室に於ける實習・製圖・模型製作・圖案・一般工藝學及び普通學科の三類型の教育が與へられる。上級段階の工藝學校には工藝高等中學校 (istituto d'arte)・工業美術高等

中學校 (istituto d'arte industriale)等があり、孰れも下級段階の工藝學校修了以上の資格者を入學せしめ、教授内容は工作室に於ける實習・製圖・模型製作・圖案・一般工藝學及び普通學科で、修業年限は四年である。

美術學校

美術高等中學校 (liceo artistico)及び美術學院 (accademia di belle arti)之に屬し、前者は孰れも後者に附設せられて居る。美術高等中學校は上級段階の中等學校で、下級段階の中等學校の三學年修了以上の資格を有するものを收容し、繪畫・彫刻・裝飾・背景畫等を教授する。毎週教授時數を表示すれば次のごとくである。

學科目	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
	第一部	第二部	第一部	第二部	第一部	第二部	第一部	第二部
繪畫	一〇	一〇	六	六	八	四	八	四
裝飾畫	一〇	一〇	六	六	八	四	八	四
彫刻			四	四	四	四	四	四
裝飾彫刻			四	四	四	四	四	四
用器畫	四	四	三	三				
遠近法					四	四	四	四
建築			二	二	四	四	四	四







學院は一名大理石學校 (scuola del marmo) と唱へ、彫刻科及び裝飾科に大理石藝術を教授することに於いて有名である。又フィレンツェには圖案美術學院 (accademia delle arti del disegno) がある。尙下級段階の美術學校としてはカッラルラの工匠中學校 (scuola diurna e serale per gli artigiani)、エミリアのオペラ圖案中學校 (scuola di disegno per gli operai) の二校を數へる。

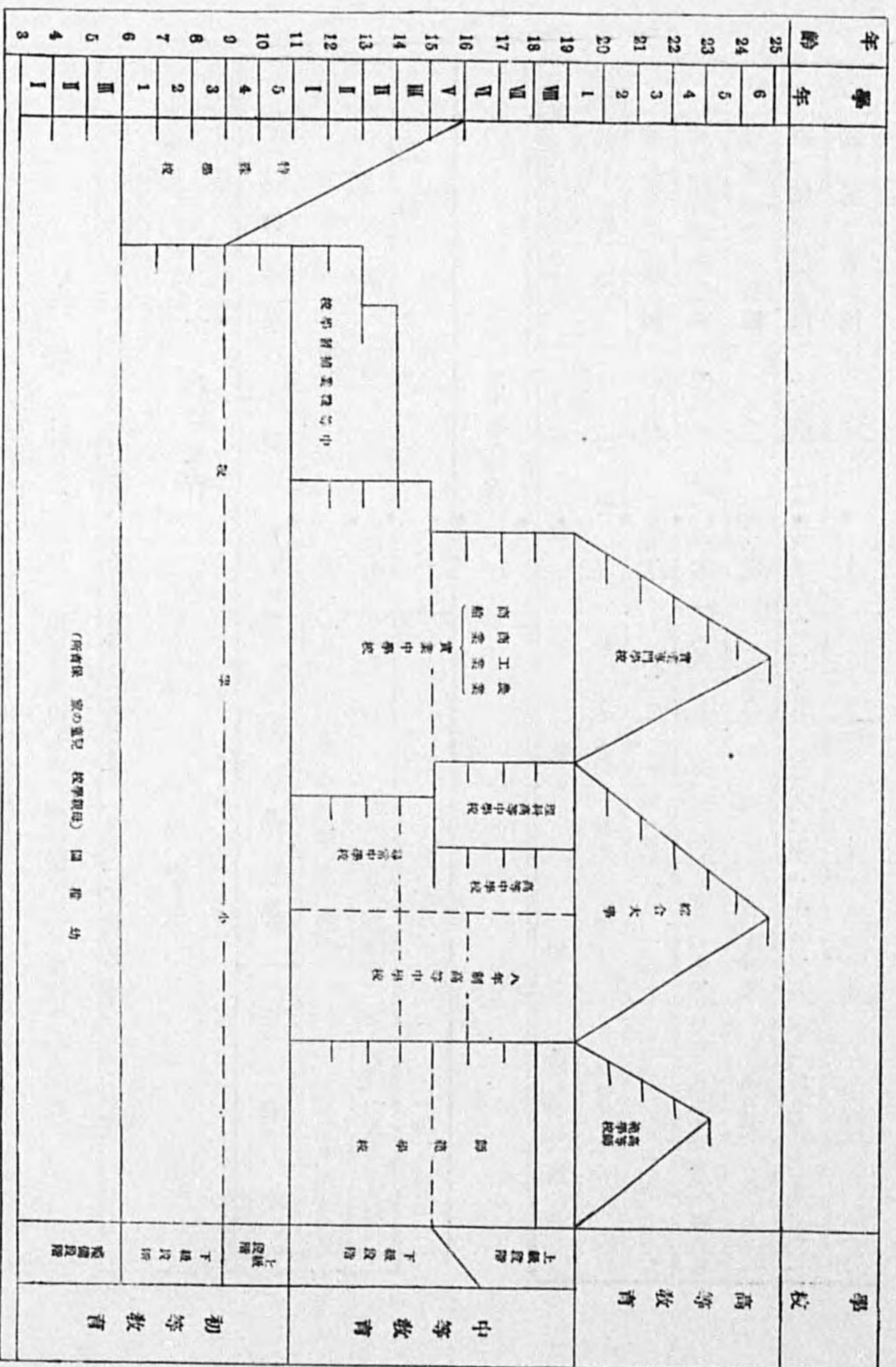
**音楽及び演劇學校**

音樂學校 (conservatorio di musica) はフィレンツェ・ミラノ・ナポリ・パレルモ・バルマ・ローマの六校で、課程を分けて基礎科 (corso fondamentale)・本科 (corso principale)・補習科 (corso complementare) とし、本科を更に普通科 (corso normale)・高等科 (corso superiore) の二段階に分つ。基礎科は聲樂・器樂・作曲の理論及び技術を初歩より授け、四年の課程で、八歳以上十四歳以下の男女を資格檢定を経て入學せしめる。本科は基礎科に接續し、作曲・聲樂・各種器樂の諸課程を置く。補習科は本科修了者に更に理論及び技術の完成を期するを目的とする。

演劇學校はローマの演劇中學校 (scuola di recitazione "Eleonora Duse") 一校で、俳優養成を目的とする下級段階の中等學校で三年の課程である。科白・演劇史・演技法等を主要なる教育内容とする。

**八 學校系統圖**

イタリアの學校教育の大略を系統圖に依つて示せば次表のごとくである。





九 統計 (一九三三—三四年度、但し高等専門學校は一九三四—三五年度)  
 — "The statesman's year-book, 1936" に依る —

一 初等教育

學校名	學校數		教員數		生徒數	
	公立	私立	男	女	男	女
幼稚園			九,二二八	二〇,一九六	七〇五,四五二	
小學校			九八,三三二	一〇二,四七四	五,一五九,〇六五	
			二,三〇二		一四二,三三一	

二 中等教育

種類別學校名	學校數	教員數		合計	生徒數		合計
		男	女		男	女	
尋常中學校	一七八	九,九二	六,二二	一,六一三	一八,一五一	六,五二二	二四,六七二
八年制高等中學校	二五六	四,〇一七	一,四八五	五,五〇二	七三,六六二	二三,八八二	九七,四八四
理科高等中學校	六一	五二四	九八	六二二	五,九五四	八五七	六,八一
師範學校	一七四	一,三六九	二,二九五	三,六六四	二一,八二六	四七,四九五	六九,三二二
實業學校							

種類別學校名	學校數	教員數		合計	生徒數		合計
		男	女		男	女	
尋常中學校	一八二				七,二二七	三,三〇三	一〇,四三〇
八年制高等中學校	七六				四,二二七	九一六	五,一三三
理科高等中學校	三三				六四五	一〇五	七五〇
師範學校	一八九				二,一一七	八,三四一	一〇,四五八
實業學校							
その他の學校	九〇				六,〇六三	九九三	七,〇五六
文化及び語學研究所	一三三				九三五	二,八八三	三,八一八

三 高等専門學校

學校名	學校數	生徒數		學校名	學校數	生徒數	
		男	女			男	女
高等工業學校	九	三,八七八		高等農業學校	六	九八三	
高等建築學校	六			高等獸醫學校	一〇	六七一	
高等化學工業學校	一			東方語學校	一	六九六	
高等海事工業學校	一	三三七		高等師範學校	六	三,二二二	
高等商業學校	一二	九,九一三					

四 大學



公別		私		立	
名	稱	名	稱	設立年次	學生數
パ	バ	ベ	ル	一	二
リ	リ	ル	ル	一	二
(Bari)	(Bari)	(Perugia)	(Perugia)	一	二
一九二四	一九二四	一二七六	一二七六	一	二
一、二五八	一、二五八	四八一	四八一	一	二
八二	八二	七一	七一	一	二
ボ	ロ	ピ	サ	一	二
ロ	ロ	サ	サ	一	二
ニ	ニ	一	一	一	二
二〇〇	二〇〇	一三三八	一三三八	一	二
三、四八〇	三、四八〇	一、四七七	一、四七七	一	二
三二四	三二四	二二六	二二六	一	二
カ	カ	ロ	ロ	一	二
リ	リ	マ	マ	一	二
(Cagliari)	(Cagliari)	(Pisa)	(Pisa)	一	二
一六二六	一六二六	六、七一四	六、七一四	一	二
五三六	五三六	三一一	三一一	一	二
八三	八三	七六六	七六六	一	二
カ	カ	サ	サ	一	二
タ	タ	サ	サ	一	二
(Catania)	(Catania)	(Sassari)	(Sassari)	一	二
一四三四	一四三四	一六七七	一六七七	一	二
一、四二五	一、四二五	三一一	三一一	一	二
一六四	一六四	五一	五一	一	二
フ	フ	シ	シ	一	二
イ	イ	ナ	ナ	一	二
ン	ン	ナ	ナ	一	二
ツ	ツ	ナ	ナ	一	二
エ	エ	ナ	ナ	一	二
(Firenze)	(Firenze)	(Siena)	(Siena)	一	二
一九二四	一九二四	一三〇〇	一三〇〇	一	二
一、四六九	一、四六九	三一一	三一一	一	二
一八六	一八六	八六	八六	一	二
ジ	ジ	ト	ト	一	二
エ	エ	リ	リ	一	二
ノ	ノ	リ	リ	一	二
(Genova)	(Genova)	(Torino)	(Torino)	一	二
一二四三	一二四三	一四〇四	一四〇四	一	二
一、七三〇	一、七三〇	二、二九八	二、二九八	一	二
三〇九	三〇九	四二〇	四二〇	一	二
マ	マ	カ	カ	一	二
チ	チ	メ	メ	一	二
エ	エ	リ	リ	一	二
ラ	ラ	リ	リ	一	二
タ	タ	ラ	ラ	一	二
(Macerata)	(Macerata)	(Camerino)	(Camerino)	一	二
一二九〇	一二九〇	一七二七	一七二七	一	二
一三八	一三八	一六六	一六六	一	二
一六	一六	二八	二八	一	二
メ	メ	フ	フ	一	二
ッ	ッ	エ	エ	一	二
シ	シ	ラ	ラ	一	二
(Messina)	(Messina)	(Ferrara)	(Ferrara)	一	二
一五四九	一五四九	一三九一	一三九一	一	二
一〇七九	一〇七九	二五四	二五四	一	二
一一五	一一五	四三	四三	一	二
ミ	ミ	ミ	ミ	一	二
ハ	ハ	ラ	ラ	一	二
ノ	ノ	ラ	ラ	一	二
(Milano)	(Milano)	ミ	ミ	一	二
一九二四	一九二四	ラ	ラ	一	二
二、四三六	二、四三六	ラ	ラ	一	二
三九九	三九九	ラ	ラ	一	二
八四	八四	ラ	ラ	一	二
モ	モ	ウ	ウ	一	二
ド	ド	ル	ル	一	二
(Modena)	(Modena)	(Urbino)	(Urbino)	一	二
一六七八	一六七八	一五六四	一五六四	一	二
六一七	六一七	九〇	九〇	一	二
八四	八四	一八	一八	一	二
ナ	ナ	フ	フ	一	二
ポ	ポ	イ	イ	一	二
(Napoli)	(Napoli)	レ	レ	一	二
一二二四	一二二四	レ	レ	一	二
五、九四四	五、九四四	レ	レ	一	二
五二二	五二二	レ	レ	一	二
パ	パ	フ	フ	一	二
ド	ド	イ	イ	一	二
(Padova)	(Padova)	レ	レ	一	二
一二二二	一二二二	レ	レ	一	二
二、七七六	二、七七六	レ	レ	一	二
三二七	三二七	レ	レ	一	二
パ	パ	フ	フ	一	二
ド	ド	イ	イ	一	二
(Palermo)	(Palermo)	レ	レ	一	二
一八〇五	一八〇五	レ	レ	一	二
一、九七八	一、九七八	レ	レ	一	二
三五五	三五五	レ	レ	一	二
パ	パ	フ	フ	一	二
ド	ド	イ	イ	一	二
(Parma)	(Parma)	レ	レ	一	二
一五〇二	一五〇二	レ	レ	一	二
六五七	六五七	レ	レ	一	二
一一一	一一一	レ	レ	一	二
パ	パ	フ	フ	一	二
ド	ド	イ	イ	一	二
(Pavia)	(Pavia)	レ	レ	一	二
一三〇〇	一三〇〇	レ	レ	一	二
一三六七	一三六七	レ	レ	一	二
一七一	一七一	レ	レ	一	二

### 第十章 ファッシスト教育改革の意義

西暦千九百二十三年のファッシスト政府の教育改革は時の公教育大臣ジェンティレの教育思想に基くものであり、ジェンティレの教育思想は又イタリアに於ける哲學思想の傳統とドイツに於ける理想主義哲學の影響とに依るものであることは、既に論述せる通りである。随つてその教育改革の指導原理は國民主義的教育の徹底といふ點に關しては、ドイツの民族主義的教育改革と極めて近似せる所があるが、その思想背景に至りては顯著なる相違が存することを認めねばならぬと思ふ。ドイツの民族主義的教育は人種的血統的關係を重視し、生物學・遺傳學の上にその基礎を置き、ジェンティレの國民主義的教育の如く理想主義的哲學を前提とするものではない。随つて學科課程乃至教育内容に關してもイタリアにありては哲學・宗教・文藝を最も重要視するに反し、ドイツにありては人種學・遺傳學等を極めて重要視するのである。概言すれば前者は人文主義的理想主義的であるが、後者は生物學的・自然科學的である。けれども両者は共に國家主義的教育を主張し個人主義的教育を排撃する點に於いて共通であるばかりでなく、教育觀並に教育法に於いても共通するもの多く、共に教育に關する理論と實際とを根本的に革新せんとするもの存することは、大いに注目し得る所であると思ふ。

先づ第一に指摘すべきは教育と國家の政治とを密接に關聯せしむることである。ドイツ



に於いては政治的教育乃至政治的教育學といふことを力説する。イタリアではかゝる標語を掲げて教育界を指導すること、ドイツ程著しくはないやうであるが、總ての教育は「學校ファッシスト協會」(Associazione fascista della scuola)に屬し、ファッシスト黨幹事長の統率下にある。又その中には初等教員部、中等教員部、高等教員部、圖書館員部等の區分があり、總ての教員は公職に入る前に嚴肅なる式を行ひ、ファッシスト黨に忠誠なるべきことを誓ふのである。小學校教員の養成は七箇年課程の師範學校を率りし者に對して更にファッシスト青年團の指導者としての教養を實習せしめ、又大學の中には新に政治學部を設けてファッシスト思想を教授し、以つてファッシスト官吏の養成を目的として居る。元來教育は社會の一事象であり、進歩せる社會の具體的形態は國家であるが故に、文明諸國にありては教育は古來國家と不可分の關聯を持つて居る。而して近代國家の發達と共にこの關係は一層緊密を加へたのである。けれども教育の内容と實際とは必ずしもその指導精神を國家生活に置いたのではない。殊に教育思想と教育學說とに至つては、國家よりも個人乃至一般人間を重視せしものが多かつたのである。然るにイタリアのファッシスト教育改革にありては、教育の理論に於いても實際に於いても國民主義の徹底を企圖せるものであつて、顯著なる變化と言はねばならぬ。而してジェンティレの教育理論はその論據を理想主義哲學に置くことに於いて特異性を有するのである。ジェンティレの國民主義的教育の理論は必ずしも他國の承認する所とならざるべきは、現にドイツに於ける民族主義的教育理論の例證する所であるのみならず、イタリア

國內に於けるファッシスト中にもこれ無きを保し難いと思ふ。けれども國家の政治形態が國內の教育理論と教育事實とに指導的原理を與ふるものであるとの自覺は、蓋し將來に於いて永く喪失することはないであらうと思ふ。この點に關してファッシスト教育改革は重要な意義を教育史上に有するものと考へる。

第二に指摘すべき特質は青少年運動を教育上の重要要素となせる點である。元來教育は國家社會全般に關係するものであるが、從來の學校教育は現存の國家社會より遊離する傾向を有し、しかも學校教育は教育全體を獨占するものと見做さるゝ風習を生じて來た。然るにファッシスト政府は、バリッラ運動を國家的に統制し、全國の男女青少年を之に加入せしめて以つて國民教育の重要な要素となすに至つたのである。この事はドイツのナチスの教育改革に於いても實施した所であつて、教育は學校と家庭と青少年運動との連帶責任に屬するものであるとなした。ファッシスト政府に於いても夙にこの主義を採用し、國民の教育を獨り學校教育にのみ委ねずして、青少年運動をもその要因と認めたる點は、將來に於ける教育界にも永く意義を残すものと考へる。かくの如く教育概念を學校教育以外にも擴大することは教育理論として當然のことであるべきであるが、從來の教育學はこの點に於いて徹底せざるものがあつたのである。

以上の二點に關してはファッシスト教育改革は永久的意義を有するものと考へられるが、ジェンティレの教育改革の三大眼目たる哲學・宗教・文藝の尊重に關しては特殊の吟味を要す



るものがあると思はれる。先づその哲學尊重に就いて考察するに、ジェンティレの抱懐する所の哲學とはドイツ理想主義哲學と同じく一種の精神主義であり、またカトリックと緊密なる連絡を持つものである。而してかゝる思潮が夙にイタリアの哲學界に存在せることは前に述べた通りであつて、ジェンティレはそれを繼承せるものである。クオコはかゝる思想を以つて國家復興運動に當り、ロスマニ及びジョベルテイもかゝる哲學説を唱へ、それがスバゲエンタ及びイヤイヤを通してジェンティレに傳はれることは既に略述せる所である。故にかゝる傳統に基く理想主義哲學は能く國家主義・國民主義と合致し、又單なる主觀主義に陥ることなく客觀的實在論と融和し得たのである。けれどもこはイタリアに於ける特殊の傳統に基く思想的産物であつて、必ずしも常に國民主義乃至國家主義の教育改革の理論的基礎でなければならぬものではない。現にドイツに於けるナチスの教育改革にありては、かゝる意味の哲學思想を基礎とするものでないことは前に述べた通りである。否、そのみならず、ナチスの教育改革は寧ろ過去のドイツ理想主義哲學を基礎とする自由主義的教育を排斥して生理學・人種學を基礎とする民族主義的教育を主張して居るのである。故にフアッシスト政府の最初の教育改革の指導精神は理想主義哲學的であつたといふことは、必ずしも將來に於ける孰れの國の教育改革にも妥當すべきものと斷定することは出來ないと思ふ。唯將來に於ける教育の理論及び實際は確固たる世界觀・人生觀を背景とするものでなければならぬといふ意味に於いて、即ち廣義の哲學的基礎を有するものがなければならぬといふことを示唆

する點に於いて、フアッシスト教育改革は重要な意義を有するものである。而してその世界觀・人生觀は國民主義乃至國家主義と一致するものでなければならぬことは勿論である。

フアッシスト教育改革に於いて宗教を尊重するといふことに關しても亦イタリアに於ける歴史的事情に依るものが少なくないと思ふ。宗教特にカトリックと國家との關係に就いては、ドイツ特にプロイセンにありては久しく困難なる問題を惹起せる歴史がある。ピスマルクは學校教育は國家の所管に屬すべきものなることを主張し、教會よりその監督權を奪はんとしてローマ法王廳との間に紛争を起した。然るにイタリアにありては十九世紀の初めよりイタリア統一運動とカトリックとは多く提携し來つたが、十九世紀末の社會民主主義運動とその思想背景としての實證主義・經驗主義とは教育と宗教との分離を主張した。ジェンティレはそれと反對に精神主義・理想主義を奉ずると共に、イタリアに於ける理想主義哲學の傳統を承け、カトリックとの融合を旨とするのである。故にカトリック的宗教教授と國民主義的教育との一致はイタリアの特殊事情に即して企圖し得るのであるが、如何なる國家にありても之を期待し得る所ではない。随つて將來の學校教育は國家主義・國民主義に關しては必ずやフアッシスト教育改革とその主義を同じうするであらうが、宗教を學校教育に於いて尊重すること、ジェンティレの教育改革の如くなるや否やは疑問である。現にドイツに於けるナチスの教育改革は、ドイツの傳統に従ひ、依然として宗教科を學校教育の必修科とはなし居るが、これよりも寧ろ自然科學を重視し居ること、前に述べし通りである。且その宗教に



關してもナチスにあつてはゲルマン民族固有の信仰の復活に努力して居るやうである。

最後に文藝と國民主義的教育との關係も亦一義的に一致するものとは思はれない。文藝主義尊重の精神は所謂人文主義乃至新人文主義教育の根本をなすものであつて、自由主義人道主義と極めて密接なる關聯を有するものである。随つて文藝主義の教育は個人主義となり自由主義となり世界主義となる傾向を有するものであり、時としては感覺的享樂主義に墮することさへもある。然るにフアツシスト教育改革は國民主義理想主義を基調となすに係らず、大いに文藝を尊重し得る所以のものは、これまたイタリア特殊の事情に基くものと思はれる。言ふまでもなくイタリアは歐洲に於ける美術國であつて、古くはローマ時代にあつても歐洲藝術の淵源地であり、中世以降の藝術及び文學に就いてもイタリアはその發祥地である。故にイタリアに於いては文藝は國民文化の表徴であつて、その中にはイタリア的國民精神が充滿して居るのである。かくしてイタリアの國民主義教育とイタリアの文藝とは不可分の關係を持つのである。換言すればフアツシスト教育改革に於いて文藝を尊重する所以のものはイタリアの國民精神の發露たるイタリア文藝を尊重するが爲である。尤もジェンティレは浪漫主義的思潮に屬するドイツ理想主義哲學の立場より一般に文藝を尊重せんとするのであるが、文藝一般は必ずしも國民主義と相容るゝものに非ざるものであるが故に、この場合に於いてもイタリア文藝即ちイタリアの國民文藝を指して文藝と見做せるものと解すべきである。尤も文藝そのものは宗教と同じく全人的活動の表現であるが故に、教育の徹

底を期する上には之を輕視すべきではない。況んや有閑生活の教養の見地よりしても高尚なる趣味の教育は將來に於いて益々多くの注意を拂はるゝこととなるであらう。けれどもこの場合に於いても國民的文藝のみが國民主義的教育と融合し得るものであることを忘れてはならぬ。ジェンティレの教育改革に於いて文藝を重視せることは或意味に於いては將來の教育に重大なる意義を残すものであるが、その文藝は國民主義に屬するものでなければならぬことを忘れてはならぬ。而してかゝる文藝は選擇せられたる文藝であつて、如何なる文藝にてもこの目的に合するものと考へてはならぬのである。

以上の如くフアツシスト教育改革は種々の觀點よりして重要な意義を有するものであるが、ジェンティレの教育哲學は必ずしも將來の教育界を決定的に支配するがごときものではない。かくの如き哲學的教育説は既に過去に於いてもドイツ理想主義者に存在して居たのである。殊に人文的學科を偏重して、自然科学的學科を輕視する傾向を有するが如きは、將來に於いて必ず改訂を必要とするものと考へるのである。その他の細目に互る教育改革に關してもイタリアの特殊の事情に基くものが多いのであるから、他國にありてはその國情に鑑みて取捨選擇を施すべきであると思ふ。